名護市第４次地域保健福祉計画

平成 30（2018）年３月

名護市

市長挨拶

「思いやりで支える共生のまち・なご」の推進を目指して

名護市では、名護市地域保健福祉計画（平成 10 年策定、平成 15 年見直し）、名護市第２次地域保健福祉計画（平成 20 年策定）及び名護市第３次地域保健福祉計画（平成 25 年策定）に基づき、地域に暮らす全ての人々が、児童、障がい者、高齢者といった分け隔てなく、尊厳を持ちながらその人らしい生活を送り、安心して健康で生き生きと暮らしていける地域づくりを目指し、各種の福祉施策を推進しております。

ところで、地域福祉に関する国の動きをみますと、住民が抱える多様で総合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握や関係機関との連携等により解決が図られること等を目指す「我が事・丸ごと」の地域福祉推進を理念に掲げております。

本計画は、国の地域福祉に関する施策を踏まえ、名護市第３次地域保健福祉計画で掲げた、地域相互で「思いやりの心」を持ち、「支え合い」によって、住みよい地域社会を実現する「思いやりで支える共生のまち・なご」の基本理念をより具現化する計画と位置付け、計画策定に当たっては、「市民アンケート調査」や「地域福祉住民懇談会」での意見を踏まえ、市民の意見や地域の実情の把握に努めるなど、市民参加による計画づくりを進めてまいりました。

今後は、本計画の基本理念を着実に推進するため、市民や関係団体、市社会福祉協議会との密接な連携のもと、実施状況の点検・評価を行いつつ、諸施策を実施してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました地域保健福祉計画策定部会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や住民懇談会参加等に御協力いただきました皆様並びに市社会福祉協議会、その他関係者の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成３０年３月

名護市長　渡具知 武豊

目　　次

第１章　名護市地域保健福祉計画の策定に当たって
１．計画の策定に当たって …… 1
２．計画の位置づけなど …… 4
３．計画の課題の整理 …… 7
第２章　名護市地域保健福祉計画の基本的な考え方
１．計画の理念 …… 11
２．基本目標 …… 12
３．施策の体系 …… 13
４．日常生活圏域の設定 …… 14
５．重点プラン …… 15
６．目標指標 …… 19
７．地域における支え合い・支援ネットワーク図 …… 21
第３章　名護市第４次地域保健福祉計画で取り組むこと（各論）
１．行動する人を活かし、育む …… 23
２．地域力を活かし、支える …… 29
３．支え合いの仕組みやネットワークをつくる …… 39
第４章　計画推進に当たって
１．本計画の周知 …… 49
２．市民参画による計画の進行管理と評価の実施 …… 49
資料編
１．名護市の概要（データからみる地域福祉を取り巻く現状） …… 51
２．市民の福祉ニーズ …… 63
（１）地域保健福祉計画に関する市民アンケート調査結果 …… 63
（２）地域保健福祉計画に関する区アンケート調査結果 …… 77
（３）地域福祉住民懇談会の報告 …… 82
３．考慮すべき地域福祉に関する国の指針等について …… 91
４．計画策定の体制、経緯など …… 92
５．用語解説 …… 100

第１章　名護市地域保健福祉計画の策定に当たって

第１章　名護市地域保健福祉計画の策定に当たって

１．計画の策定に当たって

（１）地域福祉とは

「福祉」と聞くと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの分野で福祉サービスの支援を受けている特定の人、困っている人の事と思う方も多いかもしれません。

地域福祉は、地域を基盤としてだれもが安心して暮らせるよう、住民それぞれが役割を持ち、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、助け合いながら自分らしく活躍できる地域の実現に向けて、住民、地域、関係機関、行政のみんなで取り組んでいこうとするものです。したがって、すべての市民が対象となります。

地域福祉を進めていくためには、住民や地域、団体・機関、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を理解し、力を合わせて関係性をつくる必要があります。

関係性を構築する上で「自助・互助・共助・公助」といった視点が重要であることから以下の通り整理するとともに、様々な生活・福祉課題の解決に向けて、これらの連携による取り組みを進めます。

■自助・互助・共助・公助の考え方について

自助（自分・家族）	自分自身や家族が主体となり､自分でできることは自分の力で取り組む
互助（ご近所・地域・自治会（区）、サークル、ボランティアなど）	自分だけの力ではできないことを地域の協力を得て取り組む。近所での声かけや助け合い
共助	介護保険制度をはじめとする社会保険制度等を利用し解決する
公助（市・県など）	自助、互助、共助で解決できない問題について、行政が公的サービスとして支援する

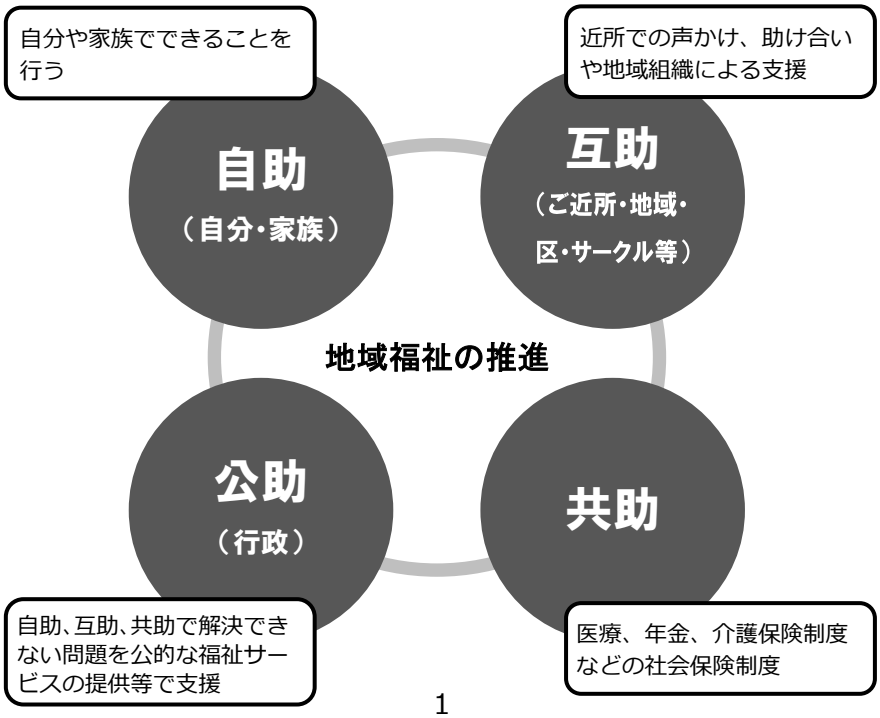

（２）計画策定の背景と目的

全国的に、少子高齢社会の到来をはじめ、都市化が進む地域、人口が減少する地域がみられ、社会構造が大きく変化しています。また、地域におけるかつての人と人とのつながりも希薄化し、ライフスタイルも多様化しています。これに伴い、ひきこもり、子育て家庭の孤立、貧困、児童・高齢者虐待の増加などの社会問題は一層複雑化しています。

こうした状況の中、近年の甚大な自然災害における地域や家族の結びつきの大切さも再認識され、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、平時からの住民や行政、専門機関などが連携した支え合いのネットワークやしくみづくりが求められています。

この間、福祉に関する制度やサービスが充実する一方で、社会の急速な変化に伴い多様化する福祉課題は制度の狭間となることが多く、加えて地域の担い手の不足などにより、多様な主体と連携した取り組みがますます重要とされています。

国は平成 29 年 2 月に「地域共生社会」の実現を目指した方針を掲げ、社会福祉法などの関係法令の改正に取り組んでいます。「地域共生社会」とは、様々な困難を抱えている人を社会から孤立させず、その人らしい暮らしを地域で送ることができる社会で、地域住民や地域の多様な主体が参画し、適切な支援につなぐためのネットワークや支援体制が構築された社会です。

具体的には、「高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者など、対象者ごとの縦割りから、分野を超えた横断的な支援体制を構築すること」、「地域住民や地域の多様な主体が『受け手』だけではなく『支え手』となり、『我が事』として自立や支え合い、助け合いを推進する気運の醸成」などが求められています。

名護市では、これまで第３次にわたる地域保健福祉計画を策定し「思いやりで支える共生のまち・なご」を目指すとともに、だれもが尊厳を保ちながら健康で安心して暮らしていくことのできる地域づくりに取り組んできました。

引き続き、保健福祉の個別計画（高齢者・障がい者・児童・健康）等の取り組みを地域、住民参加、支え合いの仕組みづくりの視点で横断的につなぎ、本市の地域共生社会、地域福祉の充実を目指した「名護市第４次地域保健福祉計画」を策定するものです。

■改正社会福祉法[平成 30 年 4 月施行]

【第 4 条】(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉

サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

【第 5 条】(福祉サービス提供の原則)

社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

【第 6 条（略）】(福祉サービス提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

【第 106 条の 3】(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

２ 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

【第 107 条】（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２ 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３ 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

２．計画の位置づけなど

（１）計画の位置づけ

本計画は、名護市の最上位計画である「名護市総合計画」のもと、保健・福祉分野の最上位計画として策定するものであり、各個別計画（あけみお福祉プラン、障がい者プラン、子ども・子育て支援事業計画　等）の上位計画として位置づけます。

なお、地域福祉推進の両輪となる名護市社会福祉協議会の「なご社協地域福祉行動計画がじゅまるプラン」との整合を図るものとします。

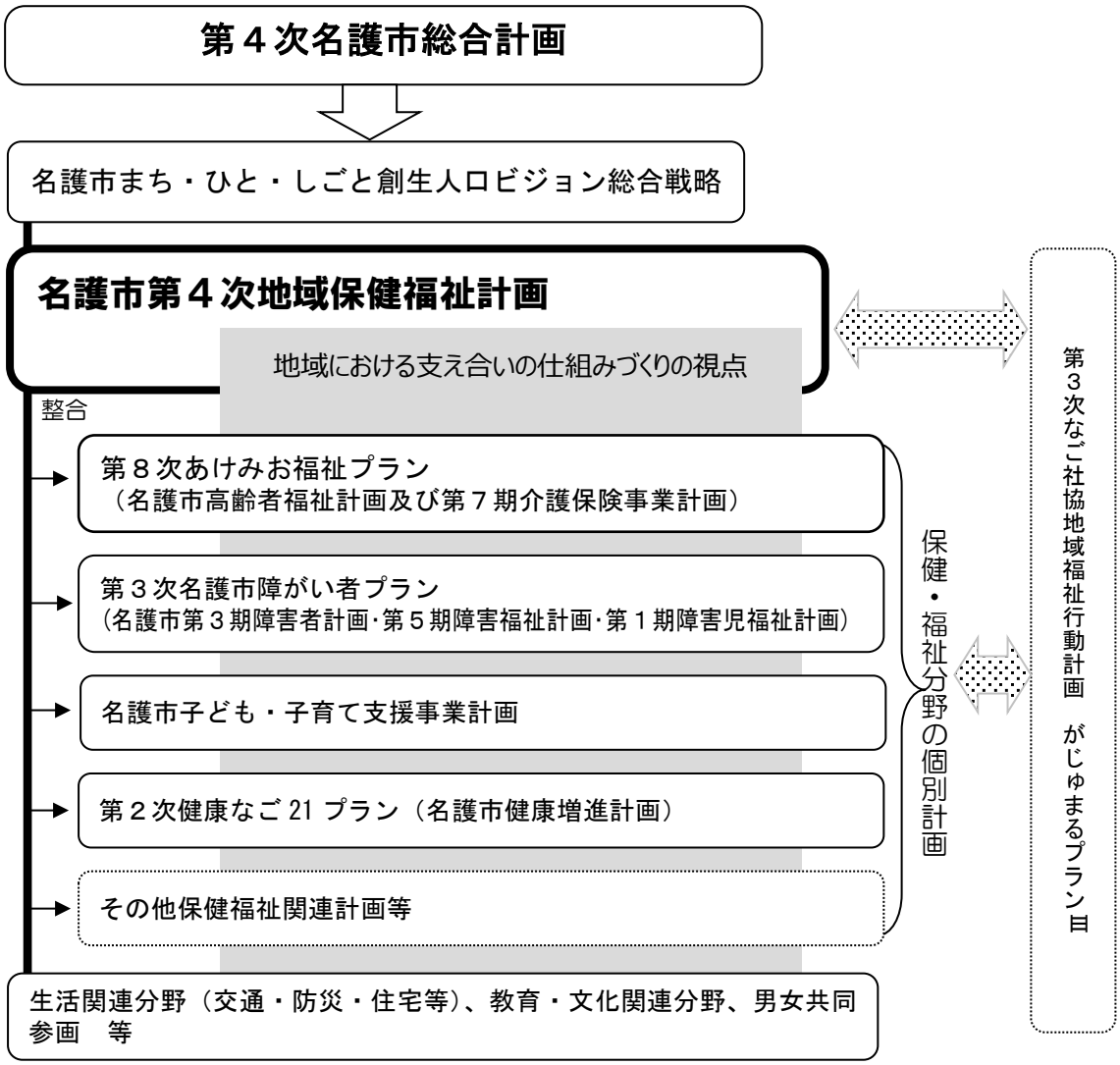

※本計画の内容は、社会福祉法に規定される『地域福祉計画』としての内容を持つものです。なお、本計画は平成 10（1998）年３月に策定した「名護市地域保健福祉計画」を引き継ぐものであり、計画の名称を「名護市第４次地域保健福祉計画」とします。

（２）計画期間

計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの５ヵ年計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

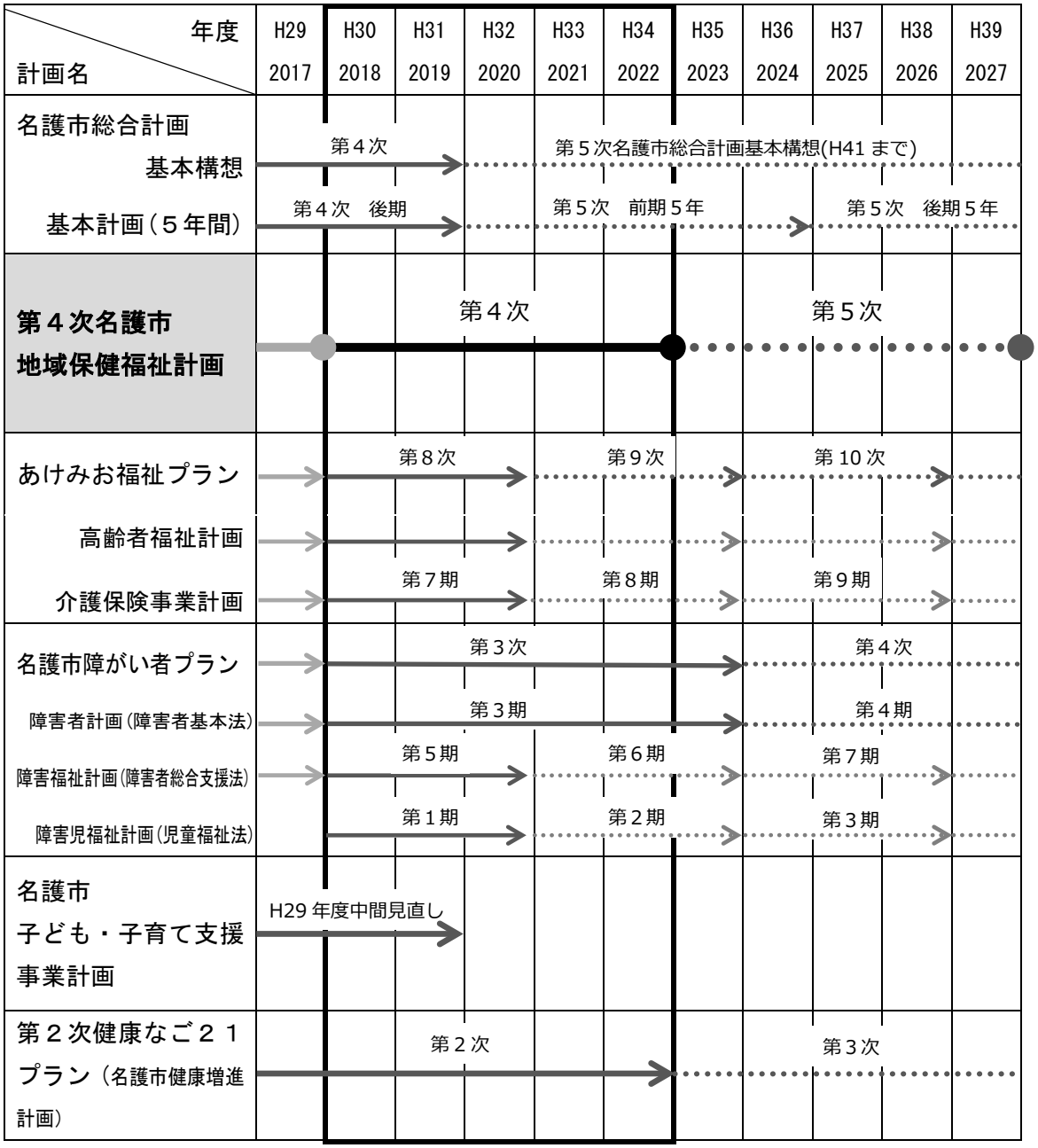

※将来的に策定される計画の計画期間（点線部分）については、仮定によるものです。

（３）策定の体制

①体制図

計画策定の体制は以下に示す通りとなっています。

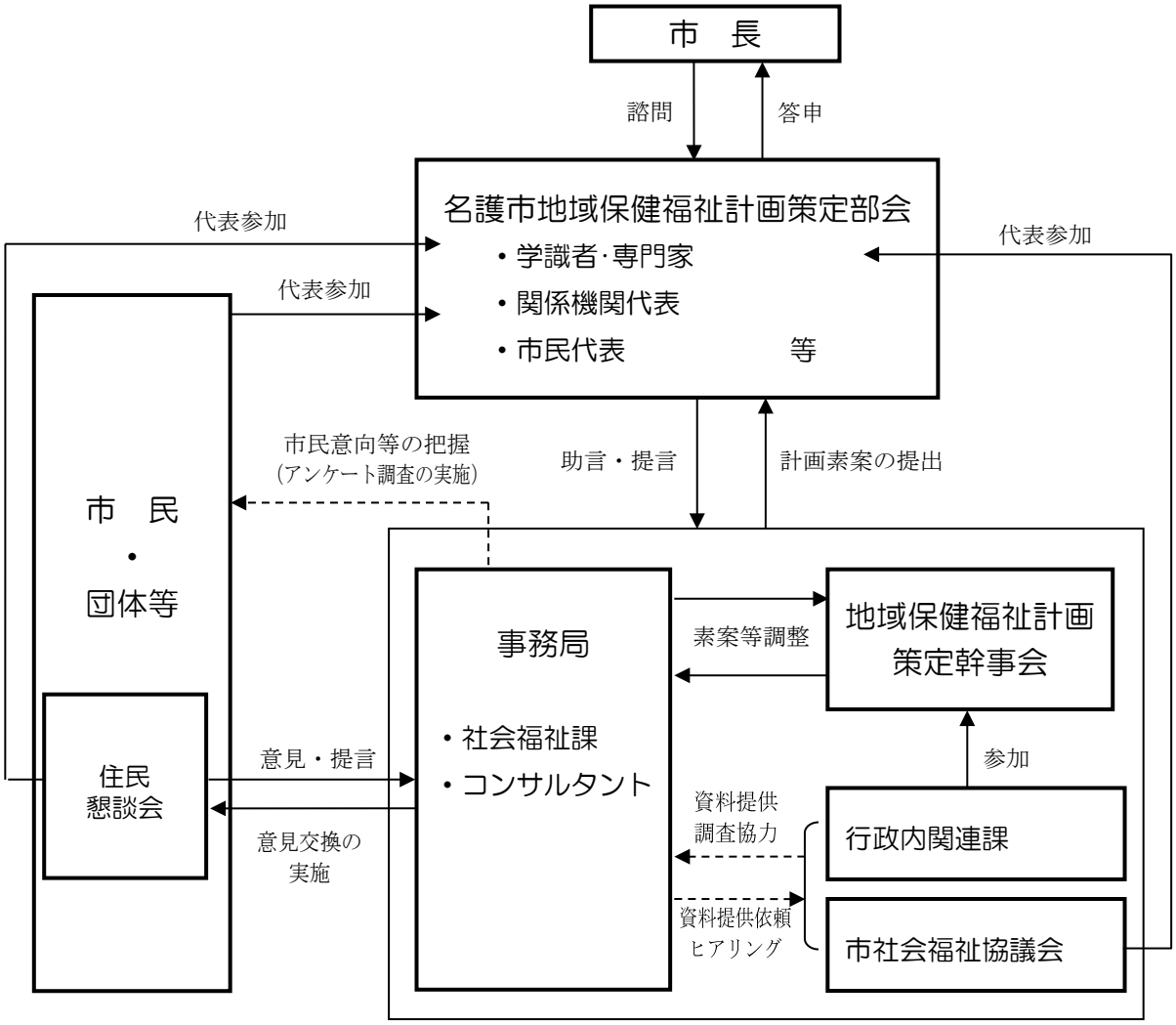

３．計画の課題の整理

（１）我が事として考える福祉の心の醸成

名護市では、特別支援教育支援者の派遣や保育所・幼稚園での障がい児の受け入れを行うなど、多様性を認め合うための環境づくりが進められており、こうした取り組みを継続していく必要があります。

各学校においては、思いやりの心の育成や福祉の視点を取り入れた学習内容を展開しています。社会福祉協議会等との連携のもと、生活障害体験学習事業（ボランティア活動やアイマスク体験等）を継続実施しています。

また、名護市障がい者スポーツ大会等の機会を通し、障がい者が社会参画しやすい環境づくりに取り組み、福祉に関する市民の関心を高めていくことに寄与しています。社会福祉協議会においては、福祉まつりや社協広報誌「なぐなぐ」等により、福祉について考えるきっかけづくりに取り組んでいます。さらに地域では、高齢者や子どもたちの交流の場、居場所づくりなどが取り組まれており、こうした活動への参加促進を通して、今後とも、地域の問題を他人事ではなく、我が事として考える市民の福祉意識の醸成に努めていく必要があります。

（２）地域福祉を推進する人材の確保

住民懇談会や区へのアンケート調査から、地域活動に参加する人材の確保や後継者の育成が引き続き大きな課題となっています。活動する住民の高齢化や固定化が進んでいる状況もあり、将来、活動者がさらに減少していくことが予測されます。一方、市民アンケート調査では、地域活動に参加していなくても、比較的多くの市民は地域への愛着や地域で困っている人がいたら何らかの手助けを行う心がけを持っていることがわかりました。加えて、時間や情報が無いという理由で地域活動に結びついていない市民が見受けられることから、このような市民の意識が地域活動の実践や地域組織へつながるよう、地域とともにきっかけや場づくりに取り組んでいく必要があります。加えて、若い世代への働きかけが大切です。

活発な活動が取り組まれている地域の特徴として、中心となるキーパーソンが活躍されていることから、住民主体の活動を促進するためにもキーパーソンの確保やキーパーソンを支え活動を支援する人材の育成・確保が重要です。

地域に根ざした取り組みを進める民生委員児童委員が欠員となっている地域もあることから、引き続き民生委員等の周知や担い手の確保等に取り組む必要があります。

地域資源をネットワークして課題を解決する技術を有する専門職が分野ごとに配置されつつあります。複合化する住民の福祉問題に対し適切な支援を行うために、不足している社会資源やサービスの開発、関係機関との調整等といった地域福祉を推進するためのコーディネート技術のさらなる向上などが求められています。

支所には地域とのパイプ役を担う社会教育主事が配置されており、地域行事への支援等も行っていることから、地域を支援する専門職間の連携強化が求められています。

（３）地域でのつながりの希薄化と孤立を見逃さない地域づくり

人口減少や少子高齢化の進行などから、近所づきあいや地域活動が広がっている状況は少なく、本市においても近所にどのような人が住んでいるのかわからないという声もあげられています。さらに自治会（区）への加入率は伸びておらず、地域のつながりが弱くなっている状況がうかがえます。一方、災害時の助け合いやその備えとして、日頃からの声かけや近所での交流が大切であることを多くの市民が認識しています。

自治会（区）ではよりよい地域づくりに向けて、各種行事や交流活動、高齢者の見守り活動、子育て支援などに取り組んでおり、活動の活性化を引き続き支援していく必要があります。市でも、地域の公民館の場所や自治会（区）の行事の案内を行っていますが、自治会（区）の情報を常時発信できるような工夫が必要です。

市では健康づくり活動や老人クラブ、婦人会等の活動との連携により各事業や取り組みを進めています。そうした各種活動を通し、さらなる自治会（区）・地域の活性化に努める必要があります。

また、認知症高齢者等の見守りに協力する民間企業やＮＰＯ団体、福祉サービスを提供する社会福祉法人等も増えつつあります。社会福祉協議会はもとより、こうした企業や組織等との連携により、地域のつながりの強化や地域活動の活性化を促進していくことも必要です。地域活動に協力している企業などの紹介を行う等、地域貢献活動が活性化されるような取り組みを創出していく必要があります。

子どもから高齢者まで生涯にわたって健やかな生活を送るためには、健康づくりに関心を持ち、自分の健康状態を知り取り組むことが必要です。市は市民の健康づくりを支援するため、保健事業の実施や民間企業をはじめ、関係機関との連携が重要になります。

市民が運動、食事などの健康づくりを実践しやすくするため、自主的な健康づくりグループへの支援や、食生活改善推進員等とともに健康づくり活動を行えるような支援体制の整備が必要です。

災害時に支援が必要な方への対応として、名護市在宅介護支援センターとの連携のもとモデル地域を選定し、要支援者の把握や平時からの見守り等に取り組んでいます。要支援者等の情報についてプライバシーに十分配慮し適切に管理しつつ、平時の見守り活動の推進や避難を支援する人々の確保が求められています。

（４）複雑・多様化する福祉問題に丸ごと対応

市ではこの間、生活困窮に関する相談窓口が整備されるなど、相談体制が充実しつつあります。一方、どこにどのような窓口があるのか、必要な情報はどこから入手できるのか分かりづらいといった声が住民懇談会などからあげられています。地域住民が直面する福祉問題は複雑化してきていることから、利用しやすい情報の提供、窓口の案内等に努める必要があります。

また、生活困窮や引きこもり、虐待などについては問題が複雑化しており、「縦割り」で整備された公的な支援制度では対応に困難なケースがみられます。関係部局間や関係機関の連携体制は強化されつつありますが、複雑化する問題については、福祉、保健、医療、就労、教育、住まいなどに関する機関が連携した「丸ごと」受けとめる支援体制の強化が求められています。また、地域の実情に応じた支援をコーディネートするとともに、不足するサービスの開発に取り組む必要があります。

権利擁護については、成年後見制度の周知や利用促進に向けた取り組みが引き続き求められています。また、名護市を含む北部地域においては、後見人が不足している状況も見受けられることから、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、後見人の確保育成に取り組む必要があります。

（５）地域のネットワークやしくみづくり

基礎圏域における支え合いのネットワーク展開として、区福祉推進委員会活動の充実促進に努めており、それぞれの地域課題を踏まえた取り組みが実践されています。一方で、地域によって活動に温度差がみられるとともに、後継者育成が進んでいない、活動の目的が充分に理解されていないといった課題も見受けられます。社会福祉協議会による後方支援を促進し、区福祉推進委員会と連携した福祉活動の推進が必要です。

中圏域におけるネットワーク展開として、区福祉推進委員会活動の情報交換・研修等を行う「地区福祉推進連絡会」が開催されていますが、地域の多様な資源との連携を図る機会として充実を促していく必要があります。また、連携や活動拠点施設として支所での「がじゅまるセンター（仮称）」のスペースの確保に努めましたが、機能の面で十分に取り組むことができませんでした。しかしながら、支所はその地区に住む住民にとって身近な行政窓口であり、地域のさまざまな情報が集まる拠点でもあります。地域の団体利用もあり、中圏域におけるネットワークの展開を拡充するため、引き続き支所の機能や拠点施設として活用していくことが必要です。また、高齢者分野での、中圏域での地域課題を検討する場として第２層生活支援協議体が始動していることから、生活支援協議体と連携することも視野に入れて、圏域のニーズ把握に努め、中圏域のネットワークの強化に取り組む必要があります。

地域の活動を支える活動資金については、各分野の補助金、共同募金等によるテーマ型募金、クラウドファンディングなどの活用が求められており、本市においても活用に向けて検討を行う必要があります。

（６）計画の推進体制や関連計画の取り組みとの連携強化

市民アンケート調査や庁内の施策の点検評価の結果などから、第３次の計画課題と同様の課題がみられ、第３次計画に位置づけた目標値についても、多くの項目で現状維持か未達成となっています。計画の推進体制が十分に構築できず、庁内での連携のとれた取り組みが展開できなかったことが課題です。

市の関係課と社会福祉協議会との連携を図るための「名護市福祉推進連絡会議」を第２次、第３次名護市地域保健福祉計画において位置づけていましたが、実施にいたっていません。本計画の推進や点検評価を図るためにも必要と思われることから、あり方を含めて検討していく必要があります。

第４次計画では、市の関係部局への計画の周知や定期的な施策の点検評価を行い、策定部会に進捗管理・推進の役割を付与し「（仮称）名護市地域保健福祉計画推進委員会」として、進捗や評価結果等を報告し施策の改善を行うなどの推進体制づくりが必要です。また、福祉関連の各種計画（あけみお福祉プラン（高齢者分野）、障がい者プラン、子ども・子育て支援事業計画等）が策定されていることから、個別計画の取り組みと連携しながら計画を進めていく必要があります。

第２章　名護市地域保健福祉計画の基本的な考え方

第２章　名護市地域保健福祉計画の基本的な考え方

１．計画の理念

（１）計画の理念

名護市に暮らす多くの市民は、住み慣れた地域で充実した安心できる生活を望んでいます。本市は広大な市域を有し、人口の集積が進む市街地から過疎化の進む農村域に至るまで様々な地域から成り立っており、地域社会の状況も様々ですが、市街地でも農村でもそれぞれの暮らしの中に保健福祉が根付いている社会の構築が求められます。

そうした中、本市においては、区福祉推進委員会による活動をはじめ、名桜大学と連携したボランティア活動等、地域に根ざした様々な人材・資源の活用が図られています。今後、これらの地域資源を活かしていくとともに、共に生きる社会づくりを進めていく必要があります。

一方で、地域に暮らす全ての人々が、児童、障がい者、高齢者といった分け隔てなく、尊厳を持ちながらその人らしい生活を送り、安心して健康でいきいきと暮らしていける社会をつくることが重要です。そのために、地域活動を支え地域福祉の問題に取り組んできた特定の人達だけでなく、地域の住民や団体、民間企業など、地域社会を構成する全ての人達が自らの地域に関心を持ち、我が事・丸ごととしてとらえ、地域ぐるみで行動することによって様々な課題を解決していくことが必要です。『自助』『互助』『共助』『公助』がそれぞれの特徴を活かし合い、支援を必要とする人の生活を総合的に支える地域づくりを進めていくことが大切です。

したがって、市民相互で「思いやりの心」をもち、「支え合い」によって、住みよい地域社会を実現する「共生のまち」を築き、愛着を持てる地域づくりを進めていくことを理念に掲げ、市民・地域・行政などが連携した、新たな時代の地域福祉を推進していきます。

＜目指す目標像＞

思いやりで支える共生のまち・なご

２．基本目標

（１）行動する人を活かし、育む（人材活用・育成）

地域共生社会の実現に向けて、市民一人ひとりが互いを思いやり、住民、関係者等が対等に協働しながら地域づくりを進めることが大切です。そのために、保育所、幼稚園、学校、地域等での学習、交流、支え合い活動等を通じて、市民の福祉の心を育むとともに、行動する市民を支援し育みます。

また、地域で困りごとを抱える人が、適切なサービスを受けられるよう調整したり、住民が解決に向けて踏み出せるよう支援するコーディネーター等を確保するとともに、その支援技術等の向上を促進します。

（２）地域力を活かし、支える（地域づくり・連携）

自治会（区）を中心に様々な支え合い活動が展開され、市内に立地する社会福祉法人、各種団体等が各地で関わりを持ち、地域と関係機関・団体が一体となって地域の力を高めていくことが大切です。そのために、自治会（区）や老人クラブ、婦人会、区福祉推進委員会等の地域活動団体の支援を強化するとともに、地域とボランティア団体、社会福祉法人、民間企業、各種団体等との協働体制の充実を図っていきます。

また、だれもが安心して暮らすことができるよう、地域力を活かし、災害時の避難行動要支援者等対策の推進、生活困窮者など社会的な自立支援が必要な人への支援充実、人にやさしい生活環境の充実、市民の健康づくりの支援に努めます。

（３）支え合いの仕組みやネットワークをつくる（包括的な支援体制の充実）

だれもが安心して暮らせるよう、身近な地域で相談できる環境づくりに努めるとともに、複合的な問題を抱える人については分野を超えた相談を受け止め、総合的な支援が受けられる仕組みやネットワークづくりを強化します。必要な情報が得られるよう、分かりやすい福祉サービス情報等の提供を目指します。そして、自分らしい生活を安定して実現できるよう、権利擁護の仕組みを整えていきます。

また、地域づくりや支え合いの仕組みづくりの実効性を高める資金の確保に努めます。

３．施策の体系

思いやりで支える共生のまち・なご

基本目標	行動目標	取り組みの方向
基本目標1 **行動する人を活かし、育む** **（人材活用・育成）**	(1)支え合いの心を育む	１）幼年期から生涯にわたる福祉の心の醸成 ２）地域における活動を通じた支え合いの心の醸成
	(2)地域福祉を推進する人を活かし、育む	１）地域の人材との連携、確保 ２）支援等をコーディネートする人材の活用、養成
基本目標2 **地域力を活かし、支える** **（地域づくり・連携）**	(1)地域力を高める	１）自治会（区）などの地域活動を支援 ２）ボランティア活動の支援 ３）社会福祉法人や民間企業等との協働体制の充実 ４）社会福祉協議会との連携を強化 ５）多様な交流機会の確保
	(2)安心して健やかに暮らせる地域をつくる	１）災害時の避難行動要支援者等対策の推進 ２）生活等困窮者の支援の充実 ３）人にやさしいまちづくりの推進 ４）地域で取り組む健康づくりの推進
基本目標3 **支え合いの仕組みやネットワークをつくる** **（包括的な支援体制の充実）**	(1)様々な相談窓口を確保する	１）基礎圏域、中圏域での相談体制の充実 ２）市圏域での相談体制の充実
	(2)適切な情報提供を進める	１）各種媒体を通した情報提供の充実
	(3)権利擁護の仕組みを整える	１）成年後見制度等の利用促進 ２）成年後見制度等の円滑な運用に向けた体制の確保 ３）虐待等の防止対策の推進
	(4)支援ネットワークを整える	１）基礎圏域におけるネットワークの充実 ２）中圏域におけるネットワークの充実 ３）市圏域におけるネットワークの充実
	(5)地域づくりを支える資金を確保する	１）活動資金の確保促進

４．日常生活圏域の設定

地域福祉を推進し、様々な福祉課題に取り組んでいくために、市全体で推進体制を整え、対応していくことも重要ですが、地域課題をいち早く把握し、解決に向けた取り組みを展開しやすくするためにも、福祉サービスの種類や各地域の住民相互の支え合いや福祉活動といった各種の取り組みにふさわしい圏域を設定していくことが求められます。

本計画においては、地域福祉を推進するための圏域として、第２次名護市地域保健福祉計画で設定した圏域を踏襲し、「基礎圏域」「中圏域」「市圏域」の３層に分けて、それぞれの圏域に応じた展開を図っていくものとします。

【圏域設定】

○基礎圏域

エリアの考え方：見守りや支え合いといった毎日の生活に密着した活動を通して問題を解決していく範囲。

対　象　範　囲：区の単位。人口規模や面積の大きい区は、地域の実情に応じて、声かけや見守り等が実施しやすい範囲で活動できるものとする。また、区の規模が小さい、社会資源が十分に備わっていない区については、近隣の区と一緒に活動を進めるなど柔軟な範囲設定ができるものとする。

○中 圏 域

エリアの考え方：基礎圏域内での取り組みでは解決することが難しい問題などに対し、近隣地域の様々な活動が結びつき、取り組みを行っていく範囲。

対　象　範　囲：将来の地域包括ケアのとりまとめの圏域を想定して４圏域とする。

○市 圏 域

エリアの考え方：専門的で公的な福祉サービス等を地域にとらわれずに提供する範囲。

対　象　範　囲：市域全体。

５．重点プラン

本計画の目標である、人材活用・育成、地域づくり・連携、包括的な支援体制の充実に向けて取り組むため、各基本目標の取り組みより、次の施策を重点プランとして定め、優先的に推進します。

（１）「基本目標１ 行動する人を活かし、育む」の重点プラン

地域福祉は、市民、自治会（区）、地域活動団体、保健福祉に関わる関係者・関係機関、民間企業等、多様な主体が関わることで推進されるもので、それに取り組む人材の確保が必要不可欠であり重要となります。なかでも、支援を必要とする市民を見つけ、支援につないでいく役割が大切です。そのキーパーソンとなる方々は様々な人材がいますが、とりわけ、地域のキーパーソンとなる民生委員児童委員と、民生委員児童委員等地域からの支援ニーズを受け止めるキーパーソンとなる各種コーディネーターが重要な役割を担います。したがってここでは、民生委員児童委員と各種コーディネーターの確保・育成を重点プランに位置づけ、取り組んでいくこととします。

重点プラン１）民生委員児童委員の人材確保

施策内容 第3章より	民生委員児童委員の人材確保が課題となっていることから、県内外の先進事例（民生委員協力員制度等）等を参考にしつつ、区長等との連携を図りながら、定数確保に向けた取り組みを進めます。			
スケジュール【前期 2018～2019 年度】・【後期 2020～2022 年度】				
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2021（H33）年度	2022（H34）年度
●県内外の先進事例収集・研究、民生委員協力員制度等の制度化 ●民生委員協力員制度等の周知と実施化 ●協力員と民生委員児童委員の確保 ●民生委員児童委員の一斉改選 ●民生委員児童委員の活動状況を発信				

重点プラン２）コーディネート人材の活用

施策内容 第3章より	支援を必要とする市民に適切なサービス利用をコーディネートできるよう、各種コーディネーター（地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、さぽんちゅ相談支援員等）の活用と、地域ケア会議等を通じてコーディネーター間の連携強化を図ります。			
スケジュール【前期 2018～2019 年度】・【後期 2020～2022 年度】				
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2021（H33）年度	2022（H34）年度
●コーディネーター間の連絡・調整機会の創出 ●地域ケア会議、地域での会議（区福祉推進委員会）等への参加のしくみづくり、地域とコーディネーターの連携強化				

（２）「基本目標２ 地域力を活かし、支える」の重点プラン

基本目標１にも示したとおり、地域福祉の推進は、人、地域、専門機関等の関わりが重要です。その中で、本計画では、市民が日常生活を営みつつ、あいさつ、声掛け、助け合い等の関係性を築く基礎的単位を自治会（区）としており、地域の要が自治会（区）となります。市民の様々な情報が集まり、必要に応じて課題解決に対応している自治会（区）は重要な役割を果たしていることから、その活性化を目指し、連携、支援していくことを重点プランとします。

さらに、各自治会（区）には、支え合い活動等に取り組んでいる区福祉推進委員会もあり、今後住民主体の地域福祉推進の一層の充実を図る上で必要不可欠となります。したがって、その推進体制の充実等を重点プランに位置づけます。

重点プラン３）自治会（区）等地域住民団体の活動支援

施策内容 第3章より	自治会（区）単位での地域の支え合い活動等を促進するために、自治会（区）、老人クラブ、婦人会、青年会、子ども会等地域に根ざした取り組みを進めている地域住民団体との連携を進めます。団体活動の母体となる組織の充実を図るために、各団体との連携のもと、会員数の増加に向け加入を促進します。 また、自治会（区）等地域活動の円滑化に向け、地域ニーズを踏まえ新たなコミュニティ組織の設置を検討します。

スケジュール【前期 2018～2019 年度】・【後期 2020～2022 年度】				
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2021（H33）年度	2022（H34）年度
＜地域・地域住民団体＞ ●自治会（区）、地域住民団体等への加入促進や活動への参加呼びかけ ●転入者等へのアプローチ方法を検討、実施（あいさつ運動など）	●自治会（区）に加入していなくても参加しやすい行事や活動の開催（避難訓練など）	●地域活動へ当日のみの参加、時間単位での参加などゆるやかな参加方法の検討		
＜行政等関係機関＞ ●各団体の定例会、総会等へ参加し各団体等の課題や地域課題を把握。活動のための情報を提供（随時） ●各団体の活動状況や情報を発信	●区長会などを活用して自治会（区）等への加入促進に向けた具体方策や、自治会（区）に加入していなくても参加しやすい行事や活動の地域との共同開催（避難訓練など）	●大規模区、小規模区での各種活動のあり方の検討		

重点プラン４）区福祉推進委員会活動の推進体制充実に向けた支援

施策内容 第3章より	区福祉推進委員会が行っている従来の小地域福祉活動（すりてぃあしばな会・むらあしび会・青少年健全育成事業等）や区福祉推進委員会独自の地域福祉活動（高齢者、障がい者等の見守り等）の拡充等に向け、前項での地域人材の養成やボランティアの育成等を踏まえ、推進体制の充実を支援していきます。

スケジュール【前期 2018～2019 年度】・【後期 2020～2022 年度】				
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2021（H33）年度	2022（H34）年度
●区福祉推進委員会メンバーのスキルアップ支援 ●新メンバーの確保支援（区福祉推進委員会の活動情報を引き続き発信）	●地域の状況や要望に応じて社協コーディネーターや行政等の専門職が区福祉推進委員会へ参加し、見守り等の活動へのアドバイス等を行う			

（３）「基本目標３ 支え合いの仕組みやネットワークをつくる」の重点プラン

地域で支援を必要としている市民に対し、人、地域、専門機関等が関わって相談・支援を行っています。その支援等は様々な連携のもとに進められるものであり、その連携充実が重要です。今後、年代を問わず、障がいや疾病の有無を問わず、あらゆる市民が支えたり、支えられたりしていく全世代型の地域包括ケアシステムの構築が必要となります。したがって、そのケアシステムの具体化に向け、検討し、一定程度の有り様を示す場の確保が重要であり、それを重点プランに位置づけます。

地域包括ケアシステムの枠組みを検討する一方で、現状での課題として、支援の入り口となる相談件数等の増加があります。近年、相談窓口が細分化しており、相談内容が複雑多様化しています。適切に対応していくためには、包括的な相談体制をつくっていくことが重要であり、その体制づくりを重点プランに位置づけます。

さらに、個別支援に関して、権利擁護の仕組みづくりが急務となっています。市町村での権利擁護の受け皿づくりが求められていることから、（仮称）名護市権利擁護センターの確保に向け、同施策を重点プランに位置づけ、設置を検討します。

重点プラン５）包括的な相談体制の強化

施策内容 第3章より	身近な相談窓口で相談すれば、制度の狭間にある複合的な問題も適切な機関やサービスにつながるよう、相談機関が分野を超えて連携し、対応する相談体制の強化に取り組みます。また、関係各課で設置されている相談窓口を集約し、各相談員の連携強化に努めるとともに、相談者のプライバシー確保に向け、個室相談室の設置を検討します。			
スケジュール【前期 2018～2019 年度】・【後期 2020～2022 年度】				
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2021（H33）年度	2022（H34）年度
●相談員間の情報交換の機会の創出、相談窓口のあり方等を検討 （重点プラン３、４の地域活動の支援や連携のあり方、重点プラン７についてもあわせて検討） ●新たな相談室の設置				

重点プラン６）「（仮称）名護市権利擁護センター」の設置検討

施策内容 第3章より	権利擁護に関する相談体制の充実、制度等の利用促進、後見人、専門員、生活支援員等人材の確保・育成等が一体的に行われるよう、拠点となる「（仮称）名護市権利擁護センター」の設置に向けた検討を行います。			
スケジュール【前期 2018～2019 年度】・【後期 2020～2022 年度】				
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2021（H33）年度	2022（H34）年度
●社協と連携し、（仮称）名護市権利擁護センター設置準備会を発足 ●設置に向けた先進事例等の研究（１年目～２年目） ●（仮称）名護市権利擁護センターの開設				

重点プラン７）全世代型の地域包括ケアシステムの検討

施策内容 第3章より	全世代・全対象型の地域包括支援体制の構築が求められていることから、「（仮称）名護市地域保健福祉推進委員会」において、構築に向けた検討を行うこととします。			
スケジュール【前期 2018～2019 年度】・【後期 2020～2022 年度】				
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2021（H33）年度	2022（H34）年度
●全世代型の地域包括ケアシステムの構築に向けた検討開始 （他地域の事例を参考にしながら検討するとともに、国の概念図をベースに名護市バージョンの地域包括ケアシステムをつくりあげる）		●検討した結果をあけみお福祉プラン（高齢者）、障がい者プランへ反映		

6．目標指標

本計画で位置づける「目指す目標像」や基本目標の実現に向けて、各施策を位置づけています。その達成状況や取り組みの効果などを把握するため、以下通り指標を設定します。

※：2017（平成 29）年度実施した地域保健福祉に関するアンケート調査より

基本目標	項　目	現 状 2017 年度	目 標 2022 年度	備　考
1．行動する人を活かし、育む	困っている方を見かけた時、自ら進んで手助けしたことがある人の割合	46.3%	**55.0%**	※地域保健福祉に関するアンケート調査　質問 15 ・目標設定の考え方：福祉の心の醸成を図ることにより、目標年までに現状の割合から約 10 ポイント増を目指す。
	地域の民生委員児童委員及びその活動を知っている人の割合	13.1%	**20.0%**	※地域保健福祉に関するアンケート調査　質問 17 ・目標設定の考え方：今後、民生委員･児童委員活動の促進及び普及を図ることにより、目標年までに市民の５人に１人程度は身近な民生委員児童委員を認知している状況を目指す。
	地域に愛着を感じている（とても感じている・少し愛着を感じている）人の割合	70.6%	**75.0%**	※地域保健福祉に関するアンケート調査　質問５ ・目標設定の考え方：自治会（区）の活動への支援等を図り、第３次計画の目標値を踏襲し、現状よりも５ポイント増を目指す。
2．地域力を活かし、支える	自治会（区）に加入している人の割合	47.4%	**60.0%**	※地域保健福祉に関するアンケート調査　質問３ ・目標設定の考え方：自治会（区）等の活動の充実及び住民の地域活動への参加促進、転入者への自治会（区）の紹介等を図り、第３次計画の目標値を目指す。　注）現状値はアンケート結果より
	区福祉推進委員会活動について、名称及び活動の内容を知っている人の割合	7.8%	**15.0%**	※地域保健福祉に関するアンケート調査　質問 21 ・目標設定の考え方：区福祉推進委員会の周知活動や活動への参加促進を図り、第３次計画の目標値を目指す。
	名護市社会福祉協議会の名称及びその活動を知っている人の割合	24.3%	**40.0%**	※地域保健福祉に関するアンケート調査　質問 20 ・目標設定の考え方：社協事業への参加促進や福祉まつりの拡充等により、名護市社会福祉協議会の認知度について第３次計画の目標値を踏襲し、現在よりも約 15 ポイント増を目指す。
3．支え合いの仕組みやネットワークをつくる	悩み事があっても相談しない（相談相手がわからない・特に相談しない）人の割合	8.5%	**4.5%**	※地域保健福祉に関するアンケート調査　質問７ ・目標設定の考え方：各種相談窓口の充実・普及、身近な相談体制の充実を図ることにより、目標年までに『相談しない人』を半減していくことを目指す。
	（仮称）権利擁護センターの設置	未設置	**設置**	・目標設定の考え方：権利擁護センターの設置が求められていることから、社会福祉協議会等との連携のもと、その設置を目指す。
	（仮称）名護市地域保健福祉推進委員会の設置開催	未設置	**設置と開催**	・目標設定の考え方：第２次計画より位置づけていたが、設置には至っていなかった。名護市の保健福祉に関する連携体制や福祉分野計画の進行管理、全世代・全対象型地域包括ケアシステムの検討を行う当推進委員会の役割は福祉の推進にとって重要であることから、その設置と開催を目指す。

7．地域における支え合い・支援ネットワーク図

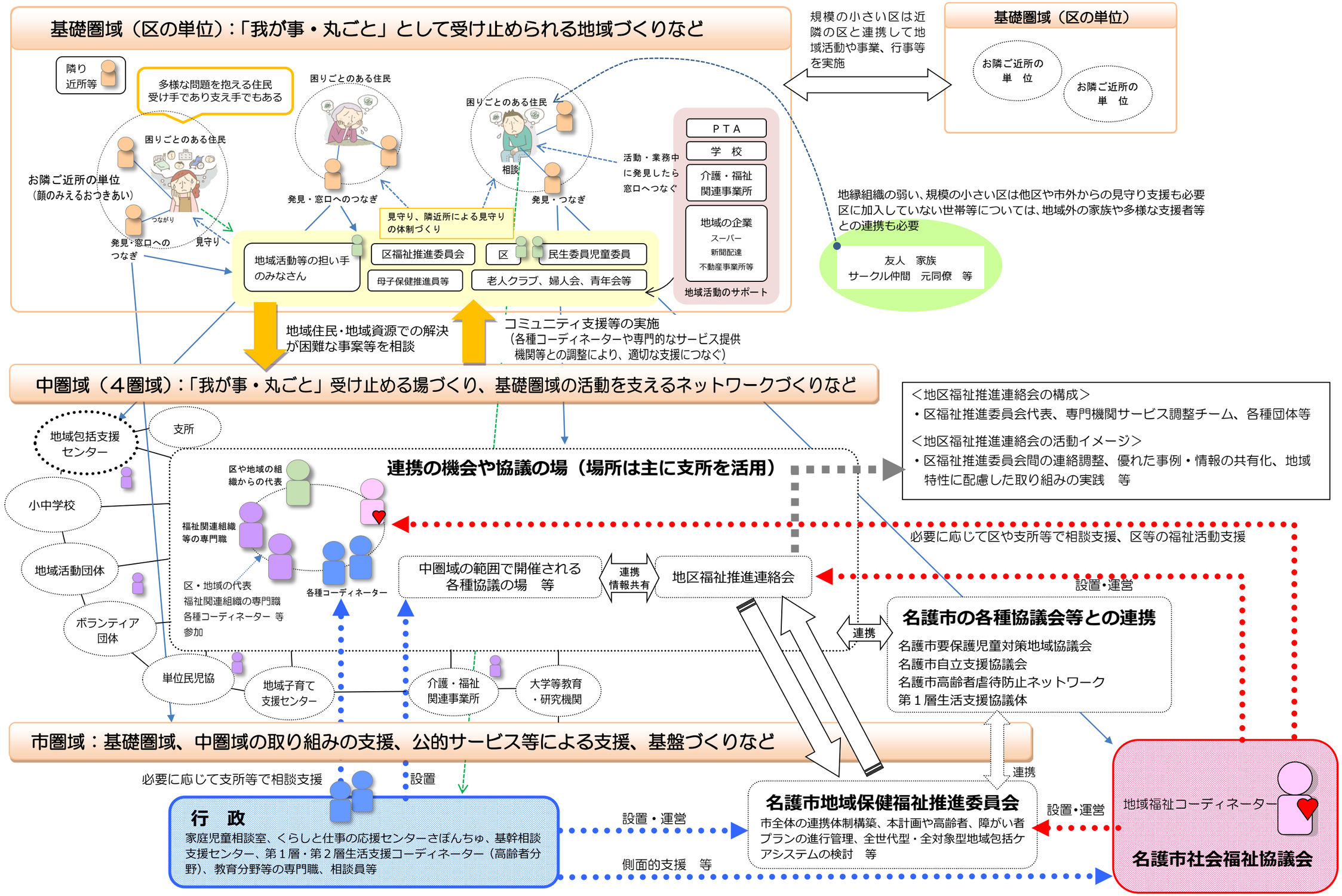

第３章　名護市第４次地域保健福祉計画で取り組むこと（各論）

第３章　名護市第４次地域保健福祉計画で取り組むこと（各論）

１．行動する人を活かし、育む（人材活用・育成）

（１）支え合いの心を育む

■取り組みの方向

名護市民一人ひとりが、年齢、性別、障がいや疾病の有無などに関わらず、思いやりや助け合いの心でつながりを持ちながら地域で暮らせるよう、支え合いの心を育む取り組みを進めます。そのために、家庭・地域、学校、関係機関等との連携を強化し、様々な学びの場や日常生活の中で福祉の心を育む環境づくりに取り組みます。

◆地域保健福祉計画の推進における役割分担について

以下に示す各種の施策については、市民、自治会（区）、社会福祉法人、行政等がそれぞれの立場で関わりながら進めていくことが重要です。したがって、各施策での関係者等の位置づけを示し、協働しながら取り組んでいくこととします。

＜立場＞

〇市民

〇地域―自治会（区）、自治会（区）単位で設置されている老人クラブ、婦人会、青年会、子ども会、概ね自治会（区）の範囲内で活動する団体等

〇民間・団体―社会福祉法人以外の民間企業、ＮＰＯ、身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会、民生委員児童委員協議会、名桜大学等

〇法人―社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）

〇社協―社会福祉協議会

＜位置づけ＞

●中心になって施策に取り組むところ、主体的に関わるところ

〇参加、協力するところ

１）幼年期から生涯にわたる福祉の心の醸成

①多様性を認め合うための環境づくり

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．ノーマライゼーションの心を育む環境の充実	保育所、幼稚園、学校などでのインクルーシブな保育・教育の推進や世代間交流の実施、福祉施設の訪問等を通し、幼い頃からノーマライゼーションの心を育む環境を充実していきます。	○	○		○		●子育て支援課 ●学校教育課

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
イ．保育、教育支援者の確保と資質向上	学習や生活面で特別な保育的、教育的支援を必要とする幼児、児童生徒が安心して学校生活等を送ることができるよう、就学前巡回指導員、生徒指導支援者、特別支援教育支援者の確保とさらなる資質向上に努めます。				○		●子育て支援課 ●学校教育課

②学校教育における福祉の心の醸成

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．福祉の視点を取り入れた学習の充実	道徳や特別活動並びに総合的な学習の時間等において、思いやりの心の育成や福祉の視点を取り入れた学習内容を引き続き実施していきます。	○	○		○	○	●学校教育課
イ．生活障害体験学習等の計画的実施とメニューの開発促進	市内各地域の小・中学校においては、各関係機関や障がい者団体と協力し、生活障害体験学習（車いす、アイマスク体験等）や交流体験などの継続的・計画的実施に取り組みます。 また、より効果的な展開を目指し、「福祉教育ネットワーク会議」等を通じて関係機関の連携強化を図るとともに、新たなメニューづくりに取り組みます。			○		●	●学校教育課 ○社会福祉課

③生涯学習における福祉の心の醸成

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．福祉の心を育む講座の実施	福祉の心を醸成するため、中央公民館や区の公民館等で行う各種生涯学習講座において、地域の高齢者や子どもとふれあう講座の実施を継続します。	○	○				●地域力推進課 ○社会福祉課
イ．多様な学習機会の充実	名桜大学、社会福祉法人等地域資源の積極的な活用により、福祉に関する公開講座等の実施を促進していくなど、多様な学習機会の充実を図ります。	○		○	○		●社会福祉課 ●介護長寿課

④福祉意識の高揚に向けた広報・啓発活動の推進

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．様々な媒体を通じての情報の発信	福祉に対する理解を促進するため、市の広報誌「市民のひろば」やホームページ、社協広報誌「なぐなぐ」等、多様な媒体を通し、福祉に関連する情報の発信に努めます。					●	●社会福祉課 ●介護長寿課
イ．各種福祉イベントを通じた福祉意識の醸成	福祉について考えるきっかけや交流機会となるよう、名護市福祉まつりや社会福祉大会等の各種イベントへの市民参加を促進するとともに、各支所や区長、介護・医療・福祉等関係機関との連携のもと、イベントの周知を進めます。	○	○		○	●	●社会福祉課
ウ．障がい者関連イベント等を通じた意識の醸成	障がい者団体等が参画するイベント、講演会、発表会を開催し、市民の福祉に対する関心を高めます。	○		○		●	●社会福祉課
エ．各種福祉関係団体の取り組みの紹介	市内で開催される各種イベント（名護さくら祭りや青年エイサーまつりなど）で、各種福祉関係団体の取り組みの紹介などに努めます。			●		○	●社会福祉課

２）地域における活動を通じた支え合いの心の醸成

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．地域活動等を通じた支え合い意識の醸成	区福祉推進委員会活動やミニデイサービス、見守り活動、地域の行事などに子どもからお年寄りまで様々な住民の参加を促進する中で、住民相互の助け合いの心を育みます。	●	●			●	●社会福祉課 ●介護長寿課
イ．地元の福祉施設等との交流促進	地域とその地域に立地する福祉施設等との交流を進め、相互理解を深めます。	○	●		○		●子育て支援課 ●社会福祉課 ●介護長寿課

（２）地域福祉を推進する人を活かし、育む

■取り組みの方向

市民相互の支え合いの輪を広げ、一人でも多くの市民が支え合い活動に参加するよう、現在、相談員等として活躍している市民を支援していくとともに、新たに活動する市民の確保に向け、各種講座等への参加を促進します。

また、支え合い活動に参加する市民等と連携しながら、支援を必要とする市民を適切なサービス等につなげることができるよう、各種コーディネーターの活用・確保とコーディネーター間の連携強化に取り組みます。

１）地域の人材との連携、確保

①地域の相談員の支援、確保

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．各種相談員等の資質向上支援	地域で活躍している各種相談員等（民生委員児童委員、母子保健推進員、保健推進員、食生活改善推進員等）の資質向上に向け、研修会や講習会等への参加を促進します。	●		●		●	●社会福祉課 ●健康増進課 ○生活支援課 ○介護長寿課
イ．各種相談員の確保	各種相談員の確保に向け、各自治会（区）や各団体との連携を図るとともに、適宜開催する養成講座等への市民の参加を促進します。	●	○	●		●	●社会福祉課 ●健康増進課
ウ．民生委員児童委員の活動周知	民生委員児童委員については、草の根的な福祉活動を実践する存在として重要な役割を担っていることから、活動支援につながるよう、活動内容などを市民に広く周知していきます。	●	○	●		○	●社会福祉課
エ．民生委員児童委員の人材確保 【重点プラン１】	民生委員児童委員の人材確保が課題となっていることから、県内外の先進事例（民生委員協力員制度等）等を参考にしつつ、区長等との連携を図りながら、定数確保に向けた取り組みを進めます。	●	○	○		○	●社会福祉課

②地域の支え合い活動等に取り組む市民を育む

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．区福祉推進委員会の活動を通じた地域人材の養成・確保	地域で子ども、高齢者、障がい者、災害時の避難行動要支援者等の支援を行っている区福祉推進委員会の活動への参加を働きかける中で、地域人材の養成・確保を図ります。	○	●			●	○社会福祉課
イ．子育て関連事業でのボランティアの確保	こどもの家事業、学校家庭地域連携事業、放課後学習支援事業、学習支援事業等の各種事業において、各自治会（区）や名桜大学等との連携により地域住民や学生等の活用を進めます。	○	○	○			●地域力推進課 ●学校教育課 ●生活支援課
ウ．ファミリー・サポート・センターの支援者の確保	ファミリー・サポート・センターの支援者（まかせて会員、どっちも会員）の確保・資質向上に向け、会員養成のための講習会を実施するとともに、アドバイザーにより会員向けの研修会を開催します。	○					●こども家庭課
エ．各種講座を通じたボランティアの育成	地域のミニデイ、見守り活動等の支援者を確保するために、高齢者支援者講習会、地域支援者づくり研修会、傾聴ボランティア講座等を開催します。	○				●	●介護長寿課

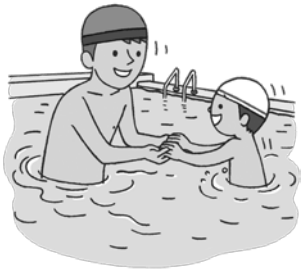

２）支援等をコーディネートする人材の活用、養成

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．コーディネート人材の活用 【重点プラン２】	支援を必要とする市民に適切なサービス利用をコーディネートできるよう、各種コーディネーター（地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、さぽんちゅ相談支援員等）の活用と、地域ケア会議等を通じてコーディネーター間の連携強化を図ります。					●	●介護長寿課 ●生活支援課 ●子育て支援課
イ．相談支援包括化推進員の配置検討	複合化、複雑化した課題を有する市民（世帯）に的確に対応するために、包括的な相談支援を行う相談支援包括化推進員の配置を検討します。				○	○	●社会福祉課 ○生活支援課
ウ．地域における地域福祉推進リーダーの確保・養成	地域における福祉等を推進するに当たり、地域のリーダーとなる人材を確保、養成するために、各種研修会の開催や県等が主催する研修会への参加を支援します。	●	○			●	●社会福祉課

２．地域力を活かし、支える（地域づくり・連携）

（１）地域力を高める

■取り組みの方向

地域で暮らす子ども、青少年、障がい者、壮年、高齢者等様々な住民が互いにつながりを持ちながら地域で暮らし続けられるよう、住民同士が支え合う地域の力を高める取り組みを進めます。そのために、自治会（区）、老人クラブ、婦人会、青年会、子ども会等地域の活動団体の支援を行うとともに、区福祉推進委員会活動の充実支援を進めます。また、そうした地域活動の充実支援に向け、ボランティア団体、民間企業、各種団体、社会福祉法人等との協働体制を整えるとともに、社会福祉協議会との連携強化を図ります。

◆地域保健福祉計画の推進における役割分担について

以下に示す各種の施策については、市民、自治会（区）、社会福祉法人、行政等がそれぞれの立場で関わりながら進めていくことが重要です。したがって、各施策での関係者等の位置づけを示し、協働しながら取り組んでいくこととします。

＜立場＞

〇市民

〇地域―自治会（区）、自治会（区）単位で設置されている老人クラブ、婦人会、青年会、子ども会、概ね自治会（区）の範囲内で活動する団体等

〇民間・団体―社会福祉法人以外の民間企業、ＮＰＯ、身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会、民生委員児童委員協議会、名桜大学等

〇法人―社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）

〇社協―社会福祉協議会

＜位置づけ＞

●中心になって施策に取り組むところ、主体的に関わるところ

〇参加、協力するところ

１）自治会（区）などの地域活動を支援

①自治会（区）の住民活動の活性化に向けた取り組みの推進

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．自治会（区）等地域住民団体の活動支援 【重点プラン３】	自治会（区）単位での地域の支え合い活動等を促進するために、自治会（区）、老人クラブ、婦人会、青年会、子ども会等地域に根ざした取り組みを進めている地域住民団体との連携を進めます。団体活動の母体となる組	●	●			○	●地域力推進課 ●介護長寿課 ●支所

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
	織の充実を図るために、各団体との連携のもと、会員数の増加に向け加入を促進します。 　また、自治会（区）等地域活動の円滑化に向け、地域ニーズを踏まえ新たなコミュニティ組織の設置を検討します。						
イ．自治会（区）加入の促進に向けたＰＲ等の推進	地域活動の基盤となる自治会（区）への加入促進に向け、市広報誌やＨＰ等を活用しての自治会（区）のＰＲ、行政等の窓口での転入者への案内、未加入世帯への呼びかけ等様々な取り組みを進めます。		●				●市民課 ●地域力推進課
ウ．学校、ＰＴＡなど教育分野との連携	学校やＰＴＡなどと連携した自治会（区）の行事やイベント開催を行う中で、若い世代の地域活動への参加を促進します。また、各地区の社会教育主事を活用し、各自治会（区）の活動支援を行います。			○		●	●学校教育課 ●支所

②区福祉推進委員会活動の充実支援

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．区福祉推進委員会活動の周知	区福祉推進委員会の存在・取り組み内容が全市民に周知されるよう、市の広報誌やＨＰ等様々な媒体を通じて活動を紹介していくとともに、優れた活動を社会福祉大会等で表彰していきます。					●	●社会福祉課
イ．区福祉推進委員会活動の推進体制充実に向けた支援 【重点プラン４】	区福祉推進委員会が行っている従来の小地域福祉活動（すりてぃあしばな会・むらあしび会・青少年健全育成事業等）や区福祉推進委員会独自の地域福祉活動（高齢者、障がい者等の見守り等）の拡充等に向け、前項での地域人材の養成やボランティアの育成等を踏まえ、推進体制の充実を支援していきます。	○	●			●	●社会福祉課
ウ．区福祉推進委員会との協働体制の確保	区福祉推進委員会活動を専門的な側面から支援していくことができるよう、区福祉推進委員会と子育て支援		●			●	●こども家庭課 ●介護長寿課

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
	センター、地域包括支援センター、くらしと仕事の応援センターさぽんちゅ、基幹相談支援センター等との連携を強化します。						●生活支援課 ●社会福祉課

２）ボランティア活動の支援

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．ボランティア活動の情報発信とコーディネート機能の活用	ボランティア団体等との連携のもと、地域の支え合い活動等を推進するため、市広報誌等を通じてボランティア活動の情報発信を行うとともに、社会福祉協議会のボランティアコーディネート機能の活用を促進します。	○		●		●	○社会福祉課
イ．ボランティア団体等の活動支援	ボランティア及びボランティア団体が活動を円滑に行えるよう、情報交換の場となる「ボランティア団体連絡会」の開催支援、ボランティア保険の利用促進、ボランティア研修会の開催等を進めます。	○		●		●	○社会福祉課

３）社会福祉法人や民間企業等との協働体制の充実

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．社会福祉法人やＮＰＯとの協働体制の強化	地域に暮らす子ども、障がい者、高齢者等の要援護者への適切な支援が行えるよう、地域ニーズを踏まえ、社会福祉法人やＮＰＯとの連携による新たなサービスの開発や公益的な取り組み等を進めます。	○	○	●	●	●	●社会福祉課 ●介護長寿課 ●子育て支援課
イ．民間企業等との協働体制の強化	民間企業の企業活動等を通じて、高齢者、障がい者の見守り等を行えるよう、協定締結等の協働体制の充実を図ります。	○		●	○		●社会福祉課 ●介護長寿課
ウ．企業ボランティアの活用	民間企業等の職員のボランティアとしての資質向上を支援するために、民間企業に対し認知症サポーター養成講座等各種講座の開催を働きかけます。			●		●	●介護長寿課

４）社会福祉協議会との連携を強化

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．地域と社会福祉協議会との連携の充実	自治会（区）における見守り等支え合い体制の充実に向け、自治会（区）での懇談会、個別の支援方法の検討等を通じて自治会（区）や区福祉推進委員会と社会福祉協議会の連携を強化します。		●			●	●社会福祉課 ●介護長寿課 ●生活支援課
イ．市と社会福祉協議会との連携体制の充実	市と社会福祉協議会による定期的な連絡会のもと、互いの地域福祉に関する計画の進捗状況を確認し検証する仕組みを立ち上げます。					●	●社会福祉課
ウ．社会福祉協議会の周知	社会福祉協議会の周知を図るため、市広報誌等様々な媒体を通じて、社会福祉協議会の活動趣旨・事業内容等の広報を行います。					●	●社会福祉課

５）多様な交流機会の確保

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．自治会（区）の範囲内でのつながる場の充実	自治会(区)程度の範囲内で子ども、青壮年者、高齢者、障がい者、福祉関連機関等様々な市民、関係者のつながりを保持していくため、子どもの家、ミニデイサービス、いきいき百歳体操等支え合い活動の場を確保します。	●	●			●	●地域力推進課 ●介護長寿課 ●社会福祉課
イ．中圏域での交流機会の充実	支所程度の範囲内で様々な市民、関係機関等のつながりを広げていくために、地域の祭り（屋部川七色にじまつり等）や活動の発表の場（やがじ展等）等交流機会の拡充を促進します。	●	●				●支所

（２）安心して健やかに暮らせる地域をつくる

■取り組みの方向

災害時あるいは日常生活においてさまざまな課題を有する市民が、その課題を解決して地域で暮らし続けていけるよう、その支援体制づくりに取り組みます。そのために、災害時の避難行動要支援者や生活等困窮者への支援を充実するとともに、バリアのない人にやさしい地域づくりを進めます。

また、全ての市民が心身ともに健やかな状態のもとで、地域での支え合い活動をはじめ、様々な市民活動等に参加できるよう、健康づくりの支援に取り組みます。

１）災害時の避難行動要支援者等対策の推進

①防災・減災に関する意識の啓発及び防災体制の確保

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．防災意識の高揚	防災・災害等に対する意識を高めていくために、平成 29 年度改定の地域防災計画やハザードマップ等の活用により、市広報誌等を通じて広報活動を進めます。また、土砂災害警戒区域の追加に関する周知を行うとともに、ハザードマップの修正・配布を進めます。					○	●総務課 ○消防本部
イ．防災訓練の実施	自治会（区）や自主防災組織、福祉施設や教育施設等との連携のもと、地域毎、施設毎の防災訓練の実施を継続するとともに、より多くの地域住民の参加を働きかけます。	●	●		●		●総務課
ウ．自主防災組織の設立支援及び活動支援	“自分たちの地域は自分たちで守る”という互助の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する「自主防災組織」の設立に向け、必要な支援に努めるなど働きかけを行います。さらに、設立された組織に対しては、組織の維持・強化に向け、活動を支援します。	●	●			○	●総務課 ○社会福祉課 ○介護長寿課 ○消防本部
エ．津波避難ビルの確保	本市は海に面し、低地部分も多いことから、引き続き、民間の建物所有者に津波避難ビルとしての協力要請を働きかけていきます。			●			●総務課

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
オ．福祉避難所の確保	一般の避難所での受け入れが困難な高齢者、障がい者の避難施設を確保するために、市内の福祉施設等との連携のもと、福祉避難所を確保します。				●		●総務課 ○社会福祉課 ○介護長寿課
カ．災害初動期におけるボランティア受け入れ等体制の確保	万一の災害時に、初動期のボランティア活動が迅速に行われるよう、社会福祉協議会等との連携により災害ボランティアセンター設置訓練事業等を通じ、受け入れ等体制づくりや活動拠点の設定等を平時から進めます。					●	●社会福祉課 ○総務課

②要支援者に対する災害時対応等の充実

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成	市担当課において、担当課のデータ等に基づき、要支援者の把握を進めるとともに、民生委員児童委員等との連携のもと、要支援者の現状を精査し、避難行動要支援者をリストアップした上、本人同意を進め、避難行動要支援者名簿を作成します。			●			●社会福祉課 ●介護長寿課 ○総務課
イ．要支援者の支援体制の確保促進	災害発生時に要支援者の避難誘導を適切に行えるよう、自治会（区）等との連携のもと、支援者となる地域協力員の確保を進め、個別支援計画の作成に努めるとともに、平時からの見守り等の仕組みづくりを進めます。	●	●				●社会福祉課 ●介護長寿課 ○総務課
ウ．要配慮者避難支援プランの策定	災害時に要支援者の安全を守るため、日頃からの備えや安否確認・避難誘導の方策、避難生活における対応等を取りまとめた「要配慮者避難支援プラン」を策定していきます。						●社会福祉課 ●介護長寿課 ○総務課

２）生活等困窮者の支援の充実

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．生活困窮者支援の推進	生活困窮者について、経済的な支援を中心にその自立を促進できるよう、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業、住宅確保給付金の支給、一時生活支援事業を推進するとともに、上記の事業で対応できない支援を関係機関との連携により進めます。			●		●	●生活支援課 ○社会福祉課 ○介護長寿課 ○国民健康保険課 ○子育て支援課
イ．生活等への困難な状況を有する市民、世帯への支援	ひきこもり、初期の認知症者等、制度の狭間で支援が届きにくい市民、世帯への支援を進めていくために、区長や民生委員児童委員等地域のキーパーソン等との連携のもと、実態を把握するとともに、各種コーディネーター（相談支援包括化推進員、さぽんちゅ相談支援員、生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーター等）等により支援ニーズの把握及び支援事業等のコーディネートを進めます。		●	●		●	●社会福祉課 ●生活支援課 ●介護長寿課

３）人にやさしいまちづくりの推進

①バリアフリーのまちづくりの推進

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．公共施設のバリアフリーの推進	「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）をはじめ、「沖縄県福祉のまちづくり条例」、「沖縄県ユニバーサル推進指針」に基づき、身近な住環境である道路や公園等、公共施設のバリアフリーを推進します。						●都市計画課 ●建設土木課 ●建築住宅課 ●教育施設課
イ．沖縄県バリアフリーマップの活用	沖縄県が作成したバリアフリーマップの活用を図るとともに、名護市の観光マップ等にバリアフリー関連情報を付加していくことについて関係課、関係機関との調整を図ります。						●社会福祉課 ●商工観光局 観光班

②地域で暮らすための受け皿の確保

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．高齢者、障がい者の居住系サービスの確保	高齢者や障がい者を対象とした居住系サービスの確保・充実に向けて民間企業等への働きかけを行うなど、地域における受け皿の確保を進めます。			●			●介護長寿課 ●社会福祉課
イ．市営住宅でのグループホーム等の整備検討	市営住宅の建替えに際しては、グループホームや福祉施設の併設等を検討していくために、市民福祉部各課との調整を行います。				●		●建築住宅課 ●社会福祉課 ●介護長寿課 ●子育て支援課
ウ．市営住宅における優先的入居による受け皿の確保	市営住宅の入居募集に際しては、引き続き、母子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、生活保護世帯等の優先的入居を行うなど、セーフティネットの考え方に配慮していきます。						●建築住宅課
エ．障がい者居住サポート事業の利用促進	民間の債務保証会社との連携による「名護市障がい者居住サポート事業」の周知を図り、民間賃貸住宅への入居が敬遠されがちな障がい者世帯に対する入居支援を行います。			●	●		●社会福祉課
オ．住宅改造費の助成	高齢者や重度の身体障がい者の居宅での生活の維持向上を図るため、引き続き、住宅改造費の助成を行うとともに、その周知に努めます。			●			●介護長寿課 ○社会福祉課

③社会参加を促進するための外出支援サービス等の充実

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．重度身体障害者移動支援事業の推進	引き続き、重度身体障害者移動支援事業の実施を図り、リフト車両による移動支援を行います。						●社会福祉課
イ．福祉タクシー利用助成事業等の推進	市内のサービス提供事業者が実施する介護タクシーの普及・利用促進に努めます。また、福祉タクシー助成券給付の継続及び普及・利用促進を図ります。			●	●		●社会福祉課 ○介護長寿課
ウ．ガイドヘルパーの派遣等による外出支援	ガイドヘルパーの派遣による外出支援や訪問系サービスでの行動援護、同行援護の提供を図ります。				●		●社会福祉課

４）地域で取り組む健康づくりの推進

①保健医療関連団体・機関等との連携による健康づくりの推進

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．健康づくり関連団体等との連携による地域での健康づくり活動の支援	自治会（区）や地域活動団体を巻き込み、口コミ等により健康づくりに対する草の根的な広報・啓発活動の充実に努めるとともに、健康増進協議部会等関係団体、食生活改善推進員、地域住民等と連携した地域ぐるみの健康づくり活動に取り組みます。		●	●			●健康増進課
イ．保健医療関連機関等との連携による健康づくり活動の推進	医師会や名桜大学等との連携のもと、メタボ対策、介護予防対策等市民の関心が高い分野を中心に、地域での講演会の実施や講座の開設を図るなど、健康づくり・健康管理に関する啓発や情報提供を行います。			●			●健康増進課 ●介護長寿課

②各種健（検）診実施方法等の改善

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．健（検）診実施方法等の充実	市民の健診受診がより円滑に行われるよう、休日健診、夜間健診の拡充等健診実施方法等の充実に努めます。 また、がん検診がより受診しやすくなるよう、検診対応医療機関の拡充を進めます。			●			●健康増進課
イ．健診受診勧奨の充実	母子保健推進員や保健推進員、食生活改善推進員等による戸別訪問や、医療機関での受診勧奨を行います。区の公民館など地域で健診を行う場合には、区関係者との連携により、地域ぐるみで呼びかけを行い、受診率の向上に努めます。		●	●			●健康増進課

③健康づくりを支える人材の確保・養成

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．専門的な人材の確保	市民の健康づくりを支援し、生活習慣病対策に重点的に取り組んでいくためにも、専門的な人材として管理栄養士や保健師、看護師の確保に努めます。						●健康増進課
イ．地域の健康づくり推進員のスキルアップ支援及び人材の確保	地域での健康づくりを支える母子保健推進員、保健推進員、食生活改善推進員のさらなるスキルアップを図るため、研修会等を開催します。 また、自治会（区）での健康づくり活動を活性化させるために、それぞれの活動を広く周知するとともに、定期的に養成講座等を開催し、人員確保に努めます。			●			●健康増進課

④身近な地域での健康づくり活動の充実

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．支所を拠点にした健康づくり活動の推進	市民の身近なところで介護予防や健康づくり等に対応するとともに、地域課題の掘り起しを行っていくため、支所を拠点に各種健康づくり支援事業（定例健康相談、健康講演会、介護予防教室等）を行います。	●					●健康増進課 ●介護長寿課 ●支所
イ．身近な地域での健康づくり活動の充実	市民が継続的に健康づくり活動に取り組めるよう、区の公民館等身近な地域での健康教室やスポーツ教室を、自治会（区）等地域主体での開催を促進するとともに、スポーツ推進委員等との連携により、その支援を図ります。		●	●			●文化スポーツ振興課 ●健康増進課

３．支え合いの仕組みやネットワークをつくる
（包括的な支援体制の充実）

（１）様々な相談窓口を確保する

■取り組みの方向

身近な地域の相談先として民生委員児童委員、区福祉推進委員会等の周知を図るとともに、地域の情報等が集まる自治会（区）や支所を活用し、支援が必要な住民の早期把握や相談対応に取り組みます。さらに、社会福祉協議会や市の介護、子育て、障がい、生活困窮、健康などの相談窓口の周知や、窓口で受けた専門以外の相談についても担当する機関へつなぐなど、相談しやすい環境づくりを進めます。

住民の多様な福祉ニーズや複合的な問題に対し、適切な支援やサービスに結びつくことができるよう、保健、福祉、医療、住まい、介護、教育、就労など、多機関の連携強化による重層的、包括的な相談支援体制の充実を進めます。

◆地域保健福祉計画の推進における役割分担について

以下に示す各種の施策については、市民、自治会（区）、社会福祉法人、行政等がそれぞれの立場で関わりながら進めていくことが重要です。したがって、各施策での関係者等の位置づけを示し、協働しながら取り組んでいくこととします。

＜立場＞

〇市民

〇地域―自治会（区）、自治会（区）単位で設置されている老人クラブ、婦人会、青年会、子ども会、概ね自治会（区）の範囲内で活動する団体等

〇民間・団体―社会福祉法人以外の民間企業、ＮＰＯ、身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会、民生委員児童委員協議会、名桜大学等

〇法人―社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）

〇社協―社会福祉協議会

＜位置づけ＞

●中心になって施策に取り組むところ、主体的に関わるところ

〇参加、協力するところ

１）基礎圏域、中圏域での相談体制の充実

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．身近な地域の相談員や活動の周知	地域で活躍している各種相談員等（民生委員児童委員、母子保健推進員、保健推進員、食生活改善推進員等）の活動の情報を発信します。		●	〇		〇	●社会福祉課 ●健康増進課 〇生活支援課 〇介護長寿課

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
イ．地域の相談員への支援の充実	民生委員児童委員や各種相談員による地域での相談活動が強化されるよう、研修等を通じて相談対応能力の向上を促進するとともに支援情報の提供等を進めます。また、民生委員等の支援に向け、各種コーディネーターとの連携を強化します。				○	●	●社会福祉課 ●健康増進課 ○生活支援課 ○介護長寿課
ウ．自治会（区）や支所との連携強化	自治会(区)や支所との連携のもと、地域の問題や支援ニーズを把握します。必要に応じて専門職員が自治会（区）や支所に出向き、認知症、介護予防、健康に関する相談をはじめ、様々な相談に対応できるよう体制を充実します。				○	●	●社会福祉課 ●介護長寿課 ●健康増進課 ●生活支援課 ●支所

２）市圏域での相談体制の充実

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．各種相談窓口や機関の周知	市の福祉部各課、地域包括支援センター、家庭児童相談室、地域子育て支援センター、くらしと仕事の応援センターさぽんちゅ、基幹相談支援センター等の周知を行うとともに、プライバシーに配慮された相談しやすい環境づくりに取り組みます。 また、当事者団体等が行う相談対応に関する情報の収集と周知に努めます。			●	●	●	●社会福祉課 ●健康増進課 ●生活支援課 ●介護長寿課 ●こども家庭課 ●子育て支援課
イ．包括的な相談体制の強化 【重点プラン５】	身近な相談窓口で相談すれば、制度の狭間にある複合的な問題も適切な機関やサービスにつながるよう、相談機関が分野を超えて連携し、対応する相談体制の強化に取り組みます。 また、関係各課で設置されている相談窓口を集約し、各相談員の連携強化に努めるとともに、相談者のプライバシー確保に向け、個室相談室の設置を検討します。					●	●社会福祉課 ●生活支援課 ●介護長寿課 ●健康増進課 ●こども家庭課 ●子育て支援課 ●総務課
ウ．相談職員の支援コーデ	各課や社会福祉協議会の専門の相談職員は、地域の多様な資源やサービ					●	●社会福祉課 ●生活支援課

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ィネートの充実	スの中から、相談者の状況や複合化する問題にあわせて必要な支援をコーディネートするとともに、研修等を通じて支援技術の向上等に取り組みます。						●介護長寿課 ●健康増進課 ●こども家庭課 ●子育て支援課

（２）適切な情報提供を進める

■取り組みの方向

地域福祉に関するサービスや地域活動などの必要な情報が必要な市民に届くよう、分かりやすい内容で広報誌やホームページなどを活用した情報発信に努めます。また、困難に直面している時でも必要な情報が入手できるよう、地域や事業者等と連携して効果的に情報を提供します。

１）各種媒体を通した情報提供の充実

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．広報誌等の充実	各種制度や保健福祉サービス、その他の行政情報等については、所管する各課が情報内容の充実を図っていくものとし、「市民のひろば」等への掲載、ホームページや各課作成のパンフレット（高齢者いきいき便利帳等）の更新に努めるなど、適切な情報提供を進めます。					●	●社会福祉課 ●生活支援課 ●介護長寿課 ●健康増進課 ●こども家庭課 ●子育て支援課
イ．ユニバーサルデザインに配慮した情報提供	情報提供に当たっては、見やすく、わかりやすい紙面づくり等に努めます。また、障がい者や関係者が紙面づくりなどに関われる機会を設ける中で、ユニバーサルデザインに配慮した情報提供に努めます。			●		●	●社会福祉課 ●生活支援課 ●介護長寿課 ●健康増進課 ●こども家庭課 ●子育て支援課
ウ．相談員等と連携した情報提供の推進	地域で活動する各種相談員等を通じて情報提供がなされるよう、区長、民生委員児童委員等に対し、保健福祉サービスに関する研修会等を開催します。						●社会福祉課 ●生活支援課 ●介護長寿課 ●健康増進課 ●こども家庭課 ●子育て支援課

（３）権利擁護の仕組みを整える

■取り組みの方向

認知症や障がい等により、判断能力が十分ではない市民が自立した尊厳ある暮らしを送ることができるよう、福祉サービスの利用手続き等の支援を行う権利擁護事業の普及や事業の充実に取り組みます。

高齢者、障がい者、児童などへの虐待やＤＶの防止に関する普及啓発と、地域や関係機関との連携協力による未然防止、早期発見、適切な対応を迅速に行います。

１）成年後見制度等の利用促進

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア. 成年後見制度の周知	判断能力が十分でない障がい者や認知症高齢者が、必要なサービスを適切に利用しながら地域で暮らすことができるよう、「市民のひろば」、「認知症サポーター養成講座」など様々な媒体や機会を活用し、成年後見制度の周知を行います。				○	●	●社会福祉課 ●介護長寿課
イ. 成年後見制度の利用支援	当制度の利用が認められる方に対し、成年後見制度の申し立てへの支援や利用にかかる経費助成等により、制度の利用を促進します。						●社会福祉課 ●介護長寿課
ウ.「日常生活自立支援事業」の利用促進	社会福祉協議会と連携しつつ、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う「日常生活自立支援事業」の周知と利用促進に取り組みます。					●	●社会福祉課 ●介護長寿課

２）成年後見制度等の円滑な運用に向けた体制の確保

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア. 権利擁護を支える人材の確保・育成	成年後見制度については、利用ニーズの増加に伴い後見人の確保が困難な状況となっていることから、社会福祉協議会等関係機関との連携により、法人後見人の確保、市民後見人の育成に取り組みます。			●		●	●社会福祉課 ●介護長寿課

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
イ.「(仮称) 名護市権利擁護センター」の設置検討 【重点プラン６】	権利擁護に関する相談体制の充実、制度等の利用促進、後見人、専門員、生活支援員等人材の確保・育成等が一体的に行われるよう、拠点となる「(仮称) 名護市権利擁護センター」の設置に向けた検討を行います。					●	●社会福祉課 ●介護長寿課

３）虐待等の防止対策の推進

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア. 虐待防止に関する啓発活動の充実	児童や高齢者、障がい者などに対する虐待、配偶者による DV 等の防止や早期発見に向け、広報誌などの各種媒体を通じて市民に呼びかけていくとともに、身の回りで虐待等の恐れがある事例をみかけた場合、速やかに通報するよう呼びかけます。					●	●社会福祉課 ●介護長寿課 ●こども家庭課
イ. 関係支援機関との連携強化による対応	庁内ネットワークの構築により、スムーズな情報収集に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止ネットワークなどの組織の充実と併せ、障がい者についても虐待の防止、対応の充実を図り、支援機関との一層の連携強化を図ります。						●社会福祉課 ●介護長寿課 ●こども家庭課
ウ. 要保護児童対策地域協議会の活動の充実	要保護児童対策地域協議会の活動を充実させ、保育所や幼稚園、学校等の職員を対象に児童虐待防止に関する講演会や研修会を開催し、児童虐待の未然防止に取り組みます。						●こども家庭課
エ. 名護市虐待防止マニュアル」の改訂と活用	高齢者への虐待防止に向けて策定された「名護市虐待防止マニュアル」を改訂し、活用していきます。						●介護長寿課

（4）支援ネットワークを整える

■取り組みの方向

身近な地域で相談支援等の各種活動を展開し、地域力を高めていくためにも、市街地から農村域まで多様な地域性を持つ本市の特性に配慮しつつ、多様な資源・サービスをつなぐコミュニティネットワークのしくみづくりを目指します。全世代・全対象型の名護市版地域包括支援体制の構築に向けた検討を始めます。

1）基礎圏域におけるネットワークの充実

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア. 自治会(区)や区福祉推進委員会等の活動・体制の充実	市民の最も身近な地域の単位である自治会（区）については、自治会（区）や区福祉推進委員会等を中心に支え合い活動を推進していくとともに、民生委員児童委員等と連携しつつ福祉活動を展開していくものとし、福祉活動の充実を図ります。	○	●		○	●	●社会福祉課 ●介護長寿課
イ. 自治会(区)レベルでの連携強化	自治会（区）レベルでの支え合い活動等の充実に向け、小地域福祉活動等の拡充や自治会（区）の個別ケア会議の充実等を通じて、住民同士、関係機関・団体の連携を強化します。		●	●		●	●社会福祉課 ●介護長寿課
ウ. 地域活動の交流拡大	地域活動等の周知や市民に対する福祉意識の醸成を通し、多様な人材の発掘・参加・協力を働きかけるなど、活動の裾野を拡げていきます。 また、介護予防などの事業と連携し、講演会や教室を実施する際は区の公民館等を活用して住民の参加を呼びかけるなど、集まり交流するきっかけをつくります。	○	●	○	○	●	●社会福祉課 ●介護長寿課 ●地域力推進課

２）中圏域におけるネットワークの充実

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア．地区福祉推進連絡会の継続実施	中圏域においては、基礎圏域で活動する区福祉推進委員会の活性化促進に努め、そのための支援体制として関係機関と連携し、「地区福祉推進連絡会」の継続実施を図るとともに、基礎圏域への必要な支援を行います。		●		●	●	●社会福祉課
イ．第２層生活支援協議体を活用したネットワークの充実	高齢者計画において中圏域ごとに協議体が設置されており、生活支援コーディネーターを中心に協議体活動（関係機関による定期的な情報共有、圏域内の社会資源の活用方法の検討等）を通じて、圏域内の社会資源の連携強化に取り組みます。		●	●	●	●	●社会福祉課 ●介護長寿課 ○支所
ウ．支所を活動拠点にした連携の強化	地域住民の相談・支援拠点となっている支所機能を活かし、地域の問題や支援ニーズを把握します。必要に応じて、専門職員が自治会（区）や支所に出向き、認知症、介護予防、健康に関する相談をはじめ、様々な相談に丸ごと対応できるよう体制を充実します。（再掲） また、「地区福祉推進連絡会」や「第２層生活支援協議体」等が会議の場として活用し、地域の支援ニーズを把握するとともに、支援に向けた連携を検討する場とします。					●	●社会福祉課 ●介護長寿課 ●健康増進課 ●生活支援課 ●こども家庭課 ●支所

３）市圏域におけるネットワークの充実

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア.（仮称）名護市地域保健福祉推進委員会の設置	地域づくりの支援体制を名護市全体で構築するために、関係機関との協働により、保健・医療・福祉・介護・教育・就労等の関連団体、社会福祉協議会などの関係機関、行政関連課等で構成される「（仮称）名護市地域保健福祉推進委員会」の設置を図ります。また、高齢者施策の第１層生活支援協議体をはじめ、市圏域の各種協議会等との連携を行います。	○	○	●	●	●	●社会福祉課 ○介護長寿課 ○生活支援課 ○健康増進課 ○こども家庭課 ○地域力推進課
イ. 全世代型の地域包括ケアシステムの検討 【重点プラン７】	全世代・全対象型の地域包括支援体制の構築が求められていることから、「（仮称）名護市地域保健福祉推進委員会」において、構築に向けた検討を行うこととします。	○	○	●	●	●	●社会福祉課 ○介護長寿課 ○生活支援課 ○健康増進課 ○こども家庭課 ○地域力推進課
ウ. 公的な支援サービスの創設検討	「自助」、「互助」等を通じて地域での解決が困難なケースについては、地域資源を活用した新たな公的な支援サービスで対応していけるよう、その創設に向け検討します。			●	●	●	●社会福祉課 ●介護長寿課 ○生活支援課 ○健康増進課 ○こども家庭課 ○地域力推進課
エ. 保健福祉推進拠点の整備検討	地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、福祉等の機能強化が求められていることから、庁舎内外に点在する相談窓口の充実及びワンストップ化、高齢者や障がい者、子育て等のセンター機能の強化、市民の健康づくり支援機能の強化等を目指し、総合的な保健福祉施設の整備を引き続き検討します。					○	●社会福祉課 ●企画情報課 ○介護長寿課 ○健康増進課 ○子育て支援課

（５）地域づくりを支える資金を確保する

■取り組みの方向

地域活動を推進する上で、活動資金は活動の継続や新規の取り組みと大きく関わってくることから、関係機関等と連携し、活動資金の確保に向け、資金確保の各種情報収集や提供を行うとともに、適切な手法の活用を進めます。

１）活動資金の確保促進

施策名	施策内容	市民	地域	民間・団体	法人	社協	行政
ア. 有効な資金の情報の収集・提供	本市の地域福祉の推進を資金確保の面から援助していくことができるよう、有効な資金情報の収集・整理を行うとともに適宜情報提供を進めます。						●社会福祉課
イ. 適切な資金確保の検討・実施	市の地域福祉施策を具体化するとともに各種活動主体の資金造成を支援するため、事業目的等を踏まえ、適切な手法（補助金、助成金、共同募金、クラウドファンディング等）を検討し、活用を図っていきます。					●	●社会福祉課

第４章　計画推進に当たって

第４章　計画推進に当たって

１．本計画の周知

庁内の連携はもとより、関係機関や市民との協働が不可欠であり、本計画の周知徹底に努める必要があります。そのため、「市民のひろば」や市のホームページにおいて本計画の内容を掲載していくとともに、関係機関の発行する広報誌等を活用するなど、多様な機会を通じて情報提供を行い、周知徹底を図ります。また、区長会や民生委員児童委員等の定例会等の機会を活用して、本計画を周知するとともに、福祉サービス事業者や地域の民間企業に対して理解協力を求めます。

２．市民参画による計画の進行管理と評価の実施

地域福祉の取り組みは、市民等の主体的な地域づくりへの参加が不可欠です。そのため、本計画では市が行う施策・事業とともに、市民等の担う役割を明らかにしました。

協働による計画実現を図る意味においても、地域において各種の取り組みが適切に機能しているかを市民の視点で確認していくことも大切です。したがって、本計画で位置づけた「（仮称）名護市地域保健福祉推進委員会」の設置を図り（本計画策定時の策定部会等の組織を継続活用することを想定）、施策実施状況について行政内部で毎年点検・評価を行い、「（仮称）名護市地域保健福祉推進委員会」へ報告します。そして、事業や取り組みへの意見交換を行い、必要に応じて事業等を改善していきます。計画の見直しに際してはアンケート調査を実施し、本計画で定めた目標指標の達成状況の確認と施策実施の効果を検証します。なお、「（仮称）名護市地域保健福祉推進委員会」については、必要に応じて構成メンバーの追加・再編を行います。

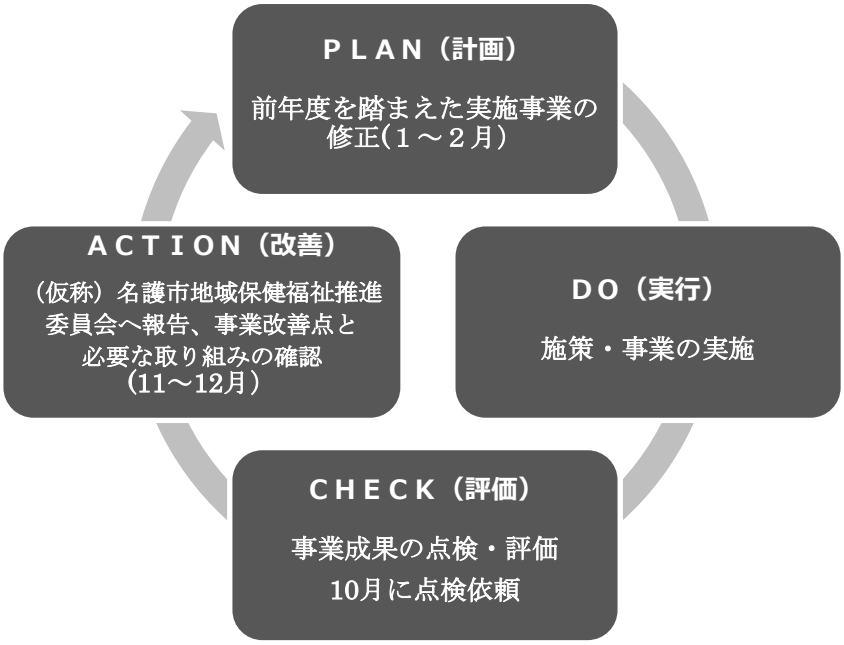

資 料 編

１．名護市の概要

（１）データからみる地域福祉を取り巻く現状

①人口・世帯数

・名護市の総人口を国勢調査でみると、平成 27 年現在 61,674 人となっている（そのうち一般世帯人員は 59,426 人）。一般世帯数は 26,076 世帯となっており、一般世帯人員より**１世帯あたりの人員を算出すると 2.28 人**となっている。

・人口・世帯数ともに増加傾向にあるが、人口を上回る割合で世帯数が増加しており、一般世帯の１世帯あたりの人員は減少傾向（平成２年：3.18 人⇒平成 27 年：2.28 人）となっている。**名護市においても核家族化が進展しているといえる。**

・また、世帯人員が１人の世帯である「単独世帯」は、平成 27 年現在 10,590 世帯となっており、**全世帯に占める単独世帯の割合は 40.6%**を占めている。平成２年からの推移をみると、**単独世帯の増加が著しい状況**にある。

■人口・世帯数の推移

	人口（人）					世帯数（世帯）					
	人口総数	男性	女性	一般世帯人員	1世帯当たり人員	総世帯数（一般世帯）	核家族世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯	家族類型不詳
平成2年	51,154	25,373	25,781	49,660	3.18	15,616	10,428	1,865	35	3,288	－
平成7年	53,955	26,669	27,286	51,888	3.02	17,179	11,011	1,878	52	4,238	－
平成12年	56,606	28,340	28,266	55,112	2.77	19,916	11,873	1,922	99	6,022	－
平成17年	59,463	29,823	29,640	57,534	2.60	22,142	12,773	1,976	126	7,267	－
平成22年	60,231	30,036	30,195	57,875	2.39	24,210	13,004	1,714	252	9,083	157
平成27年	61,674	30,626	31,048	59,426	2.28	26,076	13,611	1,602	256	10,590	17

資料：国勢調査

■男女別人口の推移

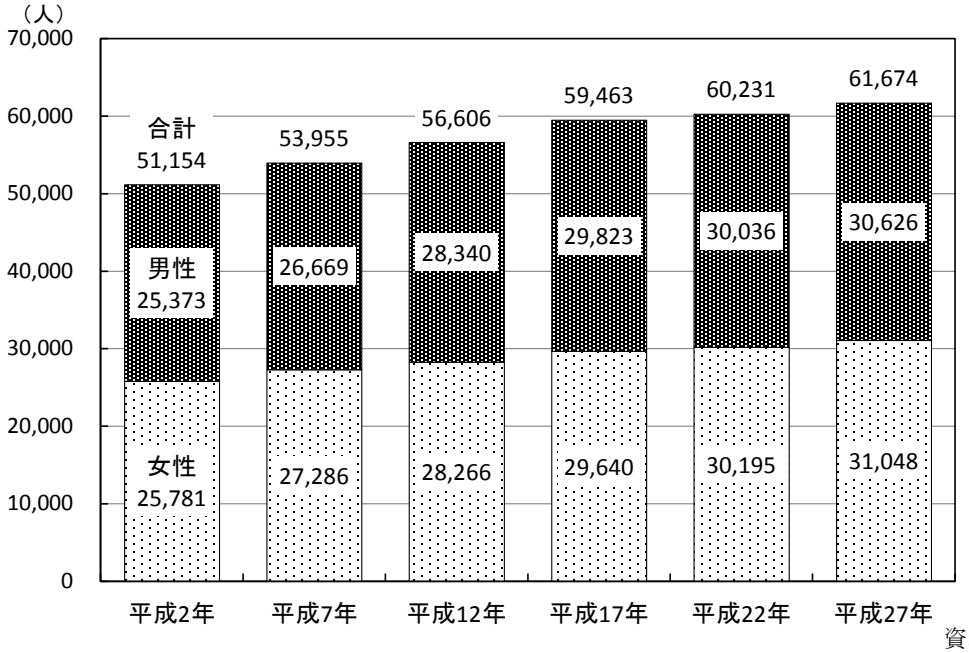

資料：国勢調査

■一般世帯数の推移

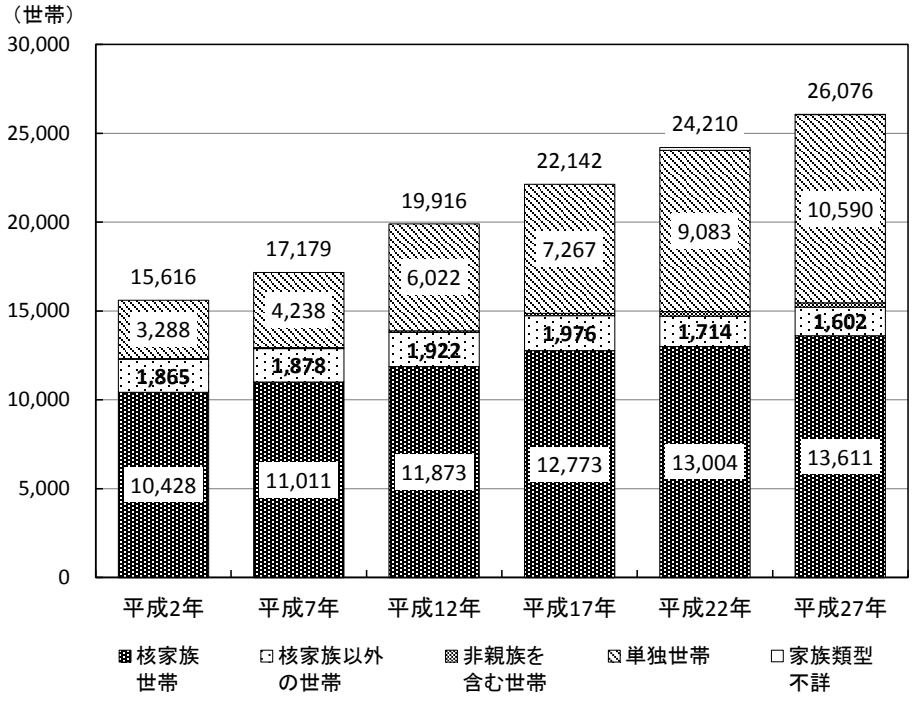

資料：国勢調査

②年齢３区分別の割合の推移

・年齢３区分別の割合をみると、年少人口（０～14 歳）が減少傾向、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、**本市においても着実に少子高齢化**が進んでいる。

■年齢３区分別人口割合の推移

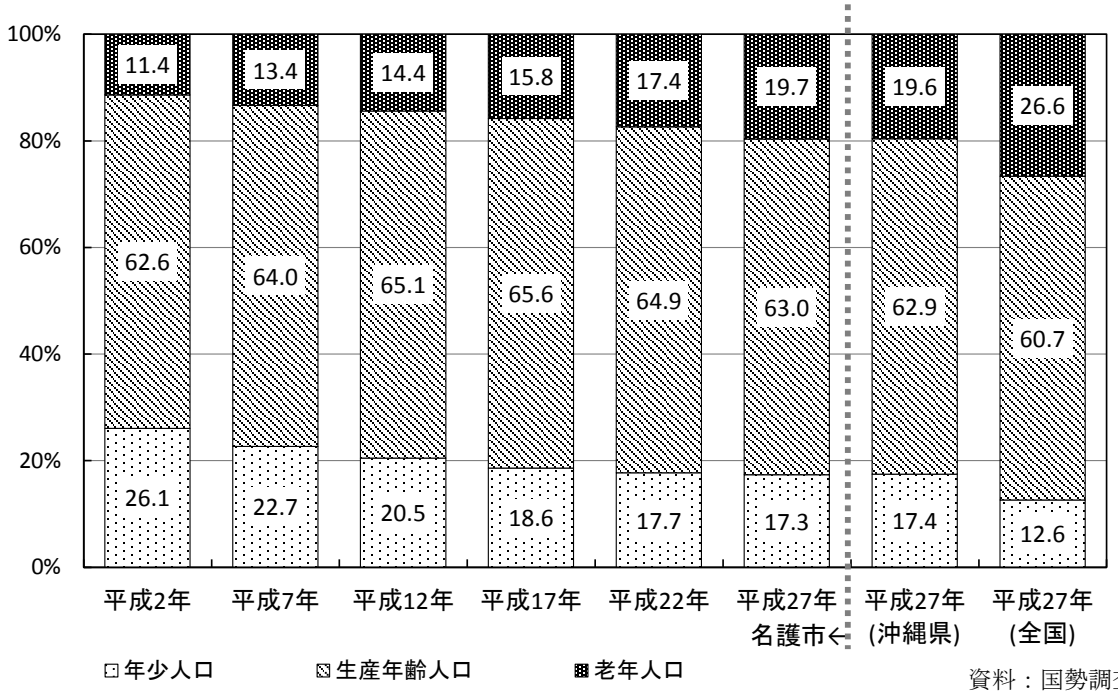

資料：国勢調査

※割合は、分母から年齢不詳を除いて算出している。小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合がある。

③人口ピラミッド

・平成 23 年と平成 28 年（住民基本台帳）の 5 歳階級別人口を比較してみると、平成 28 年においては、団塊の世代が含まれる 65～69 歳の増加が顕著になっている。

■人口ピラミッド

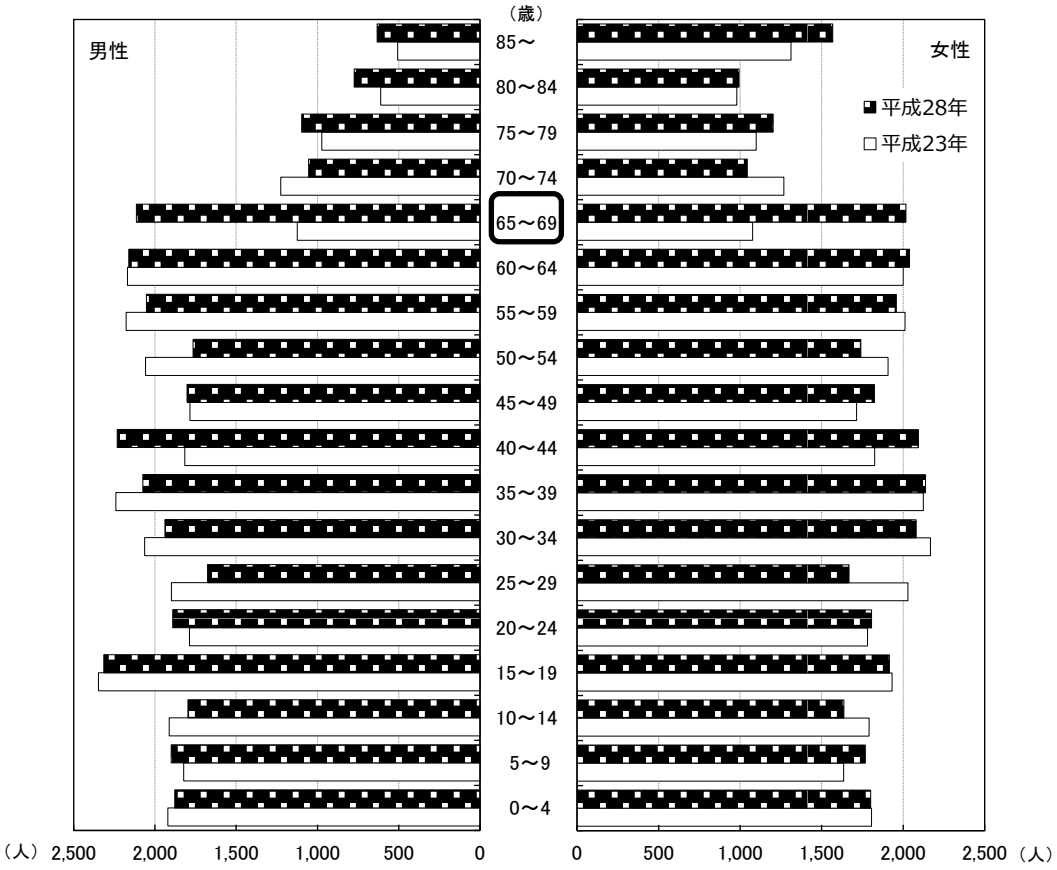

資料：住民基本台帳

④地区ごとの人口・世帯数・高齢化の状況と変化

・市内の各地区（名護湾地区・羽地内海地区・東海岸地区）の人口・世帯の状況をみると、**「名護湾地区」が人口・世帯数ともに最も多く**、それぞれ 47,118 人・21,352 世帯となっており、次いで「羽地内海地区」（10,551 人・4,707 世帯）、「東海岸地区」（4,301 人・2,291 世帯）と続いている。

・**羽地内海地区では高齢化率が 29.3%と高く、特に屋我地地域は 42.1%と突出して高い状況**にある。（国立療養所沖縄愛楽園の所在地であることに留意する必要がある。）

・名護市全体では、**65 歳以上の一人暮らし高齢者世帯※が 3,957 世帯で、総世帯数に占める割合は 14.0%**となっている。また、75 歳以上の一人暮らし高齢者世帯も 2,230 世帯（総世帯数に占める割合：7.9%）と多い状況にある。

※住民基本台帳データより整理しているが、住民基本台帳では施設に入所している方も一人世帯扱いとして抽出されるため、一人暮らし高齢者世帯数が若干多めになっていることに留意する必要がある。

■地区ごとの人口・世帯数・高齢化率・一人暮らし高齢者の状況

平成29年3月31日現在

	人口			世帯				
	人口	65歳以上	65歳以上の割合%	世帯数	一人暮らし高齢者			
					75歳以上	割合(%)	65歳以上	割合(%)
名護湾地区	47,118	8,576	18.2	21,352	1,366	6.4	2,579	12.1
名護地域	36,133	6,870	19.0	16,184	1,049	6.5	2,040	12.6
屋部地域	10,985	1,706	15.5	5,168	317	6.1	539	10.4
羽地内海地区	10,551	3,087	29.3	4,707	634	13.5	989	21.0
羽地地域	9,021	2,443	27.1	3,895	418	10.7	706	18.1
屋我地地域	1,530	644	42.1	812	216	26.6	283	34.9
東海岸地区	4,301	1,121	26.1	2,291	230	10.0	389	17.0
久志地域	4,301	1,121	26.1	2,291	230	10.0	389	17.0
合　計	61,970	12,784	20.6	28,350	2,230	7.9	3,957	14.0

資料：社会福祉課

■地区ごとの人口、高齢化率の増減

各年3月31日現在

	人口の変化（人）			高齢化率の変化（%）		
	平成29年	平成19年	増減(29年-19年)	平成29年	平成19年	増減(29年-19年)
名護湾地区	47,118	43,212	3,906	18.2	13.8	4.4
名護地域	36,133	35,004	1,129	19.0	13.9	5.1
屋部地域	10,985	8,208	2,777	15.5	13.6	1.9
羽地内海地区	10,551	11,151	-600	29.3	23.4	5.9
羽地地域	9,021	9,258	-237	27.1	20.4	6.7
屋我地地域	1,530	1,893	-363	42.1	38.1	4.0
東海岸地区	4,301	4,907	-606	26.1	20.6	5.5
久志地域	4,301	4,907	-606	26.1	20.6	5.5
合　計	61,970	59,270	2,700	20.6	16.2	4.4

資料：社会福祉課

■各区の人口・世帯数・高齢化率・一人暮らし高齢者の状況

平成29年3月31日現在

行政区名	人口			世帯				
	人口	65歳以上	65歳以上の割合%	世帯数	一人暮らし高齢者			
					75歳以上	割合(%)	65歳以上	割合(%)
喜　瀬	365	118	32.3	172	16	9.3	30	17.4
幸　喜	290	71	24.5	141	10	7.1	23	16.3
許　田	551	171	31.0	272	32	11.8	57	21.0
数久田	920	250	27.2	404	37	9.2	69	17.1
世冨慶	603	129	21.4	285	21	7.4	47	16.5
東　江	3,002	579	19.3	1,423	87	6.1	183	12.9
城	598	172	28.8	307	37	12.1	63	20.5
港	654	184	28.1	293	29	9.9	51	17.4
大　東	3,449	739	21.4	1,655	122	7.4	229	13.8
大　中	2,879	633	22.0	1,216	95	7.8	181	14.9
大　西	4,015	721	18.0	1,665	90	5.4	177	10.6
大　南	2,365	533	22.5	1,087	87	8.0	182	16.7
大　北	5,660	732	12.9	2,254	77	3.4	195	8.7
宮　里	6,870	1,348	19.6	3,056	242	7.9	401	13.1
為　又	3,912	490	12.5	1,954	67	3.4	152	7.8
名護地区	**36,133**	**6,870**	**19.0**	**16,184**	**1,049**	**6.5**	**2,040**	**12.6**
屋　部	1,725	366	21.2	694	54	7.8	98	14.1
宇茂佐	7,445	861	11.6	3,671	185	5.0	316	8.6
中　山	405	84	20.7	183	12	6.6	22	12.0
旭　川	309	84	27.2	140	11	7.9	19	13.6
勝　山	141	41	29.1	58	7	12.1	9	15.5
山入端	246	84	34.1	117	16	13.7	24	20.5
安　和	714	186	26.1	305	32	10.5	51	16.7
屋部地区	**10,985**	**1,706**	**15.5**	**5,168**	**317**	**6.1**	**539**	**10.4**
源　河	561	234	41.7	284	40	14.1	82	28.9
稲　嶺	270	93	34.4	141	18	12.8	33	23.4
真喜屋	584	195	33.4	265	33	12.5	62	23.4
仲尾次	782	259	33.1	339	41	12.1	60	17.7
川　上	566	153	27.0	259	36	13.9	58	22.4
親　川	680	155	22.8	282	39	13.8	58	20.6
田井等	919	240	26.1	369	30	8.1	59	16.0
振慶名	343	90	26.2	133	10	7.5	16	12.0
山　田	325	92	28.3	135	12	8.9	24	17.8
仲　尾	121	44	36.4	70	14	20.0	24	34.3
伊差川	1,941	382	19.7	793	67	8.4	107	13.5
内　原	178	45	25.3	77	6	7.8	12	15.6
古我知	343	100	29.2	137	11	8.0	16	11.7
我部祖河	824	196	23.8	348	39	11.2	61	17.5
呉　我	584	165	28.3	263	22	8.4	34	12.9
羽地地区	**9,021**	**2,443**	**27.1**	**3,895**	**418**	**10.7**	**706**	**18.1**
饒平名	278	109	39.2	139	23	16.5	36	25.9
我　部	184	72	39.1	82	13	15.9	22	26.8
運天原	264	101	38.3	132	27	20.5	41	31.1
済井出	635	301	47.4	373	137	36.7	163	43.7
屋　我	169	61	36.1	86	16	18.6	21	24.4
屋我地地区	**1,530**	**644**	**42.1**	**812**	**216**	**26.6**	**283**	**34.9**
久　志	583	176	30.2	272	48	17.6	71	26.1
豊　原	421	107	25.4	196	17	8.7	31	15.8
辺野古	1,837	345	18.8	1,099	68	6.2	121	11.0
二　見	92	30	32.6	46	4	8.7	8	17.4
大　浦	107	26	24.3	47	4	8.5	8	17.0
大　川	63	28	44.4	36	6	16.7	10	27.8
瀬　嵩	273	73	26.7	112	16	14.3	23	20.5
汀　間	253	73	28.9	129	14	10.9	20	15.5
三　原	267	95	35.6	127	18	14.2	28	22.0
安　部	137	60	43.8	80	16	20.0	27	33.8
嘉　陽	80	36	45.0	50	6	12.0	15	30.0
底仁屋	53	18	34.0	30	5	16.7	10	33.3
天仁屋	135	54	40.0	67	8	11.9	17	25.4
久志地区	**4,301**	**1,121**	**26.1**	**2,291**	**230**	**10.0**	**389**	**17.0**
合計	**61,970**	**12,784**	**20.6**	**28,350**	**2,230**	**7.9**	**3,957**	**14.0**

資料：社会福祉課

■各区の人口、高齢化率の増減等

各年3月31日現在

行政区名	人口の変化（人）			高齢化率の変化（%）		
	平成29年	平成19年	増減 (29年−19年)	平成29年	平成19年	増減 (29年−19年)
喜　瀬	365	389	−24	32.3	31.1	1.2
幸　喜	290	302	−12	24.5	18.5	6.0
許　田	551	556	−5	31.0	22.3	8.7
数久田	920	1,029	−109	27.2	19.5	7.7
世冨慶	603	616	−13	21.4	18.3	3.1
東　江	3,002	3,257	−255	19.3	13.4	5.9
城	598	696	−98	28.8	23.7	5.1
港	654	828	−174	28.1	20.2	7.9
大　東	3,449	3,467	−18	21.4	15.5	5.9
大　中	2,879	2,657	222	22.0	18.5	3.5
大　西	4,015	3,918	97	18.0	13.3	4.7
大　南	2,365	2,567	−202	22.5	15.2	7.3
大　北	5,660	5,350	310	12.9	6.7	6.2
宮　里	6,870	6,536	334	19.6	14.6	5.0
為　又	3,912	2,836	1,076	12.5	7.9	4.6
名護地区	**36,133**	**35,004**	**1,129**	**19.0**	**13.9**	**5.1**
屋　部	1,725	1,650	75	21.2	15.9	5.3
宇茂佐	7,445	4,648	2,797	11.6	9.3	2.3
中　山	405	346	59	20.7	16.8	3.9
旭　川	309	359	−50	27.2	22.3	4.9
勝　山	141	137	4	29.1	28.5	0.6
山入端	246	291	−45	34.1	24.7	9.4
安　和	714	777	−63	26.1	21.5	4.6
屋部地区	**10,985**	**8,208**	**2,777**	**15.5**	**13.6**	**1.9**
源　河	561	684	−123	41.7	32.0	9.7
稲　嶺	270	299	−29	34.4	28.8	5.6
真喜屋	584	633	−49	33.4	26.5	6.9
仲尾次	782	904	−122	33.1	24.3	8.8
川　上	566	602	−36	27.0	16.6	10.4
親　川	680	542	138	22.8	18.3	4.5
田井等	919	933	−14	26.1	15.0	11.1
振慶名	343	336	7	26.2	22.0	4.2
山　田	325	370	−45	28.3	18.9	9.4
仲　尾	121	142	−21	36.4	27.5	8.9
伊差川	1,941	1,952	−11	19.7	12.9	6.8
内　原	178	186	−8	25.3	18.8	6.5
古我知	343	320	23	29.2	24.4	4.8
我部祖河	824	798	26	23.8	19.2	4.6
呉　我	584	557	27	28.3	28.0	0.3
羽地地区	**9,021**	**9,258**	**−237**	**27.1**	**20.4**	**6.7**
饒平名	278	337	−59	39.2	31.5	7.7
我　部	184	187	−3	39.1	31.0	8.1
運天原	264	296	−32	38.3	36.5	1.8
済井出	635	859	−224	47.4	45.4	2.0
屋　我	169	214	−45	36.1	27.6	8.5
屋我地地区	**1,530**	**1,893**	**−363**	**42.1**	**38.1**	**4.0**
久　志	583	611	−28	30.2	24.5	5.7
豊　原	421	437	−16	25.4	21.1	4.3
辺野古	1,837	1,951	−114	18.8	14.6	4.2
二　見	92	92	0	32.6	28.3	4.3
大　浦	107	99	8	24.3	23.2	1.1
大　川	63	78	−15	44.4	37.2	7.2
瀬　嵩	273	517	−244	26.7	17.2	9.5
汀　間	253	249	4	28.9	22.9	6.0
三　原	267	362	−95	35.6	26.5	9.1
安　部	137	179	−42	43.8	28.5	15.3
嘉　陽	80	109	−29	45.0	40.4	4.6
底仁屋	53	63	−10	34.0	30.2	3.8
天仁屋	135	160	−25	40.0	32.5	7.5
久志地区	**4,301**	**4,907**	**−606**	**26.1**	**20.6**	**5.5**
合計	**61,970**	**59,270**	**2,700**	**20.6**	**16.2**	**4.4**

資料：社会福祉課

⑤名護市の産業別人口・完全失業率

■名護市の産業別人口

			名護市		沖縄県	全国
			平成17年	平成27年	平成27年	平成27年
15歳以上就業者数		（人）	24,263	25,651	589,634	58,919,036
産業3部門	第1次産業　就業者数	（人）	1,819	1,622	26,593	2,221,699
	第2次産業　就業者数	（人）	4,142	3,422	81,508	13,920,834
	第3次産業　就業者数	（人）	17,888	18,263	433,334	39,614,567
	第1次産業　就業者割合	（%）	7.6	7.0	4.9	4.0
	第2次産業　就業者割合	（%）	17.4	14.7	15.1	25.0
	第3次産業　就業者割合	（%）	75.0	78.4	80.0	71.0
産業大分類別就業者数	A 農業，林業	（人）	1,621	1,492	23,977	2,067,952
	うち農業	（人）	－	1,457	23,772	2,004,289
	B 漁業	（人）	198	130	2,616	153,747
	C 鉱業，採石業，砂利採取業	（人）	81	57	254	22,281
	D 建設業	（人）	2,629	2,058	52,335	4,341,338
	E 製造業	（人）	1,432	1,307	28,919	9,557,215
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	（人）	126	94	3,223	283,193
	G 情報通信業	（人）	198	281	13,203	1,680,205
	H 運輸業，郵便業	（人）	873	726	25,137	3,044,741
	I 卸売業，小売業	（人）	3,333	2,924	81,924	9,001,414
	J 金融業，保険業	（人）	252	259	11,034	1,428,710
	K 不動産業，物品賃貸業	（人）	272	357	12,219	1,197,560
	L 学術研究，専門・技術サービス業	（人）	792	701	17,069	1,919,125
	M 宿泊業，飲食サービス業	（人）	2,868	2,595	45,897	3,249,190
	N 生活関連サービス業，娯楽業	（人）	1,099	1,142	22,606	2,072,228
	O 教育，学習支援業	（人）	1,953	1,793	31,647	2,661,560
	P 医療，福祉	（人）	3,294	4,186	81,998	7,023,950
	Q 複合サービス事業	（人）	468	288	5,382	483,014
	R サービス業（他に分類されないもの）	（人）	1,451	1,890	48,390	3,543,689
	S 公務（他に分類されるものを除く）	（人）	909	1,027	33,605	2,025,988
	T 分類不能の産業	（人）	414	2,344	48,199	3,161,936
昼間人口		（人）	63,165	64,917	1,433,110	127,094,745
昼夜間　人口比率		（%）	106.3	105.3	100.0	100.0

※産業3部門割合は、分母から「T 分類不能の産業」を除いて算出している。

資料：国勢調査

■名護市の完全失業率の推移

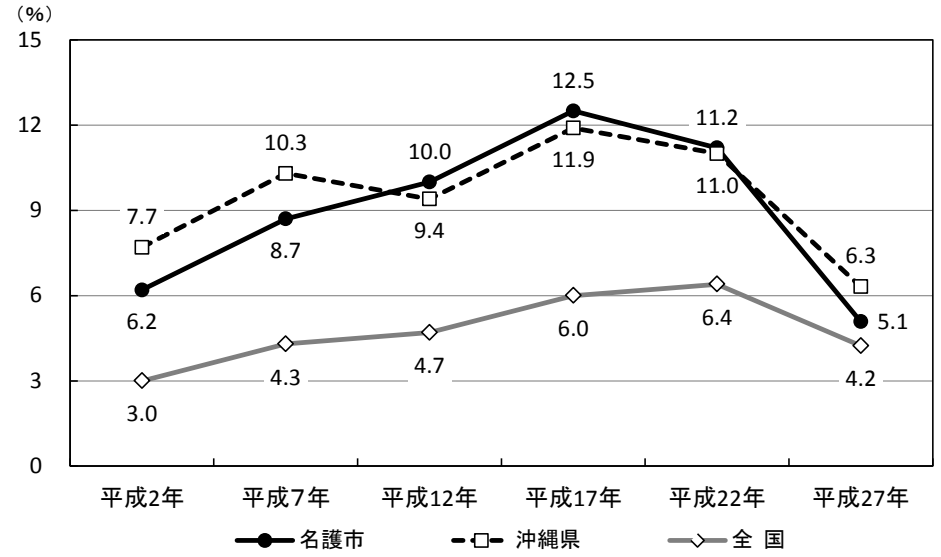

資料：国勢調査

⑥ひとり親世帯の推移

・ひとり親世帯の推移を国勢調査よりみると、平成 27 年現在、母子世帯 709 世帯、父子世帯 84 世帯となっている。平成２年からの推移をみると、母子世帯が増加傾向にある。ひとり親世帯は家計の担い手と子育てをひとりで担わなければならないことから、負担も大きく、その支援が求められる。

■母子・父子世帯の推移

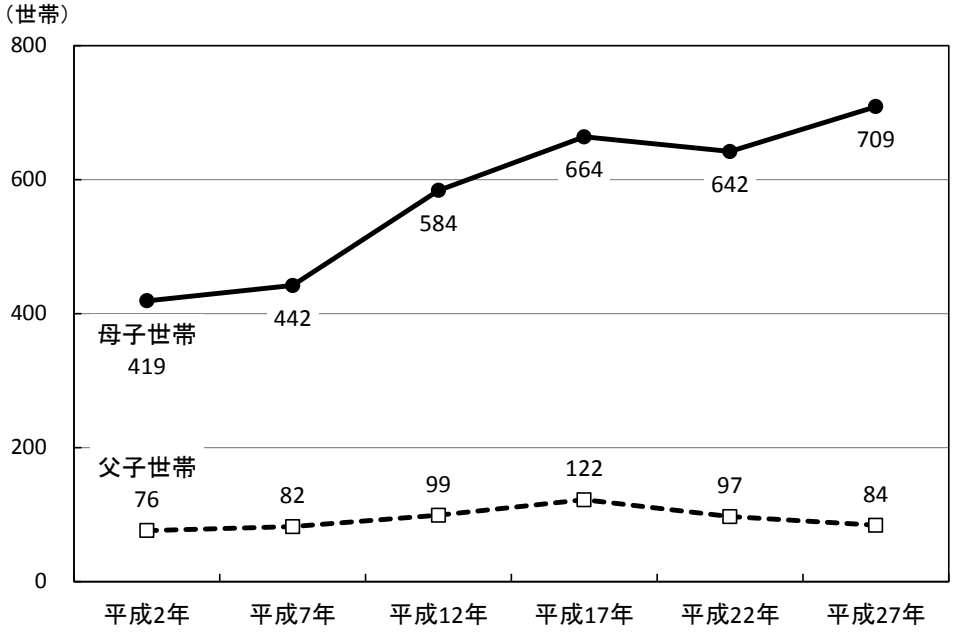

資料：国勢調査

⑦市町村別保育所入所待機児童数

平成29年４月１日現在

市町村名		保育所等入所待機児童数調																				
		施設・事業数	定員	０歳児			１歳児			２歳児			３歳児			４歳児以上			合計		
				認可保育所等利用児童数	待機児童数	待機率	認可保育所等利用児童数	待機児童数	待機率	認可保育所等利用児童数	待機児童数	待機率	認可保育所等利用児童数	待機児童数	待機率	認可保育所等利用児童数	待機児童数	待機率	認可保育所等利用児童数	待機児童数	待機率
1	那覇市	118	10,493	742	36	4.9%	1,735	101	5.8%	1,900	33	1.7%	1,991	24	1.2%	3,158	6	0.2%	9,526	200	2.1%
2	宜野湾市	37	3,137	370	28	7.6%	569	63	11.1%	635	30	4.7%	651	17	2.6%	1,047	2	0.2%	3,272	140	4.3%
3	石垣市	32	1,781	133	0	0.0%	335	29	8.7%	373	0	0.0%	391	2	0.5%	505	0	0.0%	1,737	31	1.8%
4	浦添市	40	3,594	380	0	0.0%	656	148	22.6%	750	54	7.2%	726	34	4.7%	1,173	0	0.0%	3,685	236	6.4%
5	名護市	35	3,092	265	0	0.0%	516	9	1.7%	557	1	0.2%	591	2	0.3%	977	0	0.0%	2,906	12	0.4%
6	糸満市	38	2,731	217	0	0.0%	451	7	1.6%	493	20	4.1%	554	0	0.0%	886	0	0.0%	2,601	27	1.0%
7	沖縄市	51	3,982	443	56	12.6%	716	233	32.5%	841	54	6.4%	916	74	8.1%	1,266	23	1.8%	4,182	440	10.5%
8	豊見城市	25	2,234	245	0	0.0%	447	18	4.0%	496	15	3.0%	495	1	0.2%	652	2	0.3%	2,335	36	1.5%
9	うるま市	40	3,534	335	60	17.9%	639	163	25.5%	731	89	12.2%	771	20	2.6%	1,146	1	0.1%	3,622	333	9.2%
10	宮古島市	34	2,279	218	2	0.9%	394	44	11.2%	454	16	3.5%	454	1	0.2%	588	0	0.0%	2,108	63	3.0%
11	南城市	22	1,602	175	4	2.3%	326	74	22.7%	343	14	4.1%	355	1	0.3%	481	1	0.2%	1,680	94	5.6%
12	国頭村	2	120	14	0	0.0%	24	0	0.0%	28	0	0.0%	32	0	0.0%	0	0	0.0%	98	0	0.0%
13	大宜味村	2	120	7	0	0.0%	16	0	0.0%	15	0	0.0%	24	0	0.0%	19	0	0.0%	81	0	0.0%
14	東村	1	60	4	0	0.0%	14	0	0.0%	11	0	0.0%	13	0	0.0%	9	0	0.0%	51	0	0.0%
15	今帰仁村	5	299	24	11	45.8%	70	1	1.4%	73	2	2.7%	80	0	0.0%	83	0	0.0%	330	14	4.2%
16	本部町	9	583	46	0	0.0%	107	0	0.0%	116	0	0.0%	119	0	0.0%	103	0	0.0%	491	0	0.0%
17	恩納村	6	320	21	0	0.0%	49	0	0.0%	72	0	0.0%	56	0	0.0%	79	0	0.0%	277	0	0.0%
18	宜野座村	3	270	29	0	0.0%	58	0	0.0%	67	0	0.0%	59	0	0.0%	86	0	0.0%	299	0	0.0%
19	金武町	8	543	35	0	0.0%	103	2	1.9%	111	0	0.0%	120	1	0.8%	102	0	0.0%	471	3	0.6%
20	伊江村	2	150	13	0	0.0%	36	0	0.0%	34	0	0.0%	45	0	0.0%	27	0	0.0%	155	0	0.0%
21	読谷村	12	1,065	81	0	0.0%	205	22	10.7%	246	6	2.4%	254	0	0.0%	266	0	0.0%	1,052	28	2.7%
22	嘉手納町	7	355	37	1	2.7%	87	17	19.5%	81	15	18.5%	79	10	12.7%	85	9	10.6%	369	52	14.1%
23	北谷町	13	961	89	4	4.5%	177	43	24.3%	184	7	3.8%	225	3	1.3%	318	0	0.0%	993	57	5.7%
24	北中城村	6	488	41	3	7.3%	91	21	23.1%	101	29	28.7%	86	12	14.0%	186	6	3.2%	505	71	14.1%
25	中城村	9	870	61	36	59.0%	121	36	29.8%	163	16	9.8%	140	8	5.7%	211	11	5.2%	696	107	15.4%
26	西原町	12	1,120	88	5	5.7%	229	11	4.8%	243	8	3.3%	256	6	2.3%	336	3	0.9%	1,152	33	2.9%
27	与那原町	12	811	80	4	5.0%	147	38	25.9%	154	15	9.7%	162	3	1.9%	265	0	0.0%	808	60	7.4%
28	南風原町	16	1,532	200	8	4.0%	323	85	26.3%	348	23	6.6%	334	34	10.2%	391	0	0.0%	1,596	150	9.4%
29	渡嘉敷村	1	30	0	0	0.0%	8	0	0.0%	8	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	0.0%	20	0	0.0%
30	座間味村	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
31	粟国村	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
32	渡名喜村	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
33	南大東村	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
34	北大東村	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
35	伊平屋村	1	60	2	0	0.0%	8	0	0.0%	9	0	0.0%	14	0	0.0%	7	0	0.0%	40	0	0.0%
36	伊是名村	1	70	8	0	0.0%	18	0	0.0%	9	0	0.0%	19	0	0.0%	0	0	0.0%	54	0	0.0%
37	久米島町	5	285	23	0	0.0%	55	0	0.0%	54	0	0.0%	61	0	0.0%	62	0	0.0%	255	0	0.0%
38	八重瀬町	15	1,595	153	1	0.7%	295	35	11.9%	294	12	4.1%	331	12	3.6%	529	0	0.0%	1,602	60	3.7%
39	多良間村	1	45	2	0	0.0%	8	0	0.0%	4	0	0.0%	8	0	0.0%	0	0	0.0%	22	0	0.0%
40	竹富町	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
41	与那国町	1	46	0	0	0.0%	8	0	0.0%	11	0	0.0%	9	0	0.0%	0	0	0.0%	28	0	0.0%
合計		622	50,257	4,581	259	5.7%	9,041	1,200	13.3%	10,009	459	4.6%	10,425	265	2.5%	15,043	64	0.4%	49,099	2,247	4.6%

資料：沖縄県 子ども生活福祉部 子育て支援課　HP より

⑧障がい者数の状況

・市内の障がい者数の状況をみると、身体障がい者（児）については、平成 27 年、28 年と横ばい傾向にある。知的・精神障がい者はともに増加傾向にある。

■身体障がい者（児）障がい別状況（人数）

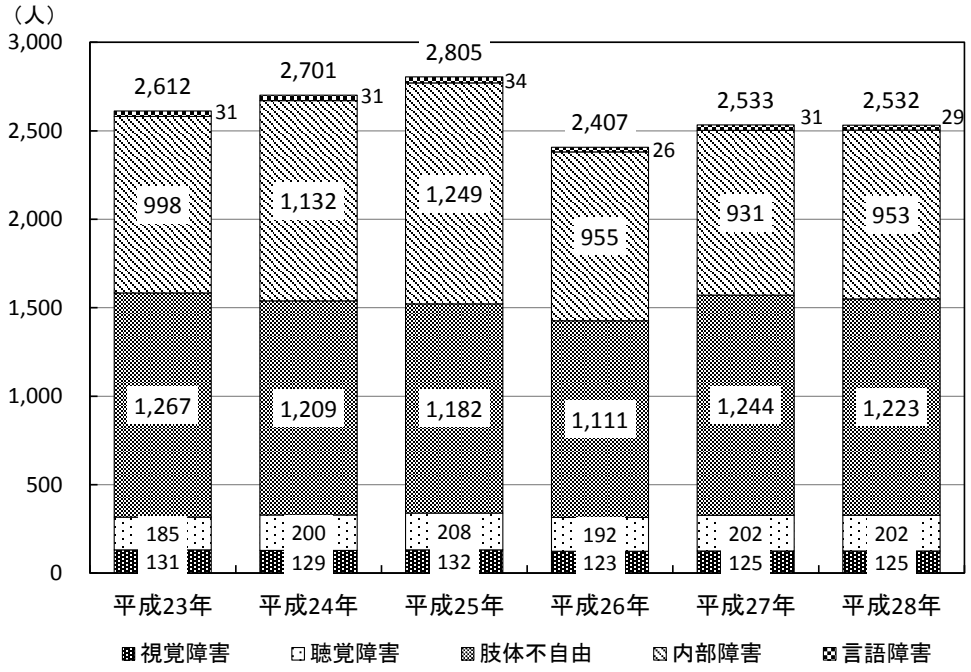

資料：福祉事務所の概要　各年３月 31 日現在

■療育手帳程度別の所持状況

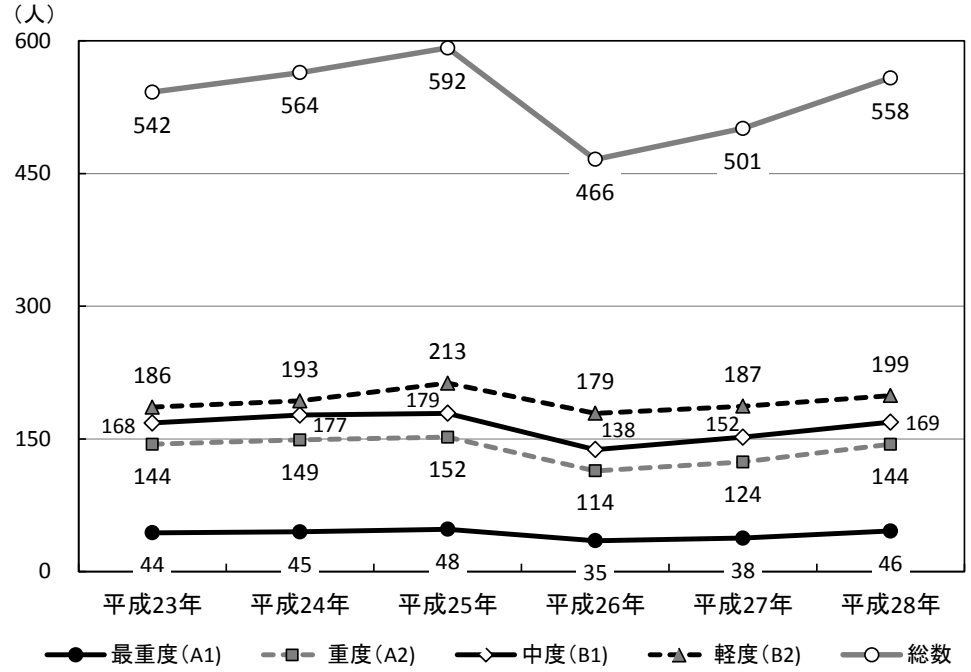

資料：福祉事務所の概要　各年３月 31 日現在

■精神障がい者手帳交付状況

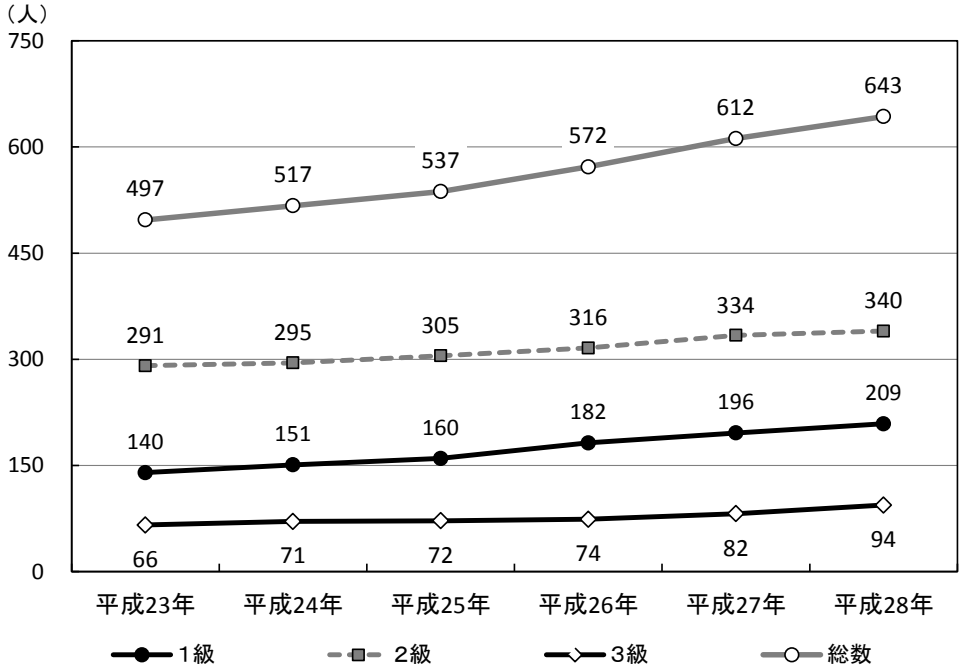

資料：福祉事務所の概要　各年３月 31 日現在

⑨生活保護状況の推移

・名護市の生活保護の状況をみると、平成 28 年（６月時点）で、被保護世帯が 1,094 世帯、保護率は 23.65‰となっている。平成 23 年度から平成 27 年度の推移をみると、保護率は増加傾向にある。

	区分	名護市全域	本庁管内	羽地支所管内	久志支所管内	屋部支所管内	屋我地支所管内
平成23年度	人　口（人）	60,472	35,542	9,104	4,726	9,414	1,686
	被保護世帯数（世帯）	879	546	137	67	113	16
	被保護人員（人）	1,264	815	192	88	144	25
	保護率（‰）	20.75	22.93	21.09	18.62	15.30	14.83
平成24年度	人　口（人）	61,080	35,941	9,101	4,645	9,774	1,619
	被保護世帯数（世帯）	963	598	144	68	128	25
	被保護人員（人）	1,388	885	208	94	161	40
	保護率（‰）	22.72	24.62	22.85	20.24	16.47	24.71
平成25年度	人　口（人）	61,465	36,210	9,136	4,496	10,018	1,605
	被保護世帯数（世帯）	1,024	638	152	71	138	25
	被保護人員（人）	1,465	944	210	102	169	40
	保護率（‰）	23.83	26.07	22.99	22.69	16.87	24.92
平成26年度	人　口（人）	61,494	35,957	9,150	4,457	10,365	1,565
	被保護世帯数（世帯）	1,084	672	153	80	154	25
	被保護人員（人）	1,507	965	203	109	192	38
	保護率（‰）	24.51	26.84	22.19	24.46	18.52	24.28
平成27年度	人　口（人）	61,683	35,922	9,116	4,392	10,720	1,533
	被保護世帯数（世帯）	1,101	711	144	74	145	27
	被保護人員（人）	1,504	1,015	181	95	178	35
	保護率（‰）	24.38	28.26	19.86	21.63	16.60	22.83
平成28年度（6月時点）	人　口（人）	62,228	36,122	9,104	4,540	10,938	1,524
	被保護世帯数（世帯）	1,094	707	144	73	144	26
	被保護人員（人）	1,472	989	179	93	177	34
	保護率（‰）	23.65	27.38	19.66	20.48	16.18	22.31

資料：福祉事務所の概要　各年３月 31 日現在

⑩民生委員・児童委員　配置状況

・民生委員･児童委員の配置状況をみると、平成 28 年３月末現在、定員 109 名に対して 81 名となっており、欠員が 28 名となっている。

・人口が少ない地域や市街地などで欠員数がみられ、民生委員･児童委員の確保が課題となっている。

民生委員･児童委員　配置状況

平成29年3月31日現在

第1民生委員 児童委員協議会		第2民生委員 児童委員協議会		第3民生委員 児童委員協議会		第4民生委員 児童委員協議会	
地　区	担当者数	地　区	担当者数	地　区	担当者数	地　区	担当者数
久　志	１（1）	大　西	４（5）	源　河	１（1）	喜　瀬	０（1）
豊　原	１（1）	大　南	２（4）	稲　嶺	１（1）	幸　喜	１（1）
辺野古	２（2）	宮　里	４（9）	真喜屋	０（1）	許　田	１（1）
二　見	０（1）	為　又	２（4）	仲尾次	１（1）	数久田	０（1）
大　川	１（1）	屋　部	１（2）	川　上	０（1）	世冨慶	０（1）
大　浦	１（1）	宇茂佐	４（5）	親　川	１（1）	東　江	５（6）
瀬　嵩	１（1）	中　山	１（1）	田井等	１（1）	城	１（2）
汀　間	１（1）	旭　川	１（1）	振慶名	０（1）	港	０（1）
三　原	１（1）	勝　山	１（1）	山　田	１（1）	大　東	３（5）
安　部	１（1）	山入端	１（1）	仲　尾	１（1）	大　中	５（5）
嘉　陽	１（1）	安　和	１（1）	伊差川	３（3）	大　北	５（6）
天仁屋	１（1）			内　原	１（1）		
底仁屋	１（1）			古我知	１（1）		
				我部祖河	１（1）		
				呉　我	１（1）		
				饒平名	１（1）		
				我　部	０（1）		
				運天原	１（1）		
				済井出	１（1）		
				屋　我	１（1）		

主任児童委員	
区　　域	担当者数
第１民協（久志）	２（2）
第２民協（名護、屋部）	２（2）
第３民協（羽地、屋我地）	２（2）
第４民協（名護）	２（2）

（　）内は定数

委員数　：　81
基準数　：　109
任　期　：　3年

89(平成28年3月31日現在)

資料：福祉事務所の概要

２．市民等の福祉ニーズ

（１）地域保健福祉計画に関する市民アンケート調査結果

１）調査の目的

この調査は、誰もが住みなれた地域で、安心して暮らせるまちづくりを目指す地域保健福祉計画の策定及び今後の福祉行政推進のため、名護市民の地域とのかかわりなどの実態を把握するとともに、計画づくりの基礎資料とすることを目的に実施した。

２）　調査の実施・回収状況

調査対象：16 歳以上の市民 2,000 名

抽出方法：年代割による、住民基本台帳からの無作為抽出

調査方法：郵送による配布・回収

実施期間：平成 29 年８月３日（金）～平成 29 年９月６日（水）まで

配布数、回収数については以下の通りである。

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000 件	449 件	22.5%

３）　結果の見方

回答結果の割合（%）は、回答数の割合を小数点以下第２位以下で四捨五入しているため、内訳の合計値が 100%にならない場合がある。

複数回答の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、割合を出しているため、合計が 100%を超える場合がある。

表や図中等で、選択肢の文章が長いものは省略して載せている場合がある。また、「N」は集計の対象者数（設問の限定条件に該当する人の数）を表している。

４）　調査結果の概要

①回答者について　質問１

・回答者は、「男性」が 44.3%、「女性」が 55.7%。

・年齢は「60 代」の割合が 24.9%と最も高く、30 代～50 代もそれぞれ 2 割前後となっている。回答者は 30 代から 50 代の壮年期が中心となっているため、正社員・正規職員の方の割合が高い（3 割強）。

・世帯構成は、二世代世帯が６割弱（57.0%）で最も高く、住まいは持ち家が５割強（51.3%）を占めている。持ち家（戸建て 49.7%＋マンション 1.6%）。

・出身について、６割強（61.0%）が名護市出身者、２割強（22.3%）が名護市以外の県内、県外出身者は１割強（11.4%）で、居住年数については、５割弱（45.9%）が 30 年以上となっている。

地区別の回答者数は、平成 28 年 10 月１日時点での各地区における人口比（名護湾地区が 75.8%、羽地内海地区が 17.0%、東海岸地区が 7.2%）が反映された結果となっている。

②近所や区（行政区）との関わりについて　質問２～質問３－１

・市民の近所づきあいは、約５割（49.9%）が「顔を合わせたら、あいさつをする程度」となっている。「身の上相談や困りごとを相談するなど、家族同様のつきあい」は 6.9%、「簡単な頼みごとをしあうつきあい」は 4.2%にとどまっている。「ほとんどつきあいはない」もみられ 14.5%となっている。東海岸地区では、関わりが親密であることがうかがえる。

問2　近所とのつきあいの程度

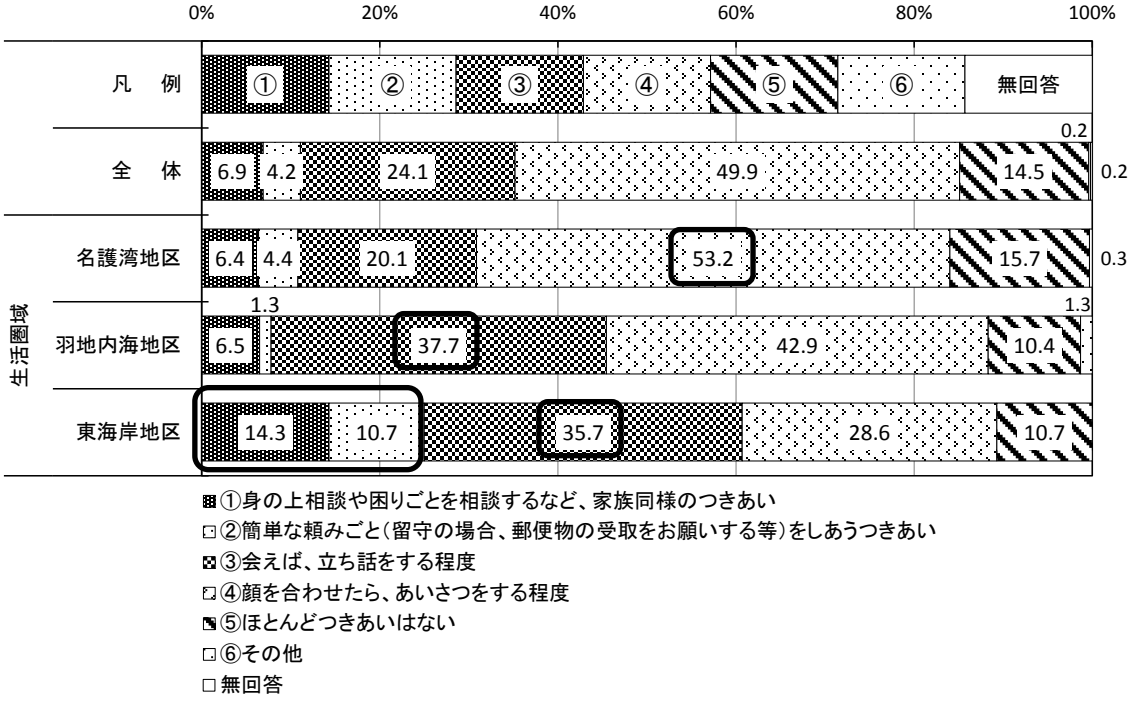

・区に加入している方は全体で５割弱（47.4%）となっている。一方、羽地内海や東海岸地区での加入状況は６割台とやや高くなっている。これまでの調査（平成 24 年、平成 18 年）と比較すると、加入している割合は減少傾向にある。

問3　区（行政区）への加入状況

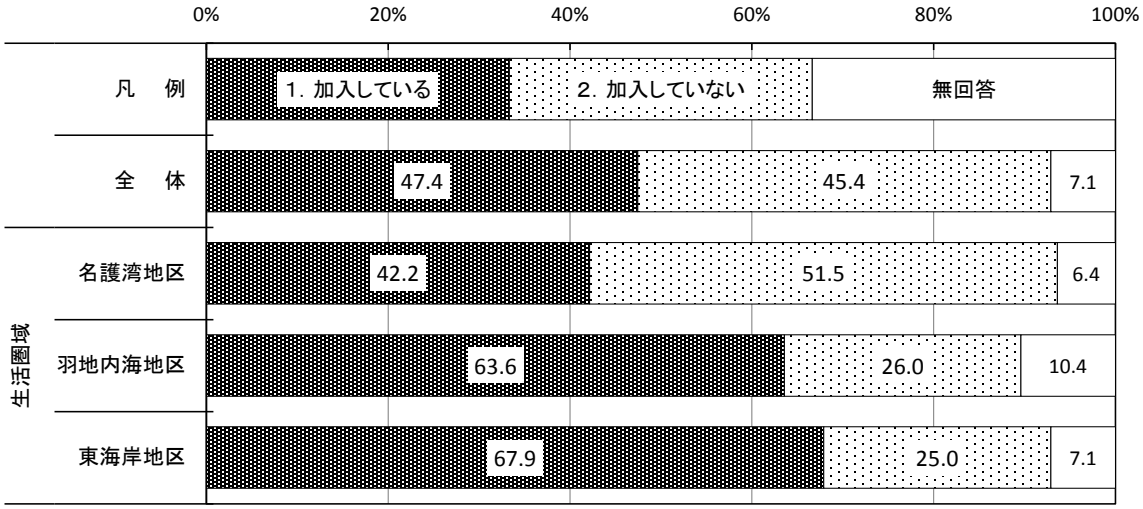

順　位	前回（平成24年）	前々回（平成18年）
1　位	2. 加入していない（49.2%）	1. 加入している（58.2%）
2　位	1. 加入している（45.2%）	2. 加入していない（37.0%）

・区に加入していない主な理由は、「仕事や学業、育児・介護で忙しい」（42.2%）となっている。また、「区からの勧誘がないから」が約３割、「必要性を感じないから」（25.5%）、「どこに連絡すればよいかわからないから」（23.5%）などとなっている。勧誘がないからや連絡先がわからないといった理由については、加入促進の働きかけが大切であることがうかがえる。

問3－1　区（行政区）に加入していない理由（複数回答）

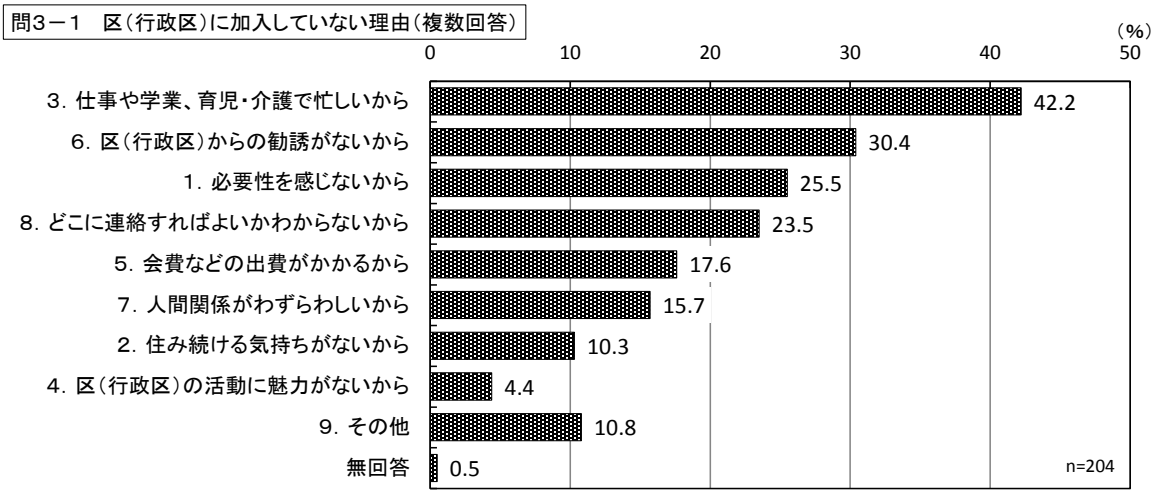

③地域との関わりや地域に対する考え方について　質問４～質問５－１

- ６割弱（55.9%）が「地域活動にはほとんど参加していない」と回答しており、一方、３割強（33.2%）は、何らかの地域活動を行っている。
- 地域活動をしている主な理由として、「地域や社会のために役立ちたいから」、「となり近所の人と協力しあえるから」、「仲間づくりや親しい友達をつくれるから」があげられている。
- ほとんど参加していない主な理由としては、「忙しくて時間がないから」、「情報が入ってこないから」となっている。

問4－1　区や老人会、民生委員等に参加している理由（複数回答）

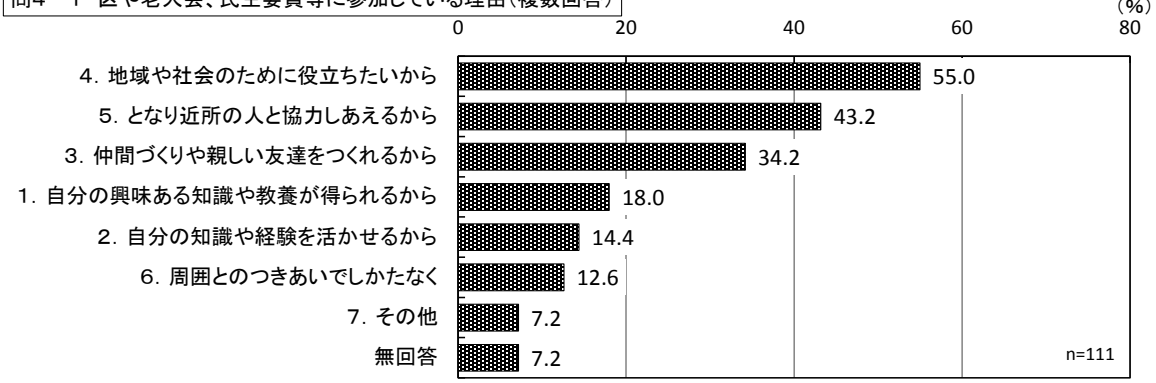

問4－2　地域活動に参加していない理由（複数回答）

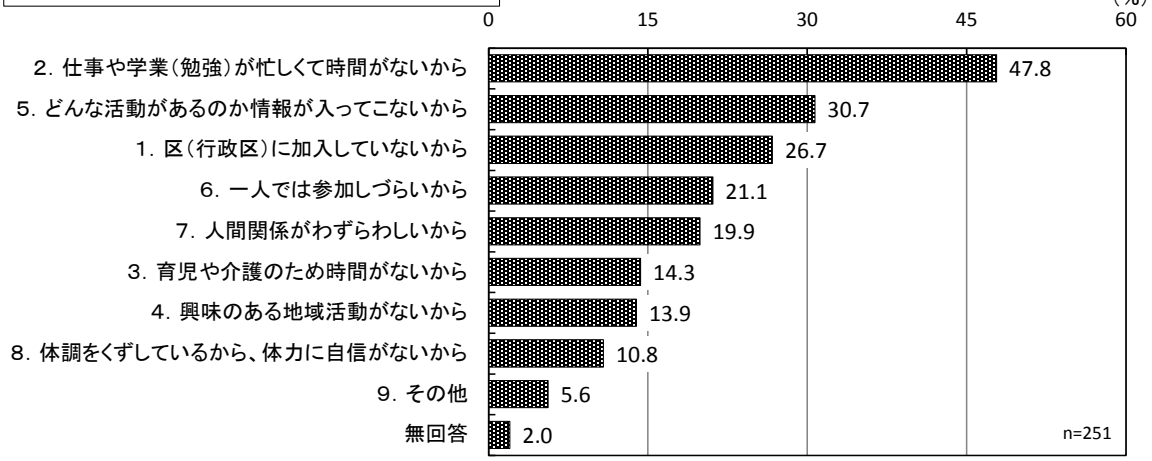

・地域への愛着については、「とても愛着を感じている」、「少し愛着を感じている」を合わせると約７割（70.6%）の方が地域へ愛着を持っており、理由として「住み慣れているから」（7 割弱：65.9%）が多くを占めている。そのほかの理由として「自然環境（緑）がよいから」、「治安がよいから」などがあげられている。

問5　地域に愛着を感じているか

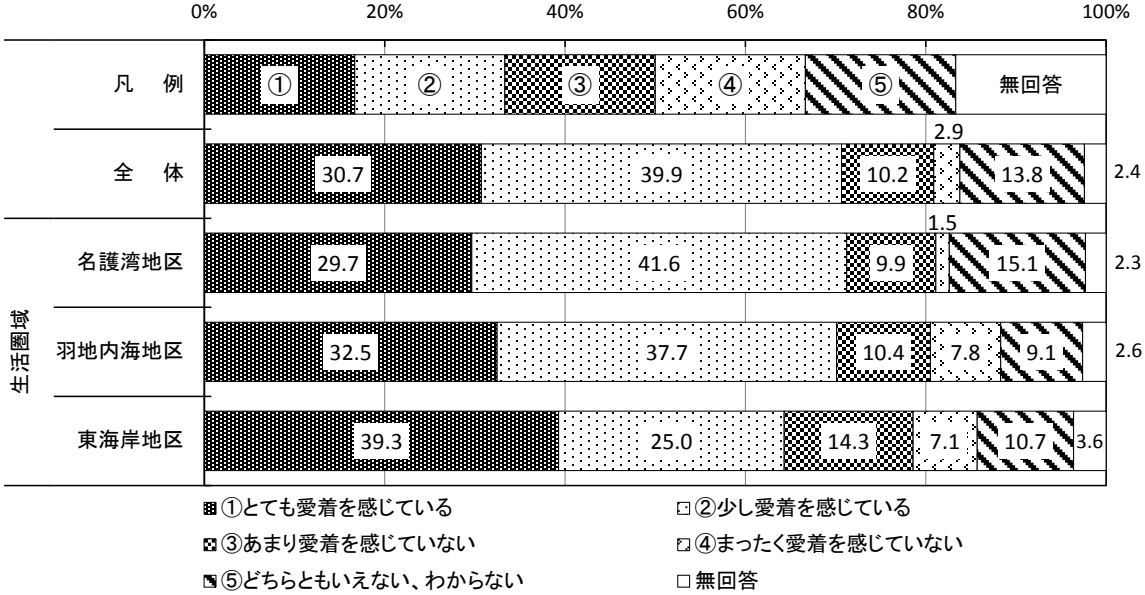

順　位	前回（平成24年）	前々回（平成18年）
1　位	2. 少し愛着を感じている（37.4%）	1. とても愛着を感じている（39.8%）
2　位	1. とても愛着を感じている（34.3%）	2. 少し愛着を感じている（33.3%）
3　位	5. どちらともいえない、わからない（13.6%）	5. どちらともいえない、わからない（12.0%）

問5－1　地域に愛着を感じている理由（複数回答）

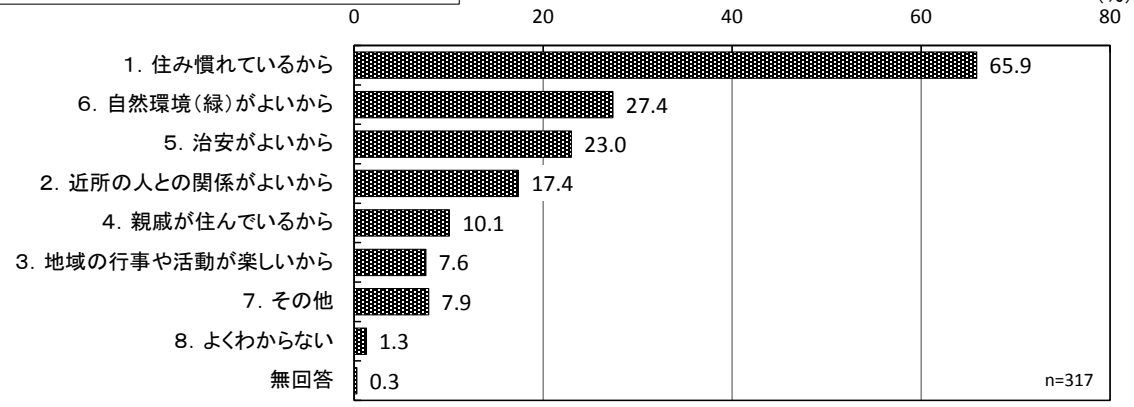

④日常生活の課題や解決方法について　質問６～質問７

・日常生活の中での悩みや不安については、「経済的なこと」や「災害や緊急時の避難や支援について」、「仕事や職場のこと」などとなっている。「特に悩みや不安はない」と「無回答」を除くと、７割強（71.0%）の回答者は何らかの悩みや不安を感じている。

・10 代では「勉強や進路、学校生活のことについて」が、30 代以上で「経済的なことについて」が第１位となっている。また、20 代～40 代では「仕事や職場のことについて」

とする回答もみられた。

・地区別では、東海岸地区で「病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいない」、「通学や買い物、通院などの移動について」が上位にあげられている。

・その悩みを相談する相手は「家族・親せき」と、顔を合わせる機会の多い、身近な人が相談相手となっている。東海岸地区で「特に相談しない」が上位にあげられている。

問6　日常生活の悩みや不安（複数回答）

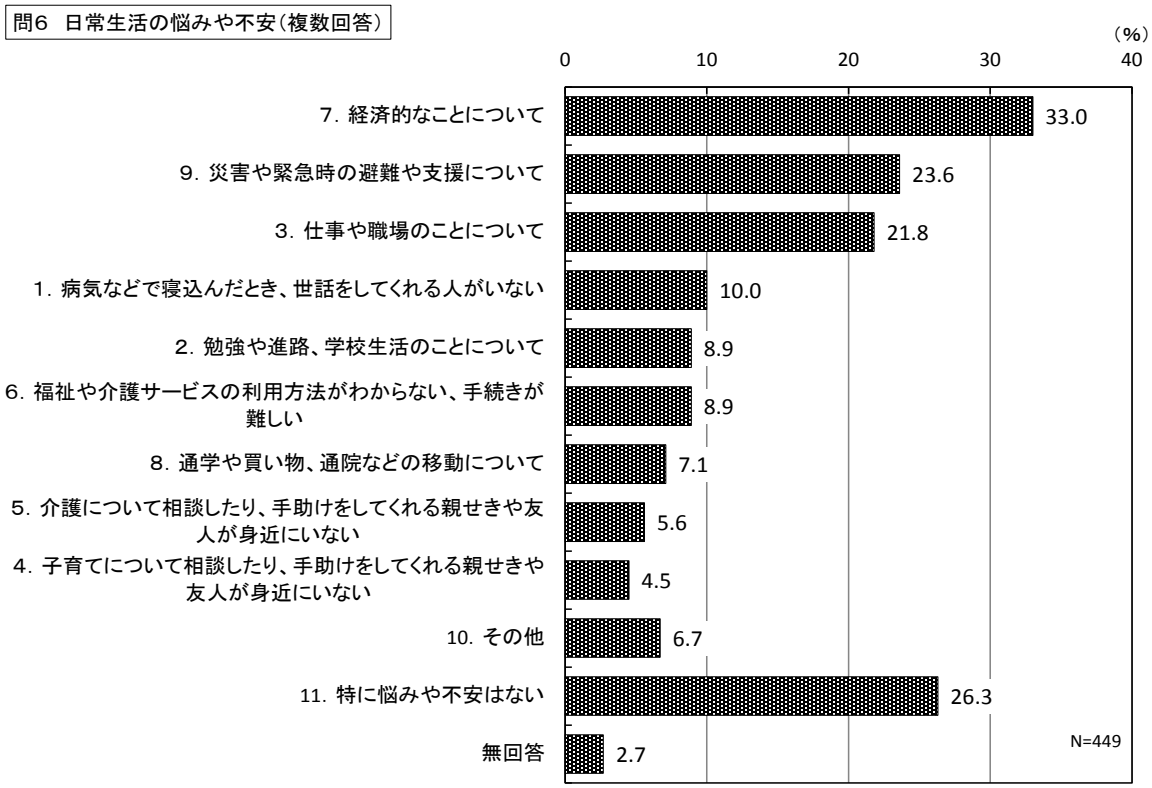

問7　日常生活の悩みや不安の主な相談先（複数回答）

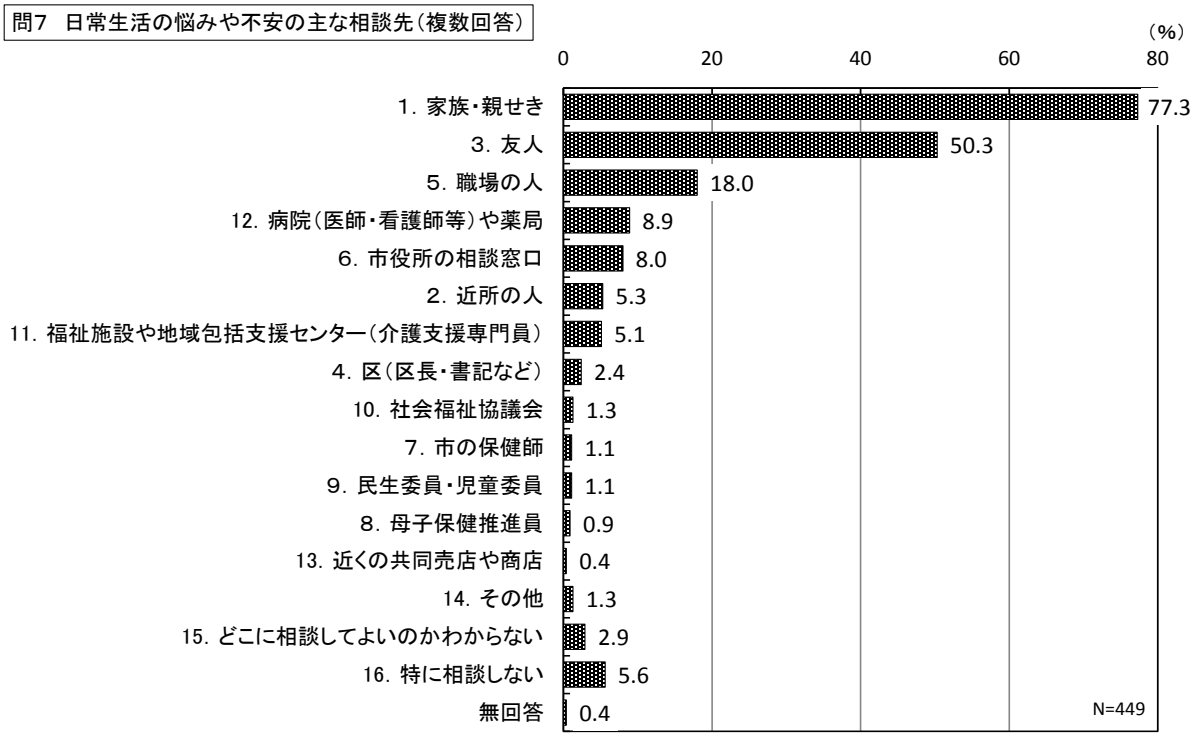

⑤地域福祉に対する考え方や参加の意向について　質問８～質問 13

・困ったときに地域で手伝ってもらいたいことは、「緊急時や災害時の手助け」の割合が（４割弱：37.2%）と最も高く、昨今の自然災害等により意識が高くなっていると考えられる。また、日常的な「安否確認の声かけ」、「短時間の子どもの預かり」、「相談相手・話し相手」などがあげられている。

・自分が手伝ってあげられることについては、「安否確認の声かけ」（約６割：60.1%）、「緊急時や災害時の手助け」（５割弱：45.4%）が多くを占めている。同様に、日常行えるような「相談相手・話し相手」、「買い物の手伝い」などがあげられている。

地域で手伝ってほしいこと、困っている人がいたらできること（複数回答）

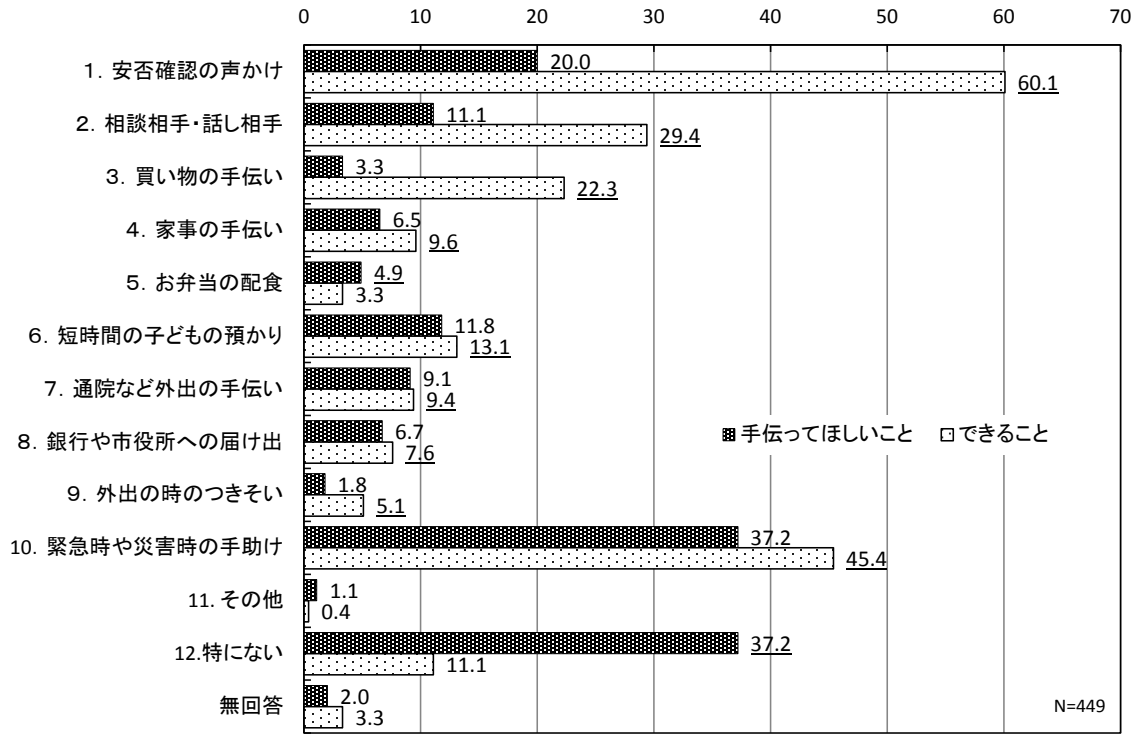

・支所単位での保健福祉活動（筋トレや健康相談等）の利用経験については、「わからない」が４割弱（38.5%）と高い割合を占めているが、「利用したことはないが、今後利用したい」が 34.5%となっている。特に 60 代で今後利用したいとする回答が４割強（42.0%）と比較的高くなっている。

・利用者の４割強（41.1%）は「身近な地域で実施されているので参加しやすい」と回答しており、一方で保健福祉活動については「区単位での実施がよい」とする回答も４割弱（38.7%）みられる。

・今後の支所単位での活動に期待することとして、「気軽に相談や情報交換ができる身近な相談拠点」、「筋トレや健康相談といった健康づくり活動の充実」があげられている。

問10-2　今後の支所単位の活動に期待すること（複数回答）

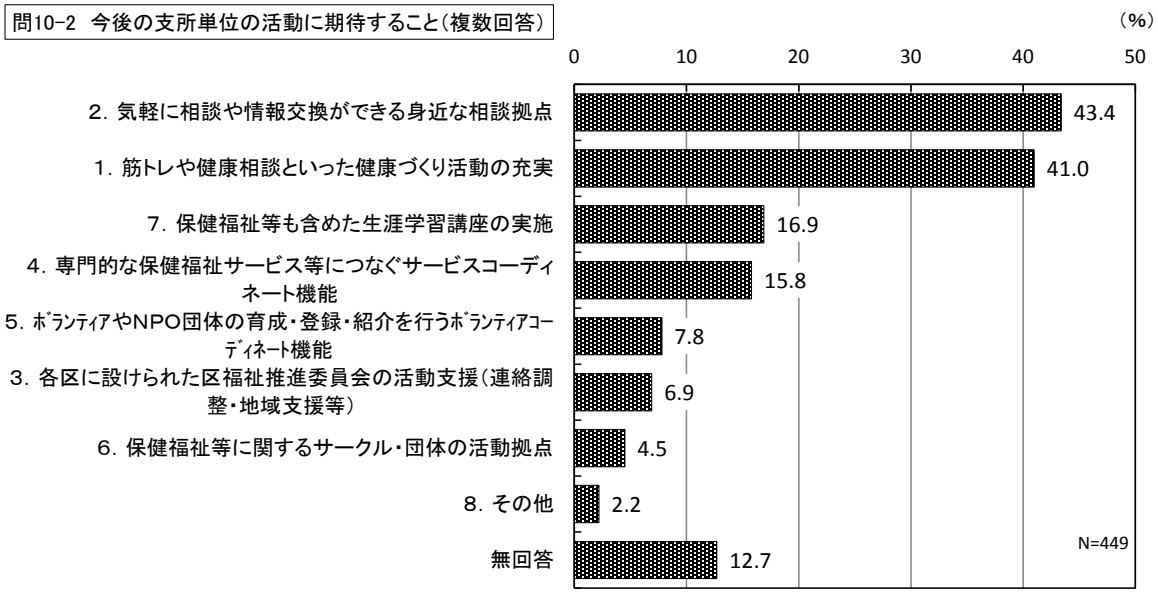

・住みよい地域づくりのさまたげになる問題については、「近所づきあいが減っていること」（６割弱：55.2%）が最も高く、「日中地域を離れている人が多いこと」、「高齢化が進んでいること」等も要因としてあげられた。

問11　住み良い地域づくりを進める上でさまたげ（問題）になること（複数回答）

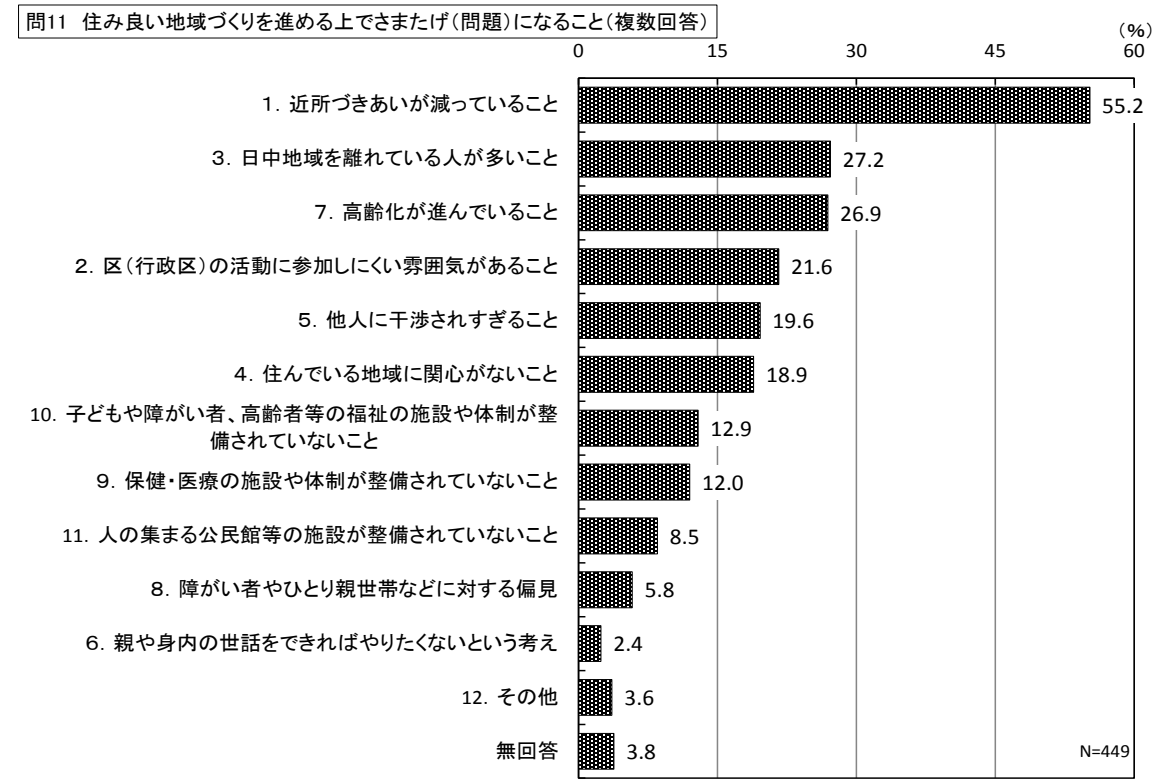

順　位	前回（平成24年）	前々回（平成18年）
1　位	1. 近所づきあいが減っていること（55.2%）	1. 近所づきあいが減っていること（63.0%）
2　位	3. 日中地域を離れている人が多いこと（28.5%）	3. 日中地域を離れている人が多いこと（32.0%）
3　位	7. 高齢化が進んでいること（21.5%）	4. 住んでいる地域に関心がないこと（28.5%）

・住みよい地域の実現に向けて住民や地域が取り組むべきことについては、「日頃からの避難訓練や災害や緊急事態が起きたときの対応など」が５割弱（45.7%）、「地域で困っている人に対する声かけや支援」、「地域の清掃などの日常生活における協力体制」、「教育や子育て支援」、「まつりやイベント等の住民間の交流の場づくり」などがあげられている。

問12　住みよい地域の実現にむけて住民や地域が取り組むべきこと（複数回答）

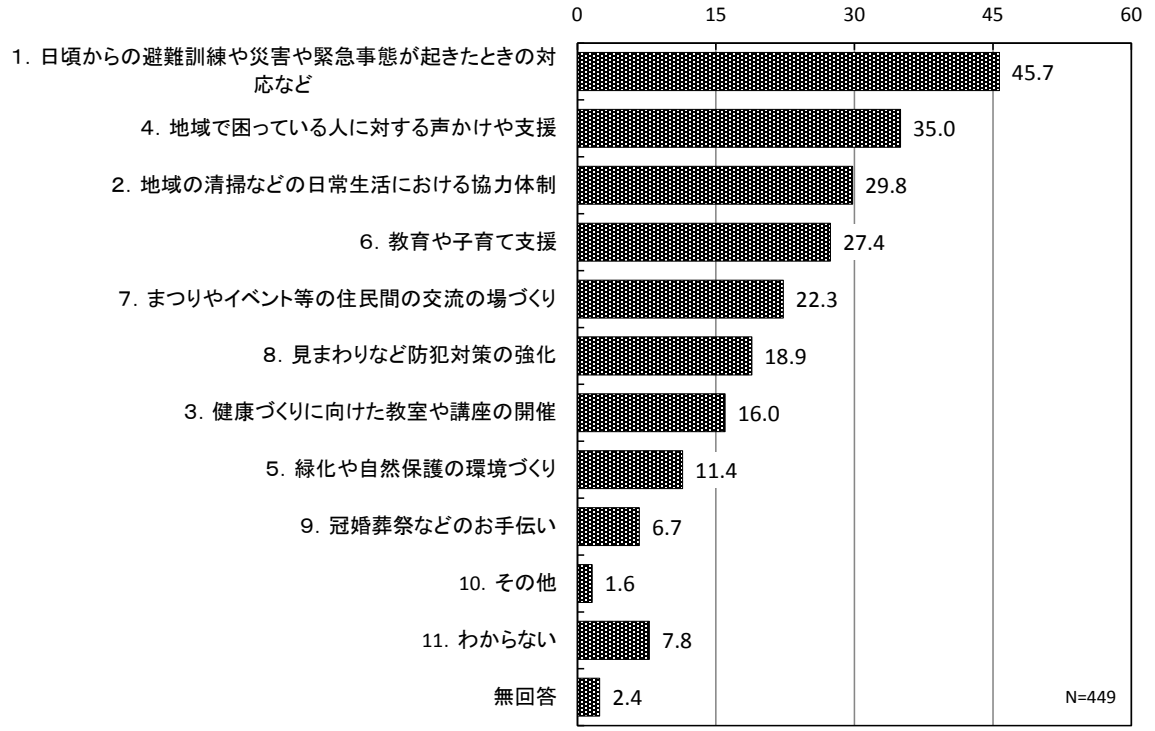

・地域住民がともに支え合う地域づくりを進めるために、名護市はどのような支援をおこなう必要があるかについては、「地域の人々が知り合う機会（交流の場）を増やす」が４割強（41.0%）、「地域づくりに関する意識啓発、あるいは組織づくり」が３割強（31.6%）となっている。

問13　地域住民が支え合う地域づくりのために名護市がすべきこと（複数回答）

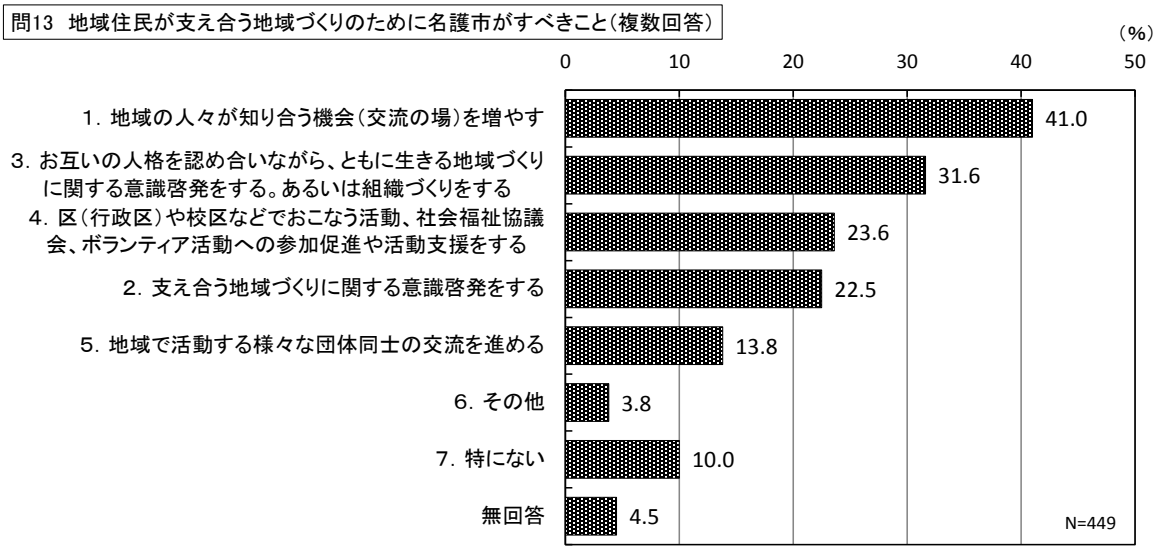

⑥災害への備えや災害時の対応について　質問 14～質問 14-5

- 地域における災害の備えとして、早急に必要なことについて「避難所や避難ルートの確保・整備」が６割弱（57.7%）、次いで「危険な箇所の把握」、「日頃からのあいさつ、声かけやおつきあい」があげられている。地区別でみると、名護湾地区で「日頃からのあいさつ、声かけやおつきあい」が比較的高い。
- 災害（地震や津波、台風等）が起こった場合の住民同士の支援については、「災害直後の安否確認や声かけ」が７割強（71.0%）、次いで「災害や避難場所に関する情報提供」、「避難所などへの移動支援」、「災害後の後片付け（被災した住宅や道路の清掃等）」などがあげられている。
- 市で災害時要援護者（避難に際して介助等が必要な方）の情報を把握しておいた方がよいと思うかについては「思う」が圧倒的に高く、９割強（94.4%）を占めている。また、日頃の見守り活動も必要であると「思う」が７割強（74.8%）と高い。

問14　地域における災害の備えとして早急に必要だと思うこと（複数回答）

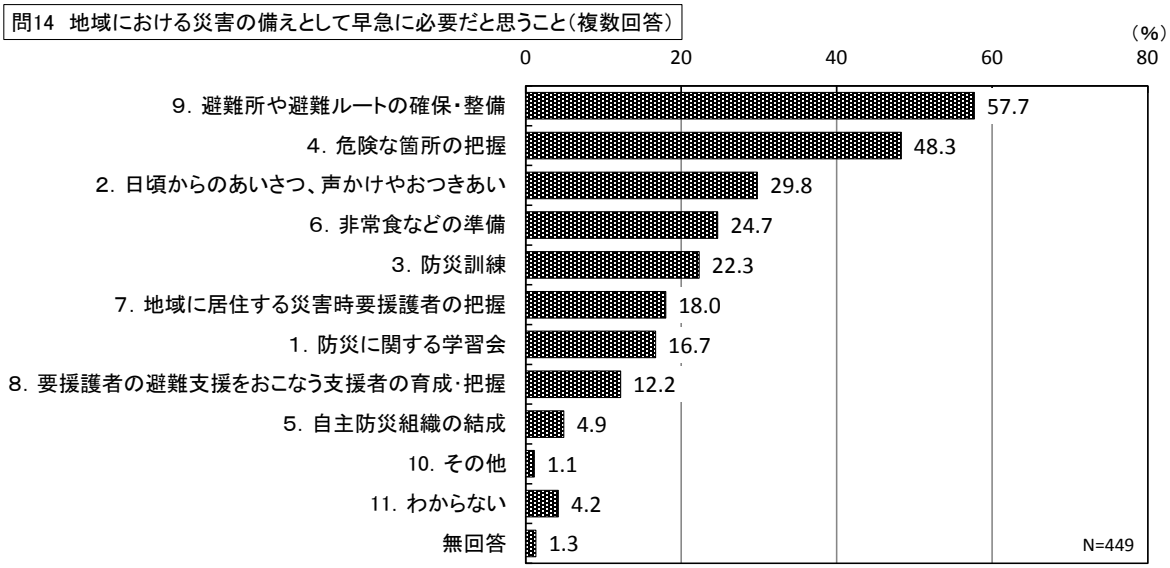

問14-1　災害時に必要だと思う住民同士の支援（複数回答）

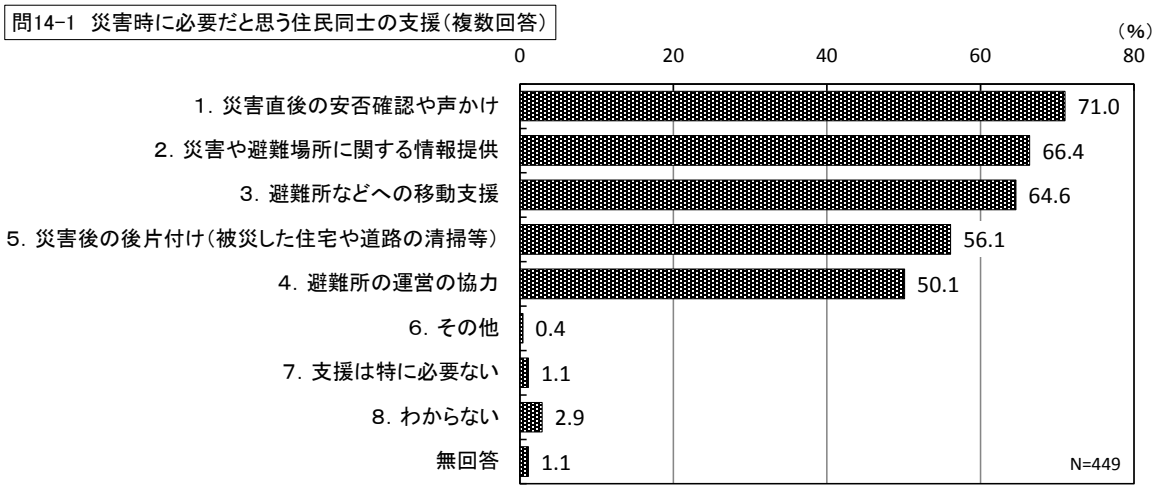

⑦福祉に対する意識について　質問 15～質問 27

・地域などで困っている人への手助けや、高齢者等に席を譲るなどの手助けについては、「特になにもしない」、「無回答」を除いた９割強（94.0%）の方が、何らかの手助けを行ったり、心がけを持っている。

問15 まちや地域で困っている人への手助けの有無

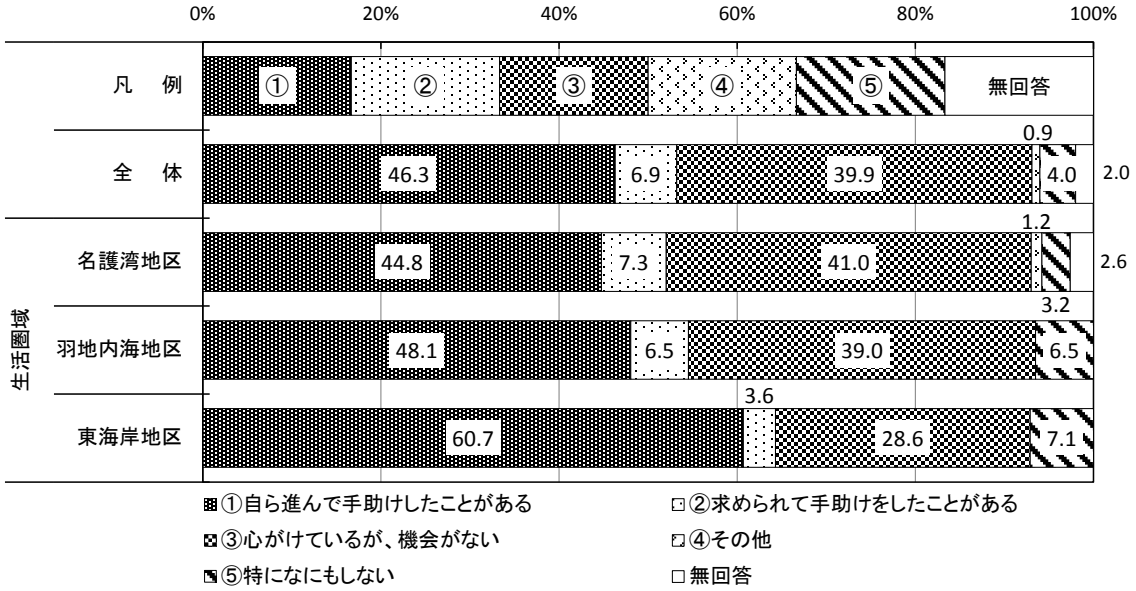

・福祉に関心がある（「とても関心がある」＋「ある程度関心がある」）方は８割弱（78.4%）となっている。

また、関心がある福祉分野については、「福祉全般」、「高齢者に関する福祉」、「子どもに関する福祉」、「障がいのある人に関する福祉」の順で回答が多かった。また 30 代では子どもに関する福祉に関心が寄せられている。

問16-1 関心のある福祉分野（複数回答）

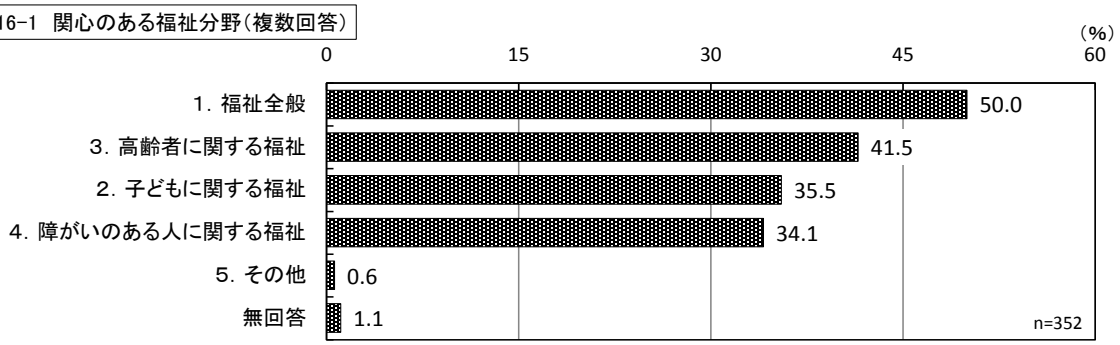

・地域の人材等の認知度は、民生委員児童委員については「委員も活動内容も知っている」と回答した方は１割強（13.1％）に止まっており、食生活改善推進員、母子保健推進員については、さらに低く１割未満にとどまっている。

・社会福祉協議会については、「名前も知っており活動内容も知っている」が２割強（24.3％）となっている。

問17　地域の民生委員・児童委員の認知度

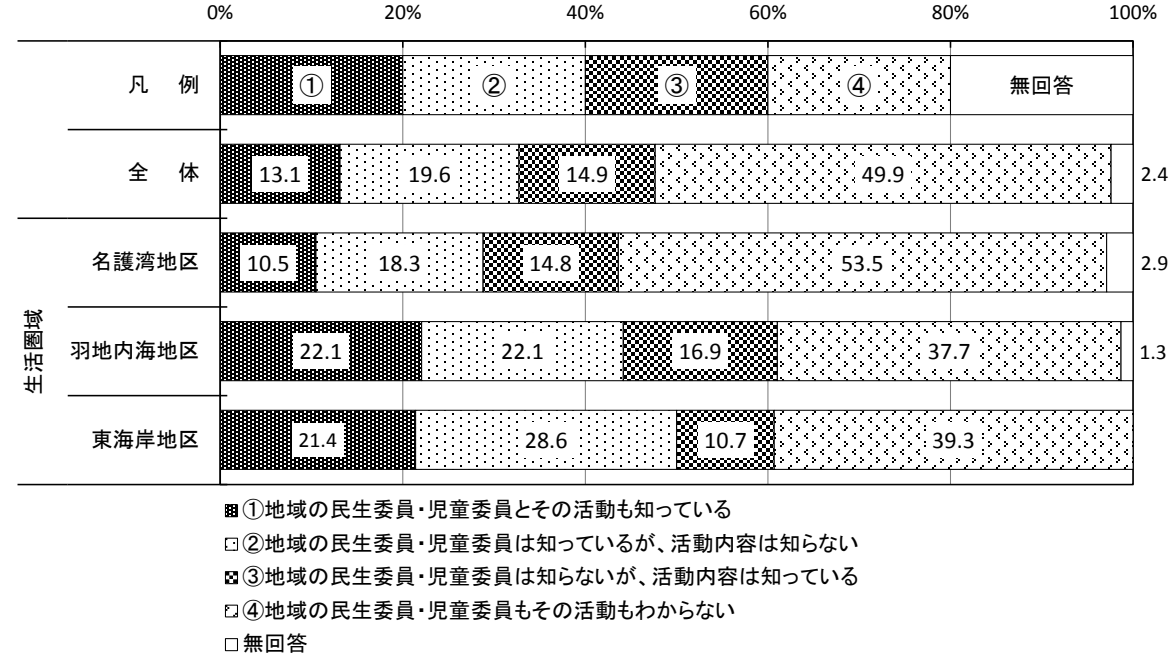

問20　名護市社会福祉協議会の認知度

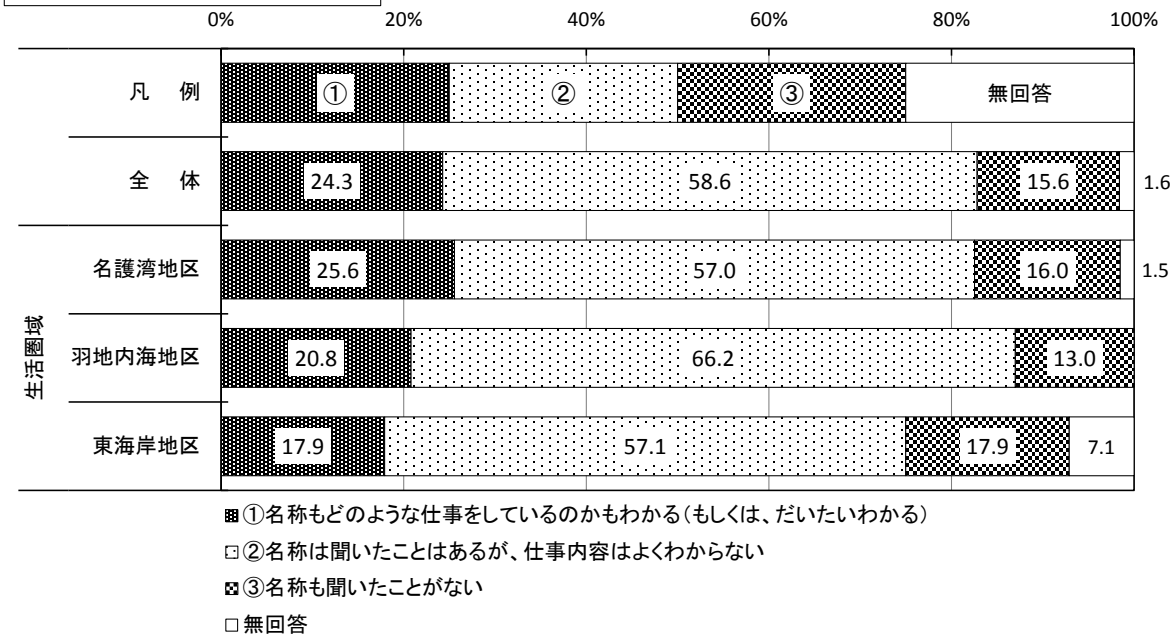

・地域の支えあい活動（区福祉推進委員会活動）においては、「名前も知っており活動内容も知っている」が１割弱（7.8%）となっている。区福祉推進委員会活動に期待することとして、「身近な相談窓口」、「安否確認の声かけ」、「地域（区）を中心とした地域福祉のリーダー役」、「ミニデイサービス」の順となっている。

今後、地域での福祉活動を推進していく上で、これらの組織が一役を担うことから、組織・人材についての役割や仕事内容を十分周知し、理解してもらうことが必要と思われる。

問21　区福祉推進委員会活動の認知度

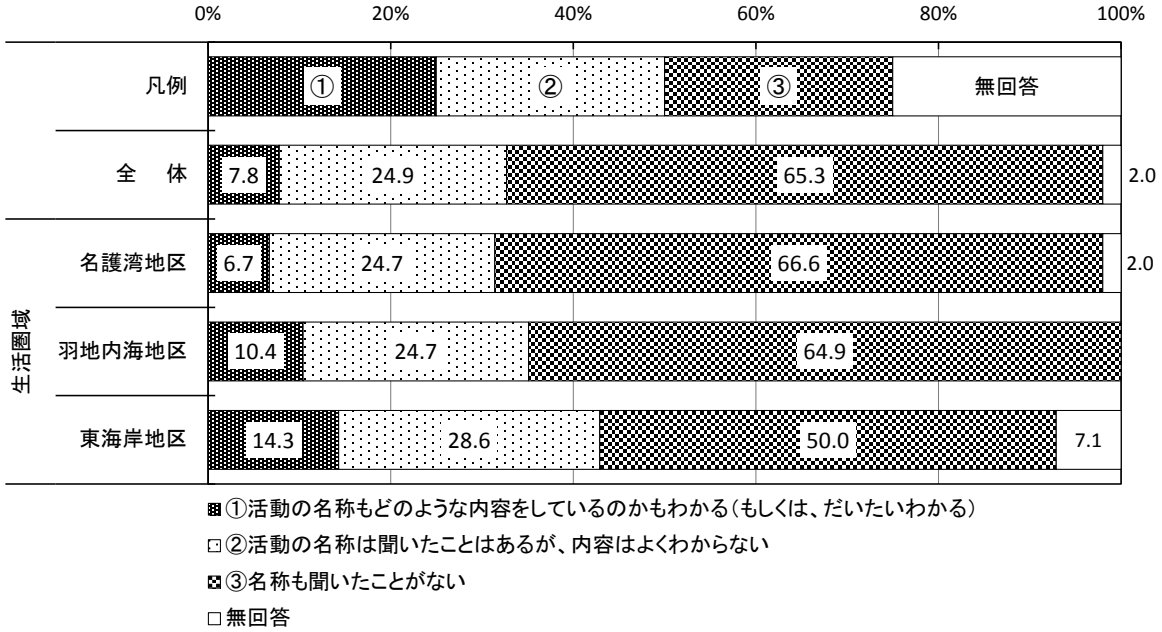

問22　区福祉推進委員会活動に期待すること（複数回答）

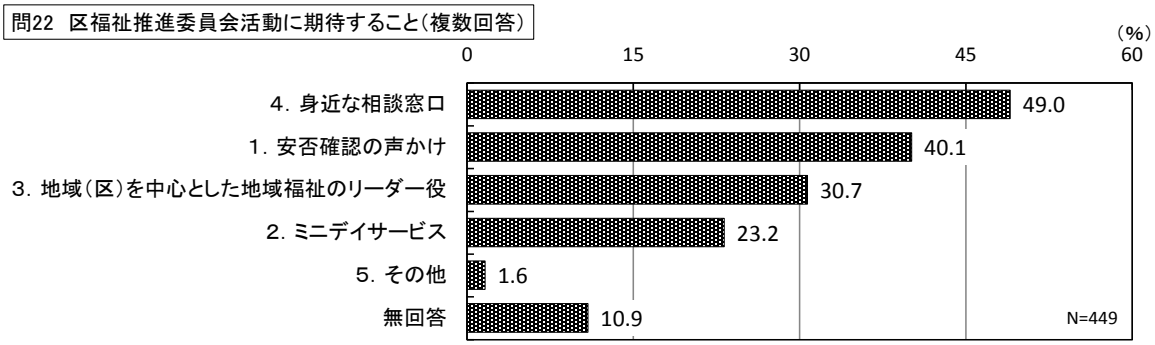

・生活困窮者の相談窓口となる「くらしと仕事の応援センターさぽんちゅ」については、「利用したことはないが、生活困窮に関する相談窓口ができたことは知っている」が１割強（12.9%）、「生活困窮者の相談窓口として利用したことがある」が 1.1%となっている。

・市からの情報の取得手段としては、「市の広報誌」（８割弱：75.9%）、次いで「市のホームページ」（約３割：29.2%）、「社協の広報誌」（３割弱：25.8%）が主にあげられている。

問25　市の福祉や保健に関する情報を入手する方法（複数回答）

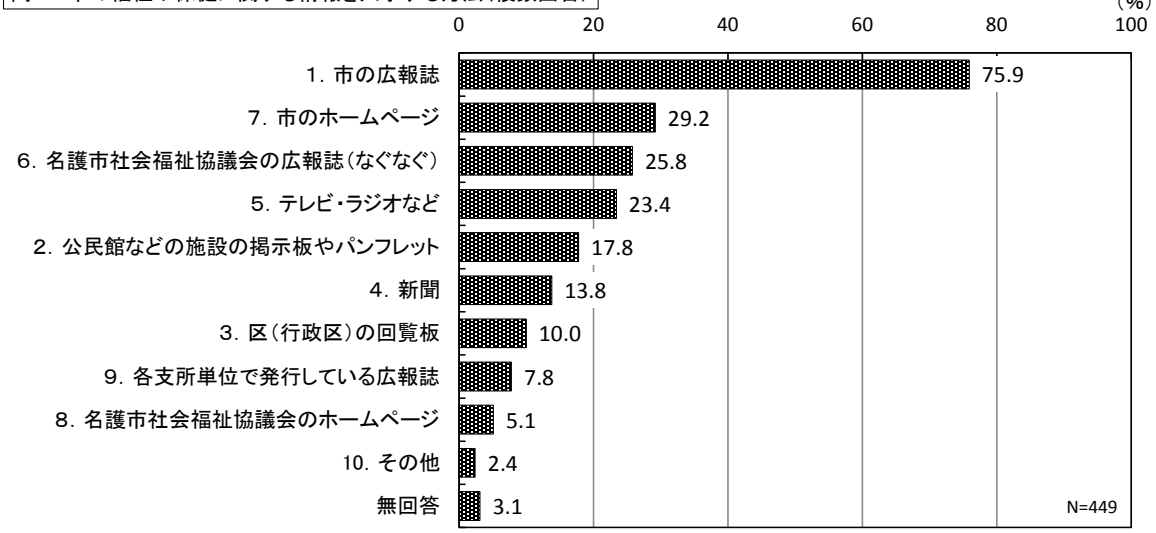

・地域における福祉を充実させていく上で、行政と地域住民との関係をたずねたところ、「地域の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」が 6 割弱（56.3%）を占め、市民と行政の連携が必要との認識をもっていることがわかる。

・優先的に取り組むべき福祉施策としては、「身近なところでの相談窓口の充実」、「住民が気軽に立ち寄り、利用できる地域の福祉活動の拠点づくり」、「災害時に避難支援が必要な方をサポートするしくみづくり」、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設・設備の充実」があげられている。

問27　名護市が優先的に取り組むべきことがら（複数回答）

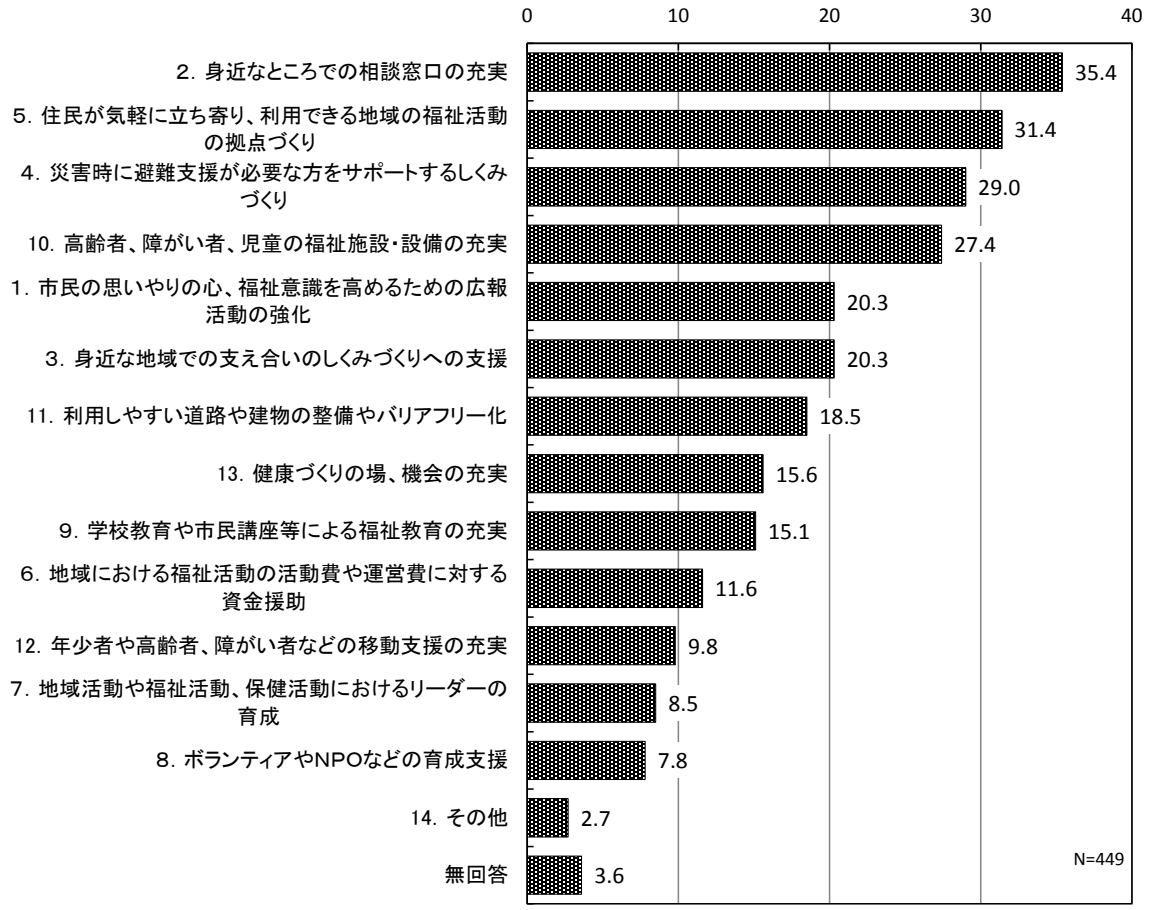

（２）地域保健福祉計画に関する区アンケート調査結果

１）調査の目的

本調査は、本年度名護市で策定を進めている『第４次名護市地域保健福祉計画』の施策づくりの基礎資料として活用することを目的に実施。

２）調査の方法

区長会で配布、郵送による回収。

３）調査実施期間と回収状況

８月～９月６日（水）　　55 区へ配布し、42 区から回答。

４）調査結果の概要

①役員の人数について

・区長を含む区の役員数は、多い区で 40 名、少ない区で２名と規模がまちまちである。

②区の活動状況について

・区で活動している地域組織について「老人クラブ」が 37 件と多く、次いで「子ども会」（26 件）、「青年会」（25 件）、「婦人会」（24 件）となっている。

問1 区で活動している組織（複数回答）

上段：実数 下段：横％		合　計	1. 老人クラブ	2. 婦人会	3. 青年会	4. 子ども会	5. その他	無回答
全　体		42	37	24	25	26	27	1
		―	88.1	57.1	59.5	61.9	64.3	2.4
生活圏域	名護湾地区	15	14	10	8	12	10	1
		―	93.3	66.7	53.3	80.0	66.7	6.7
	羽地内海地区	16	13	7	12	7	9	0
		―	81.3	43.8	75.0	43.8	56.3	0.0
	東海岸地区	9	8	5	5	5	6	0
		―	88.9	55.6	55.6	55.6	66.7	0.0
	無回答	2	2	2	0	2	2	0
		―	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0

・区の主な活動は、「2．高齢者を対象とした活動」や「3．地域の親睦・交流を図るための活動」、「8．地域内の清掃や環境美化」（いずれも 41 件）の活動が行われている。次いで、「9．慶弔行事への相互協力」も 39 の区で行われている。

問2 区で実施している活動（複数回答）

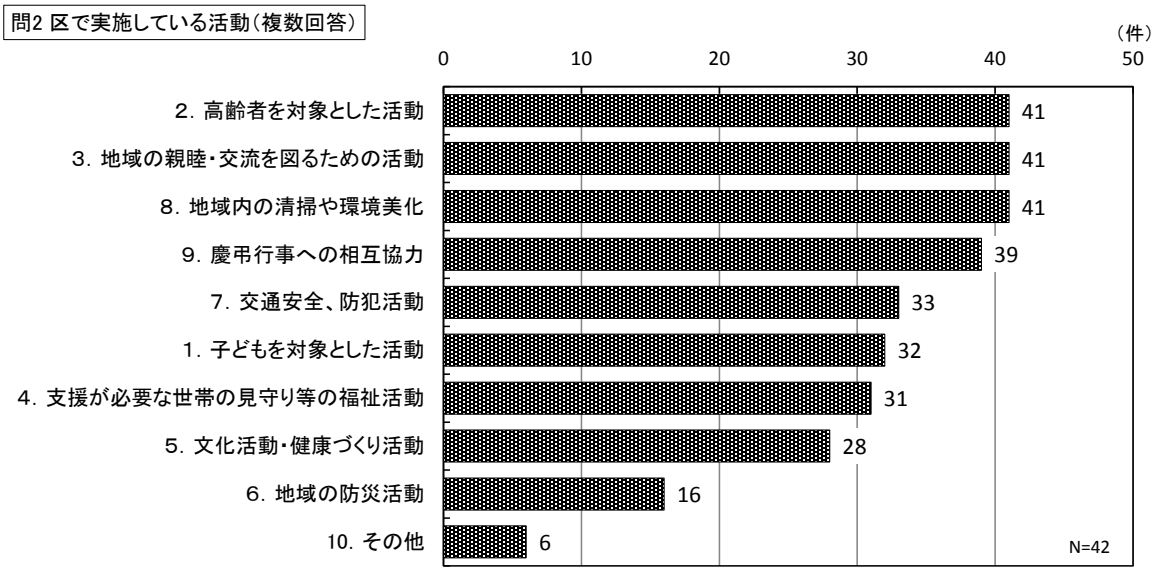

・区の活動への住民の参加状況では「2．良い」が８割弱（76.2%）と最も高く、「1．非常に良い」（7.1%）もあわせると、『良い』は８割強（83.3%）を占めている。

・区の運営上の課題は「1．役員のなり手不足等による活動の低下」が 26 件と多く、「2．役員・会員の高齢化」（25 件）と続いており、担い手、後継人が不足している状況がうかがえる。

問4 区の運営上の課題（複数回答）

上段：実数 下段：横%		合 計	1. 役員のなり手不足等による活動の低下	2. 役員・会員の高齢化	3. 役員の負担が重い	4. 会員の高齢化等により退会する世帯の増加	5. 活動に役立つ情報やノウハウが不足	6. 活動費の不足	7. 行政からの依頼事項が多い	8. 新旧住民の交流が難しい	9. その他	10. 特に課題はない	無回答
全 体		42	26	25	11	8	7	15	11	16	8	1	1
		－	61.9	59.5	26.2	19.0	16.7	35.7	26.2	38.1	19.0	2.4	2.4
生活圏域	名護湾地区	15	10	8	4	3	1	5	2	7	5	0	1
		－	66.7	53.3	26.7	20.0	6.7	33.3	13.3	46.7	33.3	0.0	6.7
	羽地内海地区	16	9	11	4	2	4	9	7	7	1	0	0
		－	56.3	68.8	25.0	12.5	25.0	56.3	43.8	43.8	6.3	0.0	0.0
	東海岸地区	9	6	4	2	2	2	0	2	1	2	1	0
		－	66.7	44.4	22.2	22.2	22.2	0.0	22.2	11.1	22.2	11.1	0.0
	無回答	2	1	2	1	1	0	1	0	1	0	0	0
		－	50.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0

・区の公民館（コミュニティセンター、集落センター）の１ヶ月の平均開館日数は 22 日間となっている。

・開館時刻は８時～９時が多い。閉館時刻は 17 時が平均となっているが、20 時とする区もみられる。書記、区長が主な常駐者となっている。

・区の公民館（コミュニティセンター、集落センター）の主な利用については、「1．区の活動（会議）」（42 件）と多く、「2．子ども会、青年会などの地域組織の活動（会議）」（38 件）、「5．講座の開催・サークルの活動（会議）」（28 件）、「3．民生委員などの活動（会議）」（21 件）、「4．ボランティアや NPO の活動（会議）」（13 件）と続いている。
・区からのお知らせがある場合の周知方法については、「5．防災無線などで放送する」（33 件）が多く、「2．区だよりを通じて広報」（31 件）、「1．掲示板の活用」（29 件）、「3．その都度チラシを作成し、各戸のポストへ投函」（24 件）と続いている。

③区における福祉関連の取り組みについて

・地域の福祉等の困りごとについてみると、「1．地域活動の担い手や参加者が少なくなっている」が 36 件と多く、「9．災害時の避難等に関する備えや要援護者への支援体制が不十分である」（24 件）と続いている。また、「7．バス停が遠く本数も少ないなど、高齢者などの移動が不便である」（18 件）や「3．社会的に孤立したひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者などが増えてきている」（16 件）など、高齢者に関する困りごとが比較的多くみられた。

問7 区における福祉等の困りごと（複数回答）

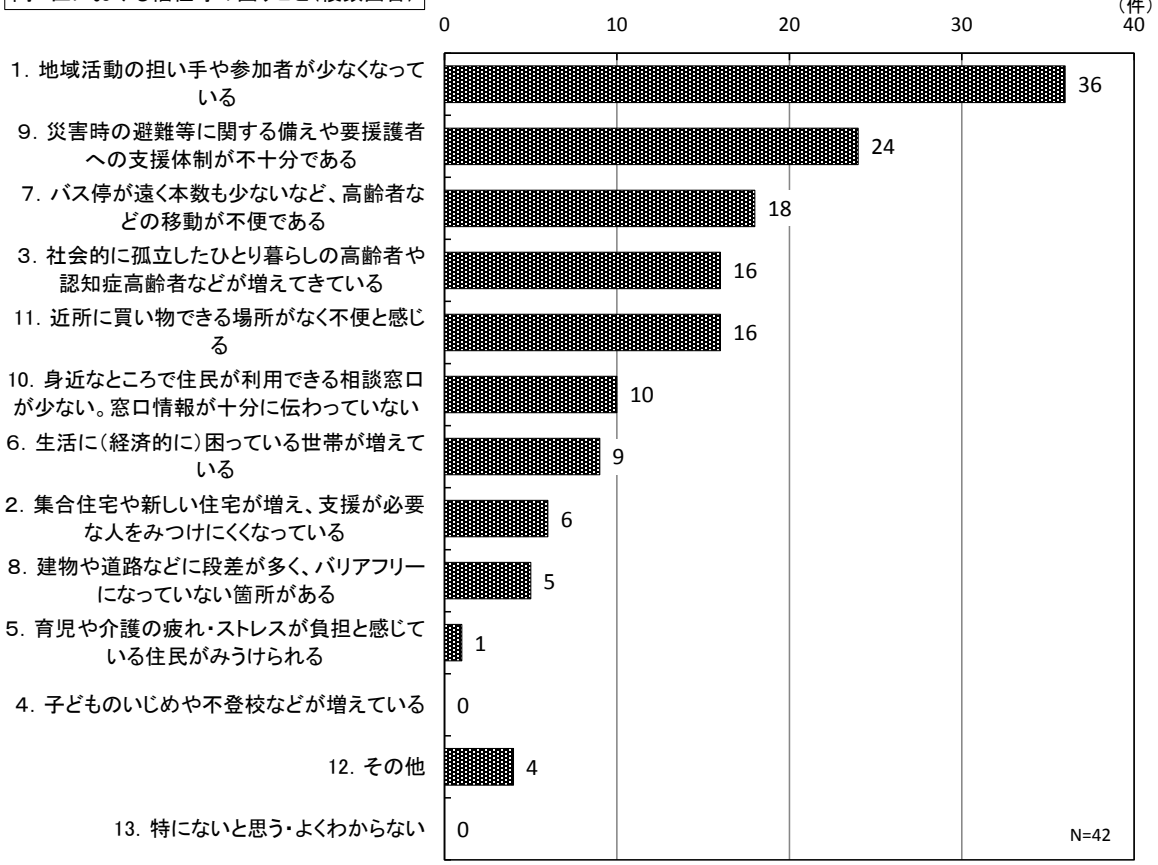

・地域の福祉等の困りごとの把握については、「3．地域住民から」が 33 件と多く、「1．地域の民生委員・児童委員から」（22 件）と続いている。

・区福祉推進委員会の主なメンバーは「民生委員・児童委員」、「区役員」、「老人クラブ」で、委員長は主に区役員となっている。活動内容はひとり暮らし高齢者などの訪問や見守り活動で、区で対応困難な場合の相談役として「社協」（18 件）、「福祉関連の事業所、施設」（16 件）などとなっている。少数だが「３.名桜大学の先生や学生」（1 件）もあげられている。

・区福祉推進委員会の人数は１～36 人と規模がまちまちで、定例会の回数も区によって異なっている。

問9-6 福祉推進委員会の活動内容（複数回答）

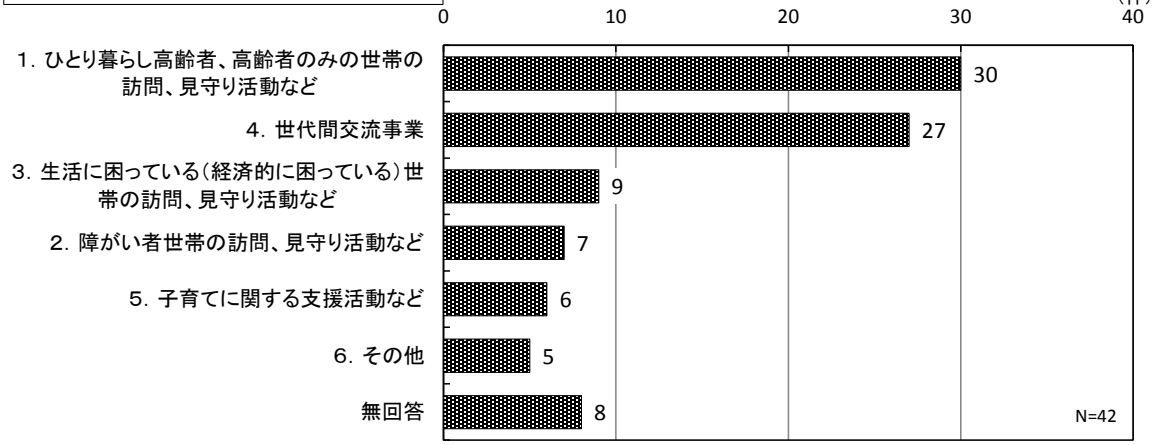

・区福祉推進委員会の活動の活性化に必要な取り組みは「区福祉推進員や区役員の人材確保・育成」（29 件）が多く、次いで「見守り等に参加する地域住民の育成・確保」（24 件）となっている。

問9-7 福祉推進委員会の活動活性化のために必要な取り組み（複数回答）

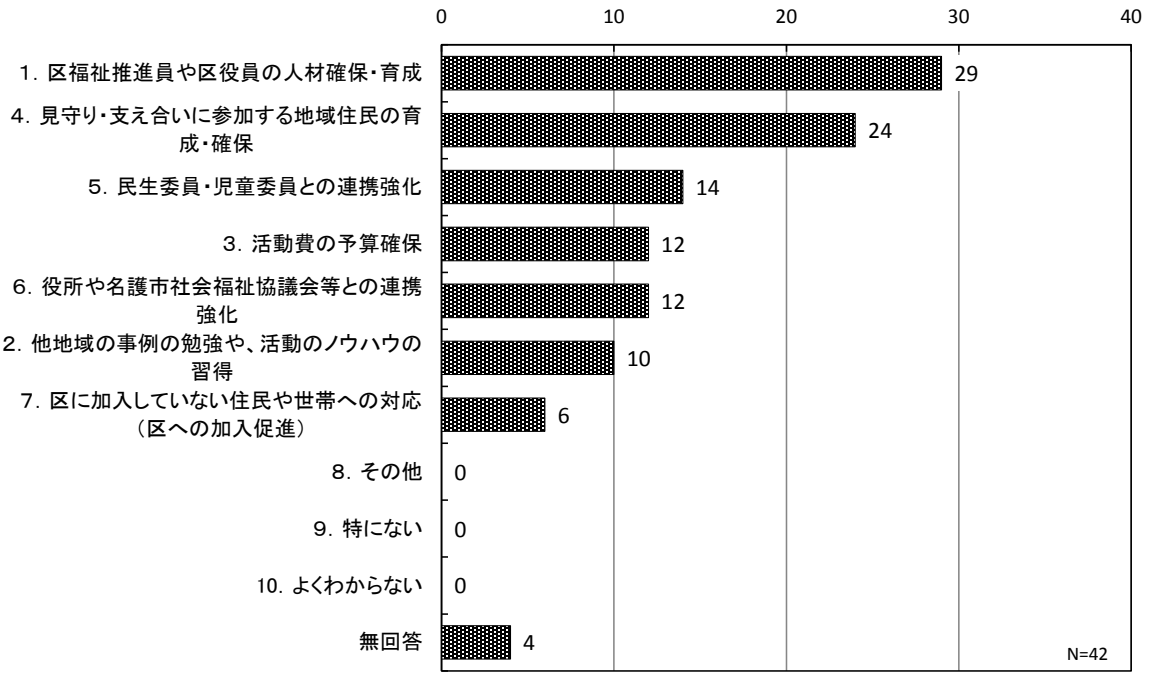

・放課後や長期休暇（夏休み）時などのこどもの居場所づくりに取り組んでみたいと思うかについては、「３．場所の提供なら協力できる」が 19 件（５割弱）と多く、ついで「１．居場所づくりについてすでに取り組んでいる。または、取り組みを開始したところ」が 16 件となっている。また、少数ながら「２．今後取り組んでみたいが、どのように取り組んだらよいかわからない」も１件みられた。

問10 こどもの居場所づくりに関する取り組みについて

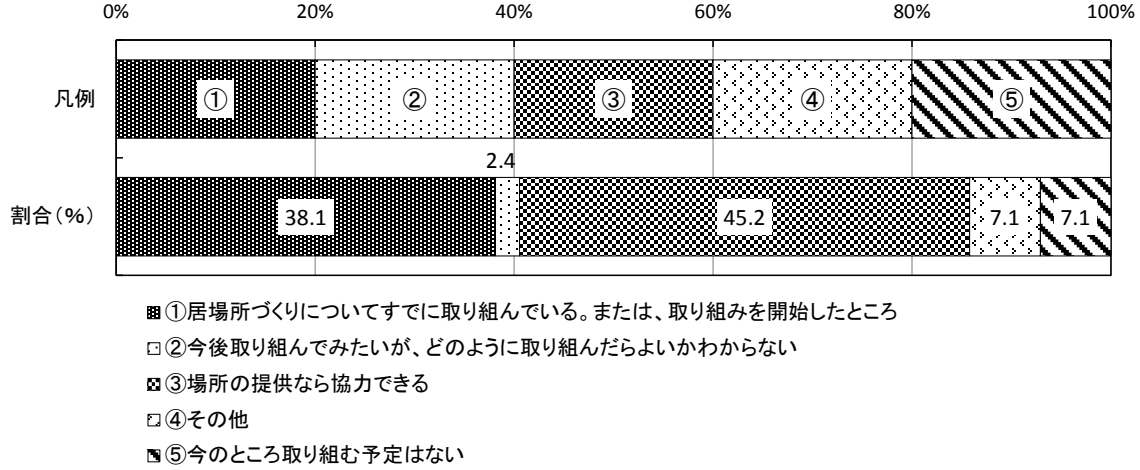

・福祉関連活動で強化したい取り組みについては、「７．住民等の地域行事への参加促進による住民同士の交流機会の確保」（32 件）が多く、次いで「１．ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の把握、見守りなど」（30 件）となっている。

問11 福祉関連活動で強化したい取り組み（複数回答）

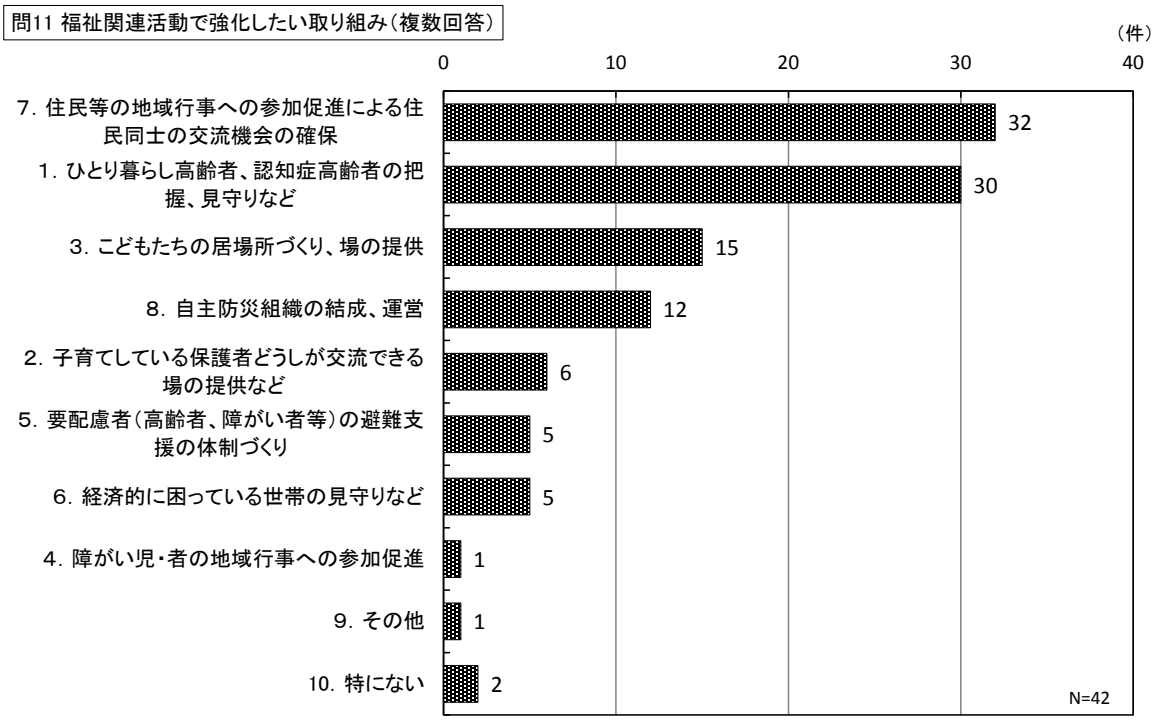

（３）地域福祉住民懇談会の報告

地域の課題や地域住民同士の助け合い、支援が必要な住民の見守り等に対する現状を把握し、地域の皆で必要な取り組みを検討していくことを目的に、住民懇談会を実施しました。そして住民懇談会での意見を集約し、名護市第４次地域保健福祉計画の策定のための基礎資料として活用します。

懇談会は３地区（名護湾、羽地内海、東海岸）に分け、地域住民をはじめ、地域で福祉活動を支えるメンバー（民生委員児童委員、区福祉推進委員会委員、在宅介護支援センター職員など）の参加のもと、各地区２回ずつ、計６回の懇談会を開催しました。

参加者については、地域で福祉活動を支える各種団体への声かけ等により募集を行い、毎回 10 名～25 名程度の参加状況となっています。

住民懇談会の実施状況や各地区での意見のまとめを以下に整理しました。

◇日時・場所

	開催日	開催場所	対象地区
第１回 地域活動などから見えてきた地域の困りごととその対応で難しかったことなどを出し合う	10 月 16 日	羽地支所･会議室	羽地内海地区（羽地地域･屋我地地域）
	11 月 14 日	名護市民会館小ホール	名護湾地区（名護地域・屋部地域）
	10 月 19 日	久志支所･会議室	東海岸地区（久志地域）
第２回 対応の際の課題に対する解決策の検討・全体発表	10 月 31 日	羽地支所･会議室	羽地内海地区（羽地地域･屋我地地域）
	11 月 21 日	名護市民会館小ホール	名護湾地区（名護地域・屋部地域）
	11 月 2 日	久志支所･会議室	東海岸地区（久志地域）

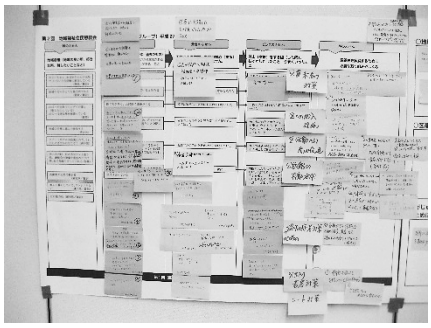

【名護湾地区】「地域の困りごと」に対応する際の必要な取り組み等について

地域の困りごとと、その対応	対応したときに困ったこと（うまくいったこと）	今後必要な取り組み
【地域の中に支援が必要な人がいる（高齢者・障がい者）】 <屋敷内の管理やゴミ対策> ・屋敷内にゴミが散乱している家があったので、市会議員や環境センターの職員に連絡してみてもらった。	・個人宅には立ち入れないということで何も対策は出来ていない。	・地域で集まりがあった時にゴミ収集（分別）の説明を実施する。
・ひとり暮らし高齢者の方など雑草が目立つ家やゴミ出しができない方がいるので、ゆんたくしながら草刈り作業をしたり、訪問して声かけをしている。また、親しいもの同士で連絡を取るようにお願いしている。	・仲間同士で連絡が取れない時には、個人的に電話がくる。	・サポート収集事業の推進 ・ＮＰＯ法人やさぽんちゅの活用による相談支援 ・本人の家族へ相談、声掛け、希望があれば地域で協力する体制。
・夫婦のみ高齢者世帯でゴミ出しができていないと近所から区に連絡が寄せられたので、民生委員と市包括支援センターに相談し、三者で対応策を検討した。 ・一人暮らし世帯で屋敷内の庭の手入れが行き届かない様子だったので区民が作業を申し出ても断られた。	・近所（特に隣人）に声かけしてくれる人が必要。	・区公民館で対応できることを各家庭に知らせる ・県外や離れた場所に住む家族も地域の取り組みを知ってもらう為にも区民外にも区の活動やサービスの情報発信を行う必要がある。 ・誰が誰に声かけをするか当番制にして、習慣化、日常化する。
<認知症・認知症の疑いのある高齢者への対応> ・近くに認知症と思われる女性がいるが、どのように対応した方がいいのかわからない。	・支援方法も分からない。	・地域包括センターへ相談する ・関係機関、さぽんちゅ、地域との連携 ・認知症だと廻りの人に分ってもらって対応してもらう ・認知症への理解を広めていく。 ・サポーター養成講座を受ける。 ・守秘義務をクリアして情報共有できる仕組みが必要。
<見守りが必要な方> ・ひとり暮らし高齢者から夜、眠れない時と電話があったので、気が落ち着くまで電話で話すことで、安心して眠ることができたと翌朝に電話があった。	・対応できたが、今後も日常見守りが必要ではないか。	・訪問して安全確認する。
・市外から引っ越してきたばかりの高齢者の方が道路に座り込んでいた。 ・１人暮らしで病院に入院（ケガ足の骨折）入院中で外出時の支援（付き添い）、見守り、区行政に加入していないので民生委員にくる） ・困りごとがあっても支援を拒否する方もいるので、常にコミュニケーションをとるように心がけている。	・不動産業者を通して子どもの連絡先を教えてもらい、サービスにつなげた。 ・市包括、市の福祉課の人が関わっている。また、付き添いで自宅と病院間を付き添うがどこまで付き添い手伝うか。	・訪問して安全確認する。見守り活動等の担い手の確保が必要。 ・挨拶をすることで顔なじみになる→区加入につながる。 ・自分で出来ることを一緒に考え促す。 ・自主防災組織の取り組みを進めることで見守りをする。
・友人が亡くなり近頃徘徊数が増えたので、周りの人が電話を掛ける等をして、見守っている。	・民生委員の担い手がいないことが課題である。 ・守秘義務があり、どこまで支援したらよいのかわからない。	・守秘義務をクリアして情報共有できる仕組みが必要。 （相談先を明確にする） ・何でも困っていることがあればとりあえず公民館に連絡し

地域の困りごとと、その対応	対応したときに困ったこと（うまくいったこと）	今後必要な取り組み
・妻が寝たきりの高齢者夫婦がおり、夫がゴミの分別ができず、民生委員の研修会で問題提起を行った。	・研修会でアドバイスを受け、市役所へ相談し、関係機関への働きかけをお願いした。生活保護を受給することになり、ヘルパーも派遣されたため解決することができた。	てもらえるようにする。 ・子育て中の母親が何を必要としているのか把握すれば集まるのでは。 ・困りごとの内容によってどこに相談したほうがよいのか（相談窓口）をわかりやすくする。
・障がい者宅から電話があって訪問し、部屋の片づけやゴミ出しをしながら話を聞いて、本人の病気の状況を把握して関係機関と支援している。 ・障がいのある方が買い物に出かけると嫌がらせにあうと相談を受けた。		
【地域の中に支援が必要な人がいる（子育て中の家庭）】 ・不登校の生徒、親のネグレクトの疑いのある家庭があるので、学校の担任、養護教諭と情報交換し、情報を共有して見守りを実施中。 ・小さな子どもがいる家庭の把握が難しいので、子どもを抱っこしている方に声かけをしている。 ・不登校の子どもがいる家庭について、子どもサポーターに相談して、支援を受けて徐々に登校できるようになった。何気ない見守りをした。	・守秘義務があり、うまく機能しない状況がある。現在はＳＳＷと連携して役割分担しながら気長に家庭訪問支援中である。 ・ケース会議を実施している。 ・登校拒否の件で、他の区域からあった場合どうしたらいいのか、どこに連絡した方がいいのか。	
【地域の人材が減っている】 ・民生委員のなり手がいない（４名中２名欠員） 【地域のつながりが薄れている】 ・区の推進母体である各種団体への加入状況が問題だったので、各種団体の合同会議を開催し、問題課題の共通認識を持つ機会を設けた。 ・区への加入率が伸びないので、年度初めに「区・班への加入のお願い」を市民の広場へ折込み（1,200 部）している。また、各班に呼びかけ、及び情報提供を依頼している。 ・地域の核となるべき小学校と地域の連携が一方通行になっていると感じる。	・区長等に相談し、できそうな人に声を掛けてもらったが、断られたため、解決でない。 ・役員のなり手などの確保・育成が難しい。 ・各班からの少ない情報であるが、班長・区長が同行の上、訪問するとほとんどが区へ加入してもらえている。 ・学校・地域と連携して取り組みを進める必要がある。年間計画の情報共有をしているが、詳細の説明及び呼びかけの手法については、これからの課題。	・行政や市議会に協力してもらう。 ・公務員退職者に区長から直接声かけする。 ・活動に関するアドバイスをしてくれる人などがいると良い。（ネットワークをつくる） ・地域の中で相談しやすい人（キーパーソン）になる人を把握、発掘する。ネットワークが大切。 ・民生委員のＯＢを活用しながら人材確保に取り組んでいる。行政とのつながりなどもある。
【高齢者などで移動手段に困っている方がいる】 ・交通の便が悪く、高齢者が通院・役所・買い物等の移動方法で困っているので、公民館で話し合いを行い、通いの支援のために書記や区長で対応した。	・個人対応で送迎するには限界がある。	・名護市の派遣事業の活用 →軽度生活援助派遣事業（要支援・要介護者以外が対象）（高齢者の移動支援） ・地域包括センター、社会福祉、民生委員、情報連携し資源を活用する相談をする。 ・家族対応（区事務所で受け入れれば家族へ連絡）。 ・空き時間があらえば書記・区長で対応。 ・市のシルバー人材センターの活用を検討する。

地域の困りごとと、その対応	対応したときに困ったこと（うまくいったこと）	今後必要な取り組み
【その他】 ・散歩している犬のフンの処理に問題あったので、禁止看板を４枚作成して木につるした。 ・子どもや大人が公園を汚すので、朝のラジオ体操やウォーキングでゴミを拾っている。 ・老人が販売機をまわってお金の所をカチャカチャしている。落ちている缶から飲み物を飲む。 ・宮里と宇茂佐区の境界線、カーブミラーを設置して欲しい。 （ベルク宮里近く交通事故多発のため） ・道路の草刈り・宮里公園外灯をつけて欲しい。 ・北農の裏側に安全ポールを置いて欲しい（交通事故が懸念される）。 ・小学生が自由に遊べる場所がない。また、一方通行が多く、逆走などの違反車が多いので、警察に連絡している。	・犬のフンは減ったが、無くなった訳ではない。 ・公園がきれいに維持されている。 ・地域のボランティアで実行したいが役場からの財源の裏打ちが限定される。用具（草刈り機）は提供するが燃料は提供できない等。	・区長に相談してみてはどうか（ﾊﾞｯｸﾐﾗｰ、外灯等）。 ・公園管理の方法を道路管理にも適応できるよう検討してほしい。

○地域の見守り活動を強化するために必要な取り組み

・民生委員による声かけを積極的に進めていく
・民生委員が声かけする人を増やしていく（働きかけ）
・地域巡回をする→ながら見守り　買い物ついで、散歩のついで、ウォーキングのついでに声かけをする
・口コミで地域の情報等を伝える
・グランドゴルフをやっている場所にいってコミュニケーションをとることで地域の人の情報を得る
・子ども会の活動を中心に青年会も巻き込んで行う
・区の中で 30 世帯くらいの班の活動を立ち上げ、活性化させる
・地域との関わりが少ない人たちの声を拾う→何故、地域活動に参加しないのか、できないのか、したくないのか

○区福祉推進委員会を知ってもらうために必要な取り組み

・活用できる資源が共有化されてない
　→区福祉推進委員会の主な活動の内容と活用できる地域資源の共有化
　→地区福祉推進連絡会（開催されている？）、名護市福祉推進連絡協議会との連携
・資源共有システムを作りたい。中核機関としては、区福祉推進委員会
・区福祉推進委員会その・新聞に地域の情報を折り込む
・何かあるたびに組織のＰＲする「豚汁をつくっているのは、、、○○です」など

○がじゅまるセンター（地域福祉支援センター）を使いやすくするために必要な取り組み

・地域との話し合い、課題共有　　・地域に浸透させる
・福祉はそれぞれの地域が拠点である
・市の保健福祉計画の圏域が知られていない
・市のひろばに掲載する
・がじゅまるセンターの職員、問題ある場所等に出前してはどうか

【羽地内海地区】「地域の困りごと」に対応する際の必要な取り組み等について

地域の困りごとと、その対応	対応したときに困ったこと（うまくいったこと）	今後必要な取り組み
【地域の中に支援・見守りが必要な人がいる】 <一人暮らし高齢者等> ・一人暮らし高齢者が多く訪問したいが、民生委員一人では全部を回りきれない。 ・引きこもりの青年がいて、区長と一緒に訪問をし、医療機関の受信を促すとともに、家族と連絡をとった。 ・高齢者のご夫妻世帯で、妻が入院中とのことで気になる家庭があるので、機会・用事をつくって訪問している。	・活動してくれる仲間が必要。 ・うまく入院・治療につなぐことができたが、退院後の見守りが必要。 ・喜んで迎えてくれている	<見守り等をともに行う仲間の確保> ・井戸端会議とかちょっとしたつながりのある人を仲間にしていく。 ・支援する人を増やすにはキーパーソン(リーダー)が必要→市民の意識づくりが大切。 ・交流する機会、ゆんたくする機会を設ける。
・障がいのある方がいる（要介護１）ので訪問し、様子を伺い生活保護などの支援を紹介した。地域のケア会議で話し合いをした。	・要介護度１だからと支援が受けられなかったし、本人からも支援を拒否された。 ・近所（特に隣人）に声かけしてくれる人が必要。	・本人の支援拒否については、家族と知り合いになり、訪問する機会を増やす。
・一人暮らし高齢者で外出しない人がおり、行事の案内をしている ・隣近所に高齢の男性（87 歳）がいるが、姿が見えず気になっている。	・ミニデイへの実施への参加につながらない。 ・民生委員につなげるか、または区長さんに確認してもらう必要があるか課題。また男性のミニデイ参加者が少ない状況もある。	・ミニデイに参加しやすいように、メニューの工夫、移動の支援（送迎）が必要。 ・男性のミニデイ参加を促進するメニュー（グランドゴルフ等）の実施。
・夫が少し認知症気味のため、デイサービスを利用させたいが、自分の言うことを聞いてくれないと相談された。名護市からのチラシ等を渡して相談するように話した。	・ケアマネジャーに相談することが出来、今ではデイサービスを利用するができた。また、本人（妻）も時間を持てるようになった。	
・一人暮らし高齢者の把握が難しい。何かあった場合は区まで連絡が入るがそれでは遅い。民生委員に連絡が入るが、もっと困っている人がいるのではないか。	・どこにもつながっていない人をどう把握するか（把握していく方法）が問題。	・声を上げられない人の把握の取り組みが必要。
・知的障がいの方がおり、長女が面倒を見ている。見守りが必要。 ・認知症の方の対応に苦慮した。関係者で連絡を密にとり、対応に関する講習をもった。 ・孤立が懸念される若者がいたが、地域の方も相手を尊重しながら声かけをしている。 ・40 代からのニートの相談に対し、対応できる窓口へつないだ。	・役所内でも別の部署に地域の人の個人的な情報は行かない。（からこそ、職員は地域に足を運ぶことを大切にしてほしい。） ・支援している人にありがとうを伝えるしくみが必要。	・地域の認知症者の対策。 ・家族との連携。担当課職員と地域等で緩やかな見守りが必要。 ・引きこもり若者対策。 ・青年会を通じて支援していく仕組み。 ・労をねぎらうしくみがほしい。 ・ニート対策。
<子育て中の家庭、生活困窮家庭> ・朝の挨拶で元気のない児童がいるけれど・・・。 ・生活困窮家庭があるが、少しの不動産を有するため、生活保護が難しい。		・声かけ・あいさつからでも接していく必要がある。 ・本当に困窮した人のために返済期間を延ばす等の支援が必要。

地域の困りごとと、その対応	対応したときに困ったこと（うまくいったこと）	今後必要な取り組み
【地域の人材が減っている】 ・転入世帯がある場合、区長に知らせている。 ・新しく区に転入してきた方を区の行事等に参加してもらいたいと思い文章とか配布してもなかなか参加につながらない。区費の徴収もむずかしく、何度か訪問や手紙でお願いする。	・区長さんがゴミ出しや区の行事など、いろいろと話してくれて喜ばれた。	・区への加入促進の取り組みが必要。 ・区の代議員メンバーやその年代にあった区民で訪問する。 ・不動産やとの連携し、別荘の方等把握をする。 ・市民課（住所手続）で地域の情報発信。
【地域のつながりが薄れている】 ・どこまでが公民館の役割か解らない。 ・２カ月に１度区内の草刈り清掃があるが仕事の都合で参加できない世帯がある。参加しているのは高齢者が多い。		・区費について ある区が区費は何に使われるかを広報誌に公表していいなと思いました。区費の使いみちを広報誌に公表していていく必要がある。 ・区活動への参加促進。 ・木の伐採などについて区の草刈り作業の時に何人かお願いして切ってもらってはどうか（青年会に伐採を依頼等）。 ・年末（結婚後～60 歳まで）困っている世帯の草刈り活動を実施 ・市青年会が等と連携した清掃活動などの実施。
【高齢者などで移動手段に困っている方がいる】 ・公民館に行くのに困っている人がおり（足が痛くて行けない。）公民館に電話あり、車で迎えに行くという対応をとっている。	・喜んでくれている。	・公民館の有効活用 ・プレ婦人会の育成を（婦人会が対応していることを聞いているため） ・家族の方へお願いする又は区の方に（乗合）一緒に来てもらう ・見守り活動は区民全体でみる、連絡を取りあう仲間が必要（民生委員）。 ・婦人会のありようを積極的に考える。 ・区長さん一人では大変なので隣近所の方にお願いする。 ・ミニディだったら支援者に移動の支援を依頼。 ・区の車両を使用して区長・書記・老人会長たちで迎えに行く。

○地域の見守り活動を強化するために必要な取り組み

・小さいころから自治会区内行事に参加してもらう
・区の子ども達の名前を憶えて名前で呼びかけている　・若い方を確保できたら　育成の工夫
・区の取り組みとして加入者を増やす
・見守りの際の研修が必要（サポートの仕方）
・市民のひろばを配布しながら困りごと等を聞いたりしている（一人暮らしの方）
・市民のひろば等を配布しながら一人暮らしの方の家の戸が開いているか、カーテンが開いているかを見る（ポストの様子も）
・高齢者の話をよく聴き日頃から声を掛け合う
・稲嶺独居高齢者への配食を実施しながら、区　地域の見守り活動の情報共有
　→良い取り組みをしているところを積極的に市民のひろばに載せる、新聞に投稿する
・名前を呼ぶ関係づくり（各々に覚えてもらうために）

○区福祉推進委員会を知ってもらうために必要な取り組み

・公民館の便り　区の総会資料の配布　　・市でホームページに掲載する
・市民のひろば+なぐなぐでお知らせ　・区の集まり（総会等）で紹介しても良い
・区で広報誌を作成し区費の内訳や福祉推進員の名簿などを載せる

○がじゅまるセンター（地域福祉支援センター）を使いやすくするために必要な取り組み

・そもそもわからない
・何でも相談できるとわかりやすい案内をする
・支所に福祉の情報を集める必要がある

【東海岸地区】「地域の困りごと」に対応する際の必要な取り組み等について

地域の困りごとと、その対応	対応したときに困ったこと（うまくいったこと）	今後必要な取り組み
【生活に支援や見守りが必要な方がいる】 <見守り> ・配偶者が入院し、一人暮らし状態の方がいる。介助が必要な方だったので訪問した。役所につないでサービスを受けることになった。 ・一人暮らし高齢者の脱水症状が発生→友人が発見し区長宅へ連絡。すぐに独居高齢者宅を訪問し、119 番通報して救急車で北部病院まで区長が同行した。 <生活費> ・高齢になって仕事ができなくなり、生活費に困った方がいたので、障害年金を受けられるようにサポートした。 ・年金だけで生活出来ない方がいたので、生活保護を受けられるようにサポートした。 ・老後の生活費医療費について相談を受けた。 ・民生委員の訪問を拒否する人がいて困っている。 ・閉じこもり高齢者への対応。50 代～60 代男性　アルコール課題。働けなく生活に困っていたので、障害年金の更新手伝いをした。	・対象者が女性（異性）の場合の対応が難しい。 ・中部在住の親族へ電話連絡し、病院にくるまでの間、区長が病院側と対応した。（連携がすばやく取れた） ・役所につないで支援が受けられるようになった。	・支援する人は男性・女性の両方いる方が良い。 ・平時からの見守りや声掛け。 ・行政の相談窓口をまとめる（わかりづらい）。 ・働く場づくりが必要。
【通院に困っている方がいる】 ・高齢者が多いので移動手段の無い方も多いので、車に乗せて病院に連れて行ってあげた。 ・一人暮らし高齢者が通院に困っていた（家族が遠くに住んでいる）。病院に連れて行ったら、買い物にも連れて行ってと頼まれるようになった。家族に連絡して買い物は対応するようにしてもらった。 ・病院の紹介で中部の病院まで一緒に行きました（一人暮らし高齢者） ・バスに間に合わず連れて行ってくれと頼まれる　複数回あります。時間がある時は対応している。 ・ミニデイサービスへの参加するにあたり自分で公民館までの移動が困難な方がいたので、福祉推進員が自家用車で対応した。 ・市内へ通院する場合、対応が困難な方がいるので、民生委員の立場で受診に立ちあっている。 ・介護認定の申請等が支所でできない。車もなく本庁へ行けない人がいるため、在宅介護支援センターや民生委員で本庁へ連れて行った。 ・受診が必要だが付き添う家族とは疎遠で病院に連れて行ってくれる人がいないので、在宅介護支援センターで対応。民生委員や地域の人が対応することもある。	・移動の手段が必要。 ・移動時、付き添いが必要。 ・交通機関が不足。地域のニーズ（移動に関する）を把握する必要がある。 ・行政の窓口が複数あって情報共有が難しい（交通の事） ・自家用車に乗せた場合、仮に事故等があった時の対応についても考える必要がある。 ・高齢者の買い物支援の充実が必要。 ・移動の際は安全面（保険等）も課題である。 ・移動支援事業があるが付き添いがいるため利用できなかった。 ・民生委員の負担が大きい。ガソリン代の手だてがなく万一事故が起きた時の対応や保障に不安がある。 ・在宅介護支援センターの本来業務でないのでは。民生委員の負担大きい。 ・民生委員としての役割の範囲を超えている。	・地域の人達の意見も取り入れてコミュニティバスを運行させる必要がある。 ・コミュニティバスの運行曜日を限定して運営費を軽減する（コミュニティバスは市の職員も利用する）。 ・病院の送迎サービスを利用し買い物を済ませている話がある（来ない区もあるので広げてほしい）。 ・シルバー人材センター等を活用したデマンドバスの運行

地域の困りごとと、その対応	対応したときに困ったこと（うまくいったこと）	今後必要な取り組み
【日常の買い物に困っている方がいる】 ・配食サービスがなくなって食事内容が心配の方がいる。 ・１人暮らしの方には区に店がないため、月２回買い物に連れていかなければならないような状態。単身世帯の買い物に困っている。 ・売店、スーパー等がなく(少なく）買物に不便をきたしている。 ・車や運転免許の無い人（特に高齢者）が買い物に困っているので、一緒に買い物に行く日を月１～２回実施。現在はＪＡの移動販売車が週１回来ることで解決した。 ・ＪＡの移動販売車が来る（毎週）が、公民館に行くために知人にお願いする。	・スーパー等の配達サービスを活用するにはある程度経済力が必要である・ ・民生委員の数が少ない。 ・買物に連れて行ける人がいない。人件費・燃料費等の助成を名護市から出してもらえたので良かった	・地域の売店で弁当を買うことで、地域の売店の活用にもなる。 ・１人暮らしが多く食事に気になる男性が多いため配食があると良い。 ・移動販売があれば助かる。呼びかける ・地域にある売店が電話注文とか配達に対応してもらえないか。 ・高齢者等の買い物支援は、区内を巡回すれば解決可能。
【管理な不十分な家屋や屋敷がある】 ・空き家や崩れそうな家、コンクリートがはがれて、庭の雑草が放置されており、子ども達が危険、犯罪火災も心配。 ・障がいのある一人暮らしの方で、片付けができないと困っていた。 ・高齢者の家がゴミ置き場よりかなり離れており、空き缶や空き瓶を家にかなり溜めこんでいたので、運んでよいか許可を得て、公民館のゴミ置き場へ運んだ。 ・高齢者宅の垣根が伸びすぎて国道の見通しが悪くなって困っていたので、枝の伐採を手伝って、現在は見通しが良い。 ・身体の不自由な方の家や、高齢者夫婦の家の周辺の木や草が繁茂していた（３～４軒） ・犬が大きくなり飼育に困っている（餌やり、散歩、フンの片づけ）（一人暮らしの高齢者　男性） ・ゴミの分別が難しいので山に捨てている人がいる。	・住んではいないが所有者がいるので対応できない（草が生え放題） ・役所につないで支援が受けられるようになった。 ・見守りや声掛けが必要（定期的な）。 ・家族に相談して、伐採を手伝うように伝えた（現在は対応している）。 ・地域で草刈り、伐採をした。	・他のまちづくり、空き家対策等の計画と連携をとる。 ・声かけする（安全について）。
【居場所が必要な人がいる】 ・出歩くことのできない高齢者の話し相手をしている。依頼がある場合、隣の集落まで買い物に連れて行っている。 ・独居高齢者(85 歳)で気力がなくなり、外出しなくなった男性がいたので、区長さんから在介相談員に相談してもらう（在介よりデイサービスに相談） ・少しうつが入っていてミニデイやゆんたく広場に参加しなくなった。家から出るのを嫌う。	・本人来所の際、デイサービス利用者の話し相手になってもらえるか聞いたところ、週２回、都合の良い時に来所してもらうことになった。一緒に昼食もとり、同年代の方々と関わり（役割）を持つことにより活気が出てきているように感じる。 ・どう対応していいのかわからない。	・ゆんたく広場（公民館）等居場所づくり老人会主催１回/週 ・区の広報を配布しながら話し相手をする（訪問） ・ミニデイの充実 ・第２、４金曜日　支援者がミニディ活動を実施 ・区からボランテイアを依頼して支援員を確保 ・名桜大学の学生を活用した支援員の確保
【地域の人材がいない】 ・福祉活動の手伝いをしてもらえず、一人で困っている。ミニデイを実施する場合、準備から片付けまで一人でしている。	・一緒に取り組んでくれる仲間がいない	・一緒に取り組んでくれる仲間の確保。

地域の困りごとと、その対応	対応したときに困ったこと（うまくいったこと）	今後必要な取り組み
【その他】 ・自宅内での移動が困難になっていたので、二見の里に相談し、介護保険サービスの住宅改造につながった。 ・１人暮らしおばあちゃん書類をなくすので、再発行のため住所変更等の手続きをした。 ・若い人の発達障害等何らかの障害があり引きこもっている→この地区に相談支援センターがない。	・手続きが難しいので簡素化できないか。 ・がじゅまるプラン（社協）の実行が必要	・がじゅまるセンターの有効活用 ・児童、障がい者、高齢者等の相談対応を行う ・がじゅまるプラン（社協）の推進

○地域の見守り活動を強化するために必要な取り組み

・人材の確保　区にボランティアをしてもよい人を登録する（お願いしやすいファミサポみたいな）
・活動している民生委員に→社協・専門のアドバイスがもらえるように
・地域に関心を持ってもらえるように住民の意識づくり
・月２回公民館に集まる　ミニディで見守る
・要援護者のマップづくりと要援護者の支援者の確保
・要援護者の緊急時対応の情報整理
・普段からの見守り体制を作っておく
・月一、毎月１日に区報を配達しながら声掛けをしているが不十分（小さい事で連絡するよう声掛け））

○区福祉推進委員会を知ってもらうために必要な取り組み

・改めて区活動をお知らせする
・区の周知活動を強化する
・区と連携して取り組みを進める
・ミニディに関わることで周知できていると思う
・委員会の組織について再検討
・区福祉委員会がない区もあるので全区に周知する必要がある（社会福祉課で周知）

○がじゅまるセンター（地域福祉支援センター）を使いやすくするために必要な取り組み

・センターの人が会合に顔を出す（区長会、民生委員の集まり）
・センター職員は、いつ、ここにいるかなどの明確な情報を提供する（曜日固定）
・センターの周知とあり方を検討する必要がある

３．考慮すべき地域福祉に関する国の指針等について

（１）地域包括ケアシステムの構築

・2025 年を目途に、高齢者などが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現する必要がある。

（２）生活困窮者の自立支援

・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者のニーズ把握に努め、相談対応、就労の支援、住居や食料などについての一時生活支援、子どもの学習支援、家計相談の支援など、必要なサービスへつなぐとともに、地域や関係機関が連携して課題を解決する必要がある。

（３）子ども・子育て新支援制度にもとづく保育サービス等の充実

・「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を制度の柱とし、子育て支援の量を増やし、必要とする全ての家庭が利用できる支援を確保することが求められている。

（４）災害対策基本法改正

・避難について特に支援が必要な方の名簿を作成し、要援護者からの同意を得て、平時から消防や民生委員などの支援者と情報の共有をおこなう。また支援者等と連携しながら平時からの要援護者などの支援や防災対策に努めることが求められている。

（５）障害者差別解消法の周知

・国、地方公共団体・民間事業者に障害を理由とした差別的取り扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をすることを求めている。

（６）社会福祉法人の「地域における公益的な取組」

・社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実施を責務として位置づけられ、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応することが期待されている。

（７）地域共生社会の実現

・子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められている。支え手側と受け手側の関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、我が事として参画し、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することなどが求められている。

４．計画策定の体制、経緯など

（１）名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱

第１条　この要綱は、名護市附属機関の設置に関する条例（平成16年条例第５号）別表に規定する名護市地域保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　市長は、地域保健福祉計画その他の保健、福祉、医療に係る計画を委員会に諮問し、委員会は、これを審議して答申することを所掌事務とする。

２　委員会は、前項の諮問の性質に応じて、部会を置くものとする。

３　前項の部会は、次の表のとおりとする。

部会	対象となる計画
名護市地域保健福祉計画策定部会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による地域福祉計画
名護市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定部会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８の規定による老人福祉計画及び介護保険法（平成９年法律第123号）第117条の規定による介護保健事業計画
名護市障害者計画及び障害福祉計画策定部会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第９条第３項の規定による障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第１項の規定による障害福祉計画
名護市健康増進計画等策定部会	健康増進法（平成14年法律第103号）第８条第２項及び地域保健法に基づく健康増進計画
沖縄愛楽園将来構想策定部会	地域の保健、福祉、医療に係る国立療養所沖縄愛楽園の将来構想
名護市健康増進協議部会	名護市健康増進計画及び市民の健康増進に関する事項の推進

４　前項の各部会（以下「個別部会」という。）は、当該対象となる計画に関し審議又は進捗等について評価することができる。

５　個別部会は、諮問のあった事項に関し、第４条に規定する部会長の名で答申することができる。

（組織）

第３条　個別部会は、８人以内の部会員で構成する。

（部会長及び副部会長）

第４条　個別部会に部会長及び副部会長をそれぞれ１人置くものとし、部会員のうちから互選により選任する。

２　部会長は、個別部会の会務を総理し、個別部会を代表する。

３　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その

職務を代理する。

（個別部会の会議）

第５条　個別部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

２　個別部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（個別部会間等会議）

第６条　委員会又は個別部会は、計画に関し個別部会間で協議することが必要と認めるときは、個別部会間等会議を開催し、会議することができる。

２　前項の場合において、会議の議長は、個別部会の部会長のうちから互選より選任するものとする。

（幹事会）

第７条　個別部会は、その所掌事務務を円滑に進めるため幹事会を置くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、市民福祉部において行う。

（委任）

第９条　この要綱に規定するもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

２　個別部会の運営に関する詳細は、個別部会運営要綱として市民福祉部長が定める。

附　則（平成18年12月21日告示第90号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成18年12月21日から施行する。

（名護市地域福祉計画懇話会設置要綱の廃止）

２　名護市地域福祉計画懇話会設置要綱(平成７年告示第35号)は、廃止する。

（名護市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱の廃止）

３　名護市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱（平成17年告示第53号）は、廃止する。

附　則（平成20年７月23日告示第75号）

この要綱は、平成20年７月23日から施行する。

附　則（平成20年10月22日告示第95号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成20年10月22日から施行する。

（国立療養所沖縄愛楽園の将来構想を検討する懇話会の設置に関する要綱の廃止）

２　国立療養所沖縄愛楽園の将来構想を検討する懇話会の設置に関する要綱（平成17年告示71号）は、廃止する。

附　則（平成21年12月14日告示第127号）

この要綱は、平成21年12月14日から施行する。

附　則（平成27年５月12日告示第112号）

この要綱は、告示の日から施行する。

（２）名護市地域保健福祉計画策定部会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱（平成18年告示第90号。以下「基本運営要綱」という。）第９条第２項の規定に基づき、名護市地域保健福祉計画策定部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　部会は、次に掲げる事項について審議し、市長へ答申する。

⑴　地域保健福祉計画に関する事項

⑵　その他地域保健福祉計画に関し必要な事項

（委員）

第３条　部会の部会員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　市議会議員

⑵　学識経験者

⑶　保健、医療及び福祉分野の関係者

⑷　関係団体の構成員

⑸　その他市長が必要と認める者

第４条　部会員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日又は評価報告の日までとする。

２　補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５条　部会長は、必要に応じて部会員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事会）

第６条　基本運営要綱第７条の規定に基づき、部会の下に幹事会を置く。

２　幹事会は、次の表の者で構成する。

区分	構成
幹事長	市民福祉部長
副幹事長	社会福祉課長
幹事	⑴　生活支援課長 ⑵　介護長寿課長 ⑶　健康増進課長 ⑷　こども家庭課長 ⑸　総務課長 ⑹　地域力推進課長 ⑺　建築住宅課長 ⑻　学校教育課長

３　幹事会は、次に掲げるものについて協議する。

⑴　地域保健福祉計画の調査、研究を行うこと。

⑵　部会に提出する原案及び資料に関すること。

⑶　部会の円滑な運営に関すること。

４　幹事長は、必要に応じて幹事以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

５　幹事長は、幹事会における協議の経過及び結果を部会に報告しなければならない。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附　則（平成19年５月21日告示第39号）

この要綱は、平成19年５月21日から施行する。

附　則（平成20年４月１日告示第42号）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成24年10月29日告示第153号）

この要綱は、平成24年11月１日から施行する。

附　則（平成29年７月18日告示第152号）

この要綱は、告示の日から施行する。

■名護市第４次地域保健福祉計画策定部会員名簿

	氏　　名	所 属 職 名	備　考
1	平　三男	名護市社会福祉協議会会長	
2	鈴木　啓子	名桜大学副学長	
3	喜屋武　哲雄	沖縄県北部福祉事務所長	
4	兼濱　富男	名護市区長会会長	
5	玉城　常子	名護市婦人会会長	
6	具志堅　勇	名護市民生委員児童委員協議会会長	
7	大城　盛昭	名護市身体障害者福祉協会会長	
8	宮城　弘子	名護市議会議員	

■名護市第４次地域保健福祉計画策定幹事会名簿

	所属職名	氏　　名	備　考
1	市民福祉部長	野原　健伸	
2	社会福祉課長	高里　盛克	
3	生活支援課長	荻堂　盛邦	
4	介護長寿課長	末吉　業立	
5	健康増進課長	伊波　勝枝	
6	こども家庭課長	佐久川　智浩	
7	総務課長	上地　健	
8	地域力推進課長	仲井間　修	
9	建築住宅課長	具志堅　文明	
10	学校教育課長	大城　勝	

※名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱第７条及び名護市地域保健福祉計画策定部会運営要綱第６条による。

（３）計画策定の経緯

	開催日	内容
平成29年	８月３日～９月６日	地域保健福祉計画に関する市民アンケート調査
	８月～９月６日	地域保健福祉計画に関する区アンケート調査 （８月の区長会で配付、郵送による回収）
	10月～11月 名護湾地区、羽地内海地区、東海岸地区の各地区２回ずつ開催	第１回　地域福祉住民懇談会 ・10月16日　羽地内海地区（羽地地域・屋我地地域） ・10月19日　東海岸地区（久志地域） ・11月14日　名護湾地区（名護地域・屋部地域） ○地域福祉に関する学習会（地域福祉とは／名護市の状況（市民アンケート調査報告）等）の開催及び地域での福祉活動などから見えてきた地域の困りごととその対応で難しかったことなどを話し合う
		第２回　地域福祉住民懇談会 ・10月31日　羽地内海地区（羽地地域・屋我地地域） ・11月2日　東海岸地区（久志地域） ・11月21日　名護湾地区（名護地域・屋部地域） ○地域の困りごとへの対応で難しかったことやその解決策などを話し合う
	12月27日	名護市社会福祉協議会ヒアリング
平成30年	2月2日	第１回　幹事会 （１）計画策定の概要（策定の背景、進め方、スケジュール等の確認） （２）基礎調査などからみた地域保健福祉の現状と課題の説明
	2月6日	第１回　策定部会 （１）委嘱状交付 （２）市長より名護市地域保健福祉計画策定部会へ諮問 （３）計画策定の概要（策定の背景、進め方、スケジュール等の確認） （４）基礎調査などからみた地域保健福祉の現状と課題の説明
	2月21日	第２回　幹事会 （１）計画課題について（第３次計画の実施状況報告） （２）基本理念・基本目標、計画の枠組みについて （３）圏域の設定について
	2月28日	第２回　策定部会 （１）計画課題について（第３次計画の実施状況報告） （２）基本理念・基本目標、計画の枠組みについて （３）圏域の設定について
	3月9日	第３回　幹事会 （１）修正などの確認　（２）各論について
	3月14日	第３回　策定部会 （１）修正などの確認　（２）各論について
	3月28日	第４回　幹事会 （１）修正などの確認、目標指標、支え合いのネットワーク図等 （２）名護市第４次地域保健福祉計画（案）について
	3月29日	第４回　策定部会 （１）修正などの確認、目標指標、支え合いのネットワーク図等 （２）名護市第４次地域保健福祉計画（案）について
	3月29日	名護市地域保健福祉計画策定部会より市長へ答申

諮　問

名福社第904号
平成30年2月6日

名護市地域保健福祉計画
策定部会　部会長　殿

名護市長　　稲　嶺　　進

名護市地域保健福祉計画について（諮問）

名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱第２条第１項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

名護市第４次地域保健福祉計画について、貴策定部会の意見を求めます。

答申

平成３０年３月２９日

名護市長　渡具知　武豊　　殿

名護市地域保健福祉計画策定部会
部　会　長　　平　三　男

名護市第４次地域保健福祉計画について（答申）

平成３０年２月６日付け名福祉第９０４号で当策定部会に諮問のあった名護市第４次地域保健福祉計画（案）について、名護市地域保健福祉計画策定部会運営要綱第２条の規定に基づき、慎重に審議を重ねた結果、下記とおり結論を得ましたので答申します。

記

名護市第４次地域保健福祉計画（案）は、適正なものであると認めます。

名護市においては、地域住民や団体等が地域の問題を「我が事」として考え、解決に向けて行動する自主性と相互に支え合うという精神のもとに、地域で暮らす全ての人々が、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続ける「思いやりで支える共生のまち・なご」という基本理念の着実な取組みを推進されるよう希望し、これまでの審議経過等を踏まえて所要の修正を施し、答申いたします。

また、市長は、市民、関係団体、市社会福祉協議会、行政の密接な連携のもと、施策の実施状況について、毎年点検・評価を行い、当該計画の実現に努めていただくよう要望いたします。

５．用語解説

あ行

■インクルーシブ教育

どんな障がいや病気、あるいは他の事情をもつ子どもでも学校等から排除されず、共に学びあえるような学校等を権利として保障しようとするもの。

■沖縄県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある方をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由に社会参加できる地域社会を実現するために平成９年に制定した条例。目的や定義のほか、施策に関する基本方針及びバリアフリー整備の対象となる施設や整備基準等が規定されている。

か行

■区福祉推進委員会

小地域（行政区）を単位として、様々な福祉活動を推進していくために設置され、区長や民生委員、福祉委員を中心に区で活動されている婦人会、老人会や青年会のほか、福祉活動に関心のある地域住民で構成される。

■クラウドファンディング

ある目的、志などのため不特定多数の人から資金を集める行為、またそのためのネットサービスのこと。大衆(crowd)と財政的支援(funding)を組み合わせた造語。クラウドファンディングの実施者は、インターネットを利用して不特定多数の人々に比較的低額の資金提供を呼びかけ、必要とする金額が集まった時点でプロジェクトを実行する。

■権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために判断能力が落ちてしまったり、意思無能力者のために、代理人が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理及び書類の管理など権利の主張や自己決定をサポートしたり守ること。

さ行

■在宅介護支援センター

地域包括支援センターの地域における出先機関。在宅の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように地域包括支援センター、関係機関及びサービス実施機関等との連絡調整を行う。

■自主防災組織

自然災害から地域を守るための住民による任意組織。災害対策基本法に規定されており、自治会組織単位でつくられることが多い。行政の一部という位置づけの消防団とは異なり、構成員はボランティアで、避難訓練や防災研修などの活動をする。

■社会福祉協議会

社会福祉法に基づき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、本人の同意なく結ばれた不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。

■相談支援包括化推進員

複合的な課題を抱える相談者等を支援する役割として、相談者等が抱える課題の把握、プランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言を行う。

た行

■地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域包括支援センター等が主催し、多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行う。

■地域福祉コーディネーター

地域住民が自分たちの生活における課題や福祉における問題に自ら関わり、解決するための過程を支援する役割を持っている専門職。地域住民からの相談を受けたり、地域を巡回することにより、その地域が抱えている課題を把握し、解決できるように住民の支援を行う。

■地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、一定の生活圏域で医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供していくこと。国においては、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指している。

■地域包括支援センター

高齢者やその家族等の支援を行うために設置した機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職を配置し、高齢者等の様々な相談に対応するとともに、高齢者の介護予防事業の利用支援、高齢者支援に向けた各種サービス調整、介護保険サービス事業所の支援等を行う。

な行

■日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業。

■認知症サポーター

自治体や地域の職域団体、企業などが開催する「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、自分のできる範囲のボランティア活動として認知症の人や家族を支援する。

■ノーマライゼーション

障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

は行

■ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

■バリアフリー

高齢者や障がい者の行動を妨げる物理的な障壁がないこと。車いすが通ることができる通路幅の確保、段差の解消、手すりの設置、点字案内板の設置などが該当する。

■避難行動要支援者

高齢者・障がい者・乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援を要する人。

■ファミリーサポートセンター

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。働く人々の仕事と子育てまたは介護の両立を支援する目的から、労働省（当時）が構想し設立した。

や行

■ユニバーサルデザイン

障がい（ハンディキャップ）の有無、年齢や性別、国籍や民族などにかかわりなく、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

■要保護児童対策地域協議会

虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。児童相談所や学校・教育委員会、警察など、地域の関係機関によって構成される。養育能力に欠ける親や育児困難が懸念される妊婦などへの支援も行う。

名護市第４次地域保健福祉計画

平成 30（2018）年３月 発行

発行：名護市 市民福祉部 社会福祉課
沖縄県名護市港一丁目１番１号
電話（0980）53-1212（代表）